

經濟產業省

受託調查

2015 年度中国知財関連司法動向調査

2016 年 8 月

日本貿易振興機構（JETRO）

北京事務所 知識産権部

目次

| | |
|--------------------------------------------------------------|-----|
| I 司法保護状況 | 2 |
| 1. 最高人民法院の「2014 年中国法院知的財産権司法保護状況」 | 2 |
| 2. 2010 年以降 5 年分の同司法保護状況に記載された各種統計のまとめ | 21 |
| 3. 2010 年以降 5 年分の同司法保護状況に記載された各種統計の推移分析 | 36 |
| II 判例研究 | 38 |
| 1. 最高人民法院「2014 年中国法院知識産権司法保護十大事件」 | 38 |
| (1) 知的財産権民事事件 | 39 |
| (2) 知的財産権行政事件 | 56 |
| (3) 知的財産権刑事事件 | 63 |
| 2. 最高人民法院「2014 年中国法院知的財産権司法保護十大革新性事件」 | 65 |
| 3. 最高人民法院「司法による知的財産権保護 50 典型事例」 | 88 |
| (1) 知的財産民事事件 | 88 |
| (2) 知的財産行政事件 | 91 |
| III 司法解釈 | 92 |
| 1. 最高人民法院による「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」の改正に関する決定 | 92 |
| IV その他 | 109 |
| V 特定テーマに関する研究 | 111 |
| 1. 知的財産権に関する独占禁止法の現状及び今後の傾向 | 111 |
| (1) 知的財産権に関する独占禁止法の現状 | 111 |
| (2) 国家工商行政管理総局の「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」 | 145 |
| (3) 知的財産権に関する独占禁止法の今後の傾向 | 161 |

I 司法保護状況

1. 最高人民法院の「2014 年中国法院知的財産権司法保護状況」

以下は、最高人民法院が 2015 年 5 月 26 日に発表した「2014 年中国法院知的財産権司法保護状況」の全訳である。

中国語原文出典: 中華人民共和国最高人民法院公式サイト(2015 年 5 月 26 日公開)

http://www.court.gov.cn/zscq/bhcg/201505/t20150526_204766.html

中国法院による知的財産権の司法保護に関する状況(2014)

目次

前書き

- 1 一貫して司法の公正を堅持し、知的財産権裁判業務を大いに推進した。
- 2 一貫して制度の革新を堅持し、知的財産権法院が司法改革を導いた。
- 3 一貫して大局への奉仕を堅持し、知的財産権戦略の実施をさらに徹底した。
- 4 一貫して指導の強化を堅持し、知的財産権における法律適用の統一を維持した。
- 5 一貫して基礎の確保を堅持し、裁判チームの司法能力向上に力を入れた。

結語

前書き

2014 年は、中国共産党第 18 期中央委員会第 3 回総会及び第 4 回総会の精神を貫徹し、改革を全面的に深化させる初年度である。人民法院は、党中央による強力な指導、全国人民代表大会及びその常務委員会の力強い監督の下、習近平総書記の一連の重要談話の精神を深く学習し、徹底し、「全ての司法事件において人民大衆に公平と正義を実感させる」という目標を中心に据え、「司法利民、公正司法」の主軸をしっかりと捉え、憲法及び法律から付与された裁判職責を忠実に履行し、国の知的財産権戦略を徹底的に実施し、積極的に知的財産権に対する司法保護の主導的役割を発揮し、揺らぐことなく知的財産権裁判体制の改革を推進し、司法の公開を深化させ、司法の民主化を拡大し、司法の公的信頼性を向上させ、司法の権威を高め、これにより、知的財産権の司法保護業務は、新たな進展を遂げ、ややゆとりのある社会の全面的な建設、改革の全面的な深化、全面的な法による国家統治、全面的な党の厳格統治に対し積極的な貢献を

果たした。

1 一貫して司法の公正を堅持し、知的財産権裁判業務を大いに推進した。

人民法院は、党と国の事業の大局をしっかりと中心に据えて、時代の特徴を正確に把握し、積極的に知的財産権裁判業務に対する経済発展新常态の新たな要求に順応し、知的財産権の司法保護を絶えず強化し、法により知的財産権利者の合法的權益を効果的に守り、各種市場主体の利益を平等に保護し、知的財産権裁判業務を全面的に推進した。2014年の人民法院における各種知的財産権事件の新受件数は合計で133,863件で、既済件数は127,129件であり、2013年と比べてそれぞれ19.52%増、10.82%増であった。

(1) 民事裁判機能を十分に発揮し、知的財産権に対する保護を強化した。

人民法院は、中国の改革の全面的深化という総目標をしっかりと中心に据えて、社会全体の革新原動力、創造潜在力と創業活力の喚起に対する知的財産権司法保護ならではの役割を十分に発揮し、知的財産権の保護範囲を合理的に確定し、革新成果に対する保護を強化し、公平な競争による市場経済秩序を維持した。2014年の全国の地方人民法院における知的財産権民事第一審事件の新受件数及び既済件数はそれぞれ合計で95,522件及び94,501件であり、2013年と比べてそれぞれ7.83%増、7.04%増であった。そのうち、新受の特許事件は前年比4.93%増の9,648件、商標事件は前年比8.21%減の21,362件、著作権事件は前年比15.86%増の59,493件、技術契約事件は前年比12.86%増の1,071件、不正競争事件は前年比9.22%増の1,422件(そのうち、独占関係民事事件は86件)、その他の知的財産権事件は前年比0.48%増の2,526件であった。通年の既済の涉外知的財産権民事第一審事件は前年比0.11%増の計1,716件であり、既済の香港・マカオ・台湾関係知的財産権民事第一審事件は前年比11.8%減の計426件であった。全国の地方人民法院における知的財産権民事第二審事件の新受件数及び既済件数はそれぞれ合計で13,760件及び13,708件であり、前年比でそれぞれ15.08%増、18.65%増であり、知的財産権民事再審事件の新受件数及び既済件数はそれぞれ合計で80件及び94件(過去継続事件を含む)であり、前年比でそれぞれ6.67%増、2.08%減であった。

2014年の最高人民法院における知的財産権民事事件の新受件数及び既済件数はそれぞれ336件及び339件(過去継続事件を含む)であり、前年比でそれぞれ26.48%減、18.71%減であった。そのうち、第二審事件の新受件数及び既済件数はそれぞれ11件及び10件であり、再審申立

事件の新受件数及び既済件数はそれぞれ 268 件及び 271 件であり、審級引上げ審理(訳注:原文は「提審」)事件の新受件数は 34 件、既済件数も同じく 34 件であった。

人民法院が審理した、比較的に大きな社会的影響があった知的財産権民事事件としては、北京奇虎科技有限公司等とテンセント科技(深セン)有限公司等の不正競争紛争に関する上訴事件、南京宝慶銀樓装身具有限公司等と南京宝慶銀樓連鎖有限公司等のフランチャイズ経営契約紛争及び商標権侵害紛争に関する上訴事件、杭州聚合網絡科技有限公司と中国移动通信集团浙江有限公司等のコンピュータソフトウェア著作権侵害紛争に関する上訴事件、マグネクエンチ(天津)有限公司と蘇州瑞泰新金属有限公司等の技術秘密侵害紛争に関する上訴事件、鉅泉光電科技(上海)股份有限公司と上海雅創電子部品有限公司等の集積回路配置設計図専有権侵害紛争に関する上訴事件等が挙げられる。

(2) 行政裁判機能を十分に発揮し、行政機関の法による行政を監督し、かつ支持した。

人民法院は、社会主義法治国家の建設という目標をしっかりと中心に据えて、法による国家統治の全面的な推進のための重大な配置を真摯にかつ徹底的に実行し、知的財産権の付与・確定と行政法律執行行為に対する司法審査の監督、規範化機能を十分に発揮し、厳格な法律執行を促進した。2014 年の全国の地方人民法院における知的財産権行政第一審事件の新受件数及び既済件数はそれぞれ合計で 9,918 件及び 4,887 件であり、2013 年と比べてそれぞれ 243.66%増、68.46%増であった。そのうち、新受の特許事件は前年比 22.67%減の 539 件、商標事件は前年比 330.59%増の 9,305 件、著作権事件は前年比 300%増の 12 件、その他の行政事件は前年比 148%増の 62 件であった。既済の外国、香港・マカオ・台湾関係事件は 2,237 件であり、知的財産権行政第一審既済件数の 45.77%を占め、前年比で 70.5%増であった。そのうち、涉外事件は 1,927 件、香港関係事件は 150 件、マカオ関係事件は 5 件、台湾関係事件は 155 件であった。既済の第一審行政事件のうち、具体的行政行為維持の判決は 3,422 件、具体的行政行為取消の判決は 841 件であった。全国の地方人民法院における知的財産権行政第二審事件の新受件数及び既済件数はそれぞれ合計で 2,435 件及び 2,118 件であり、前年比でそれぞれ 63.42%増、41.58%増であった。既済事件のうち、原判決維持は 1,877 件、原判決変更は 181 件、差戻しは 2 件、訴え取下げは 45 件、棄却は 2 件、その他の方式による訴訟の終了は 11 件であった。

最高人民法院における知的財産権行政事件の新受件数及び既済件数はそれぞれ 145 件及び 151 件(過去継続事件を含む)であり、前年比でそれぞれ 5.84%増、21.77%増であった。既済の

131 件の行政再審申立事件のうち、再審申立棄却は 108 件で、82.44%を占め、審級引上げ審理は 15 件で、11.45%を占め、和解による取下げは 4 件で、3.05%を占め、再審命令は 3 件で、2.29%を占め、その他の方式による訴訟の終了は 1 件であった。既済の 17 件の行政に係る審級引上げ審理事件のうち、原判決変更は 15 件で、88.24%を占め、原判決維持は 1 件で、5.88%を占め、その他の方式による訴訟の終了は 1 件で 5.88%を占めた。

人民法院が審理した、比較的に大きな社会的影響があった知的財産権行政事件としては、アップル社と国家知的財産権局特許再審査委員会の意匠特許権出願拒絶再審査行政紛争に関する上訴事件、(スイス)エレコムアジア株式会社と中華人民共和国知的財産権局特許再審査委員会、劉夏陽等の発明特許権無効行政紛争に関する審級引上げ審理事件、蘇州稻香村食品有限公司と国家工商行政管理総局商標評議審査委員会、北京稻香村食品有限公司の商標異議申立再審査行政紛争に関する再審申立事件、北京亜東生物製薬有限公司と国家知的財産権局特許再審査委員会の特許行政紛争に関する再審申立事件等が挙げられる。

(3) 刑事裁判機能を十分に発揮し、知的財産権侵害犯罪を厳しく取り締まった。

人民法院は、平安中国の建設推進の全体的要求と配置をしっかりと中心に据えて、引き続き知的財産権侵害犯罪の取締りに対する強化態勢を保持し、法により知的財産権侵害犯罪行為を厳罰し、知的財産権利者の合法的權益を保護した。2014 年の全国の地方人民法院における知的財産権刑事第一審事件の新受件数は合計で 11,088 件であり、2013 年と比べて 18.83%増であった。そのうち、知的財産権侵害犯罪事件は前年比 4.4%増の 5,242 件(登録商標冒用罪等の登録商標侵害犯罪事件が 4,447 件、著作権侵害犯罪事件が 735 件)、知的財産権の侵害に係る偽造・粗悪商品生産、販売犯罪事件は前年比 61.55%増の 3,966 件、知的財産権の侵害に係る不法経営犯罪事件は前年比 0.65%増の 1,697 件、知的財産権の侵害に係るその他の事件は前年比 8.28%増の 183 件であった。

全国の地方人民法院における知的財産権刑事第一審事件の既済件数は前年比 17.27%増の合計 10,803 件であり、判決発効対象者数は前年比 3.58%増の 13,904 人であり、刑事処罰を受けた者の数は前年比 3.54%増の 13,734 人であった。そのうち、既済の知的財産権侵害犯罪事件は 5,103 件、判決発効対象者数は 6,959 人であり、知的財産権の侵害に係る偽造・粗悪商品生産、販売犯罪事件は 3,856 件、判決発効対象者数は 4,474 人であり、知的財産権の侵害に係る不法経営犯罪事件は 1,663 件、判決発効対象者数は 2,210 人であり、知的財産権の侵害に係るその

他の犯罪事件は181件、判決発効対象者数は261人であった。既済の知的財産権侵害犯罪事件のうち、登録商標冒用犯罪事件は2,031件、判決発効対象者数は3,003人であり、登録商標冒用商品販売犯罪事件は1,903件、判決発効対象者数は2,410人であり、不法製造登録商標標章の不法製造販売犯罪事件は397件、判決発効対象者数は617人であり、特許冒用犯罪事件は1件、判決発効対象者数は0人であり、著作権侵害犯罪事件は722件、判決発効対象者数は850人であり、権利侵害複製品販売犯罪事件は12件、判決発効対象者数は20人であり、営業秘密侵害犯罪事件は37件、判決発効対象者数は59人であった。

全国の地方人民法院における知的財産権刑事第二審事件の新受件数及び既済件数はそれぞれ合計で573件及び521件であり、前年比でそれぞれ13.44%減及び16.91%減であった。

人民法院が審理した、比較的に大きな社会的影響があった知的財産権刑事事件としては、張俊雄による著作権侵害犯罪事件、周志全等7人による著作権侵害犯罪事件、陳徳靈等による登録商標冒用犯罪事件等が挙げられる。

2014年は、人民法院が知的財産権の司法保護業務を特に重視し、知的財産権に対する司法保護の主導的役割をさらに発揮したことにより、下記の新たな特徴が現れた。

事件数が急速に増加した。人民法院における知的財産権第一審事件の新受件数は2013年比15.6%増の116,528件であった。そのうち、知的財産権行政第一審事件の増加幅が最も顕著であり、243.66%に達し、記録的な数字となった。その主な原因は、新たに改正された商標法の施行に伴い、商標権の付与・確定行政事件が大幅に増加し、9,190件に達し、全国の知的財産権行政第一審事件の受案件数の92.67%を占めたことによるところが大きい。事件の分布から見れば、浙江、河南、湖北、湖南の4省の知的財産権民事事件の新受件数の増加幅が比較的に大きく、いずれも30%以上となっている。広東省は全国で受案件数が最も多い省であるが、新受件数は前年比でやや下降しており、新規増加事件の分布が沿海発達地域から中西部地域へと移ってゆく状況を窺わせた。事件数の急増に伴い、複雑な技術事実の認定や法律の適用にかかわる新しい種類の難解複雑な事件が多く現われ、事件審理の難易度が日増しに高くなり、知的財産権裁判業務はより高度でより新しい能力が求められるようになり、知的財産権裁判チームの建設もかつてない挑戦に直面している。

裁判の質と効率を継続的に向上させた。全国の地方人民法院における知的財産権第一審事件の既済件数は前年比9.75%増の110,191件であり、既済率は94.56%に達した。そのうち、知的

財産権民事第一審事件の既済率は前年比 10.98%増の 98.93%であり、再審率は前年比 0.005%減の 0.085%であり、上訴事件の原判決変更・差戻し率は前年比 1.28%減の 4.56%であり、既済件数と既済率が大幅に上昇し、再審率と原判決変更・差戻し率がいずれも下降するという良い局面を見せた。知的財産権行政第一審事件の既済件数は前年比で 68.46%上昇し、既済率は前年比 37.77%減の 49.27%であり、再審率は前年比 0.047%減の 0.022%であり、既済の上訴事件の原判決変更・差戻し率は前年比 1.16%減の 8.64%であり、既済件数が大幅に上昇する状況の中で、再審率と原判決変更・差戻し率がいずれも下降する傾向を見せた。知的財産権刑事第一審事件の既済率は前年比 5.77%増の 97.43%であり、増加幅が比較的顕著であった。各級人民法院は、裁判の質と効率を高め、「裁判の終結と同時に事件を終わらせる」を実現するために、矛盾の解消方式を持続的に革新し、訴訟前と訴訟の各段階における調解業務を大いに強化し、多様なルートを通じて矛盾、紛争を協力して解決した。知的財産権民事第一審事件における調解による訴え取下げ率は 65.96%、第二審事件における調解による訴え取下げ率は 29.28%に達し、70%以上の知的財産権民事紛争が調解による訴訟取下げの方式によって審議を終結し、良好な社会効果と法的効果をもたらした。

裁判の公開をさらに推進した。 人民法院は、絶えず裁判の公開を強化し、公開により公正を促進し、公開により公的信頼性を確立した。**裁判文書の公開を推進した。** 公開可能な全ての裁判文書をネット上で公表し、裁判文書の公表範囲と公表効率を高めた。2014 年末までに、ネットを通じて公開された各級人民法院の発効済の知的財産権裁判文書は 110,482 部に達した。**裁判プロセスの公開を推進した。** 中国裁判プロセス情報公開サイトを通じて知的財産権事件のプロセスに関する情報を普及させた。事件のオンライン処理を通じて、裁判プロセスに対する管理を強化し、当事者の知る権利、監督権を保障し、裁判の質と効率を高めた。**法廷審理の公開を推進した。** 最高人民法院は、初めて中国駐在外国使節向けの特別開放日イベントを開催し、知的財産権裁判法廷は、当日に、浙江健龍衛浴有限公司と(ドイツ)グローエ株式会社の意匠特許権侵害紛争事件について公開で法廷審理を行い、フランス、ドイツ、オーストラリア、スイス等の 16 か国の中国駐在大使館が派遣した 25 名の外交使節が傍聴に参加した。最高人民法院の周強院長は、特別開放日イベントに参加した中国駐在外国使節と会見し、相互に交流し、中国駐在外国使節及びマスコミから幅広い賞賛を受け、良好な社会的反響が生まれた。2014 年、全国の地方人民法院は、23,312 件の知的財産権民事第一審事件について即日法廷で判決を言い渡し、これは既済件数の 25.03%を占めた。**典型的事例の公開を推進した。** 最高人民法院は、中国法院における知的財産権司法保護 10 大事件、10 大革新的事件、50 件の典型的事例を公表し、「知的財産権裁判事例指導」の編集、出版等の方式により、裁判事件のより一層の公開を進め、典型的事例の模範、

指導、評価機能を発揮した。自ら積極的に監督を受け、監督により公開を促進した。最高人民法院は、全国人民代表大会常務委員会法律執行検査チームの要求に従って、2014年4月に全国人民代表大会常務委員会に対し特許法の遂行状況を報告し、2014年6月に第12期全国人民代表大会常務委員会第9回会議の特許法執行検査報告に対する審議状況を聞き取り、積極的に人民大衆の知的財産権司法保護に対する新しい期待に応えた。

裁判の影響力が著しく向上した。中国における「革新による発展促進」戦略の段階的な推進に伴い、知的財産権は日増しに市場主体が国内外の市場競争に参加し、市場競争地位を高めるための中核的要素及び戦略的資源となっており、知的財産権の司法保護は益々社会各界から持続的でかつ幅広い注目を集めている。人民法院は、発展の機会をしっかりと捉え、重大事件の裁判業務を特に重視し、規則の設定を主導し、社会の関心に応えた。最高人民法院は、テンセント社が奇虎社を訴えた不正競争紛争上訴事件の判決を公開で言い渡し、関連市場の競争ルールを明確にし、確立した上で、インターネット関係企業が秩序をもって競争を展開するよう指導し、市場資源配置の最適化を促進した。同事件の審理は、各種報道機関によって広く詳細に報道された。

2 一貫して制度の革新を堅持し、知的財産権法院が司法改革を導いた。

中国共産党第18期中央委員会第3回総会は、知的財産権法院の設立を明確に要求した。知的財産権法院の設立は、司法体制改革の基礎的、制度的措置である。人民法院はこれを特に重視し、改革・革新及び積極的な責任負担の精神をもって、知的財産権法院の設立業務を深く研究し、統一的に計画し、大いに推進し、比較的短い期間内に知的財産権法院の設立を完了し、中国の知的財産権司法保護史において重大な第一歩を踏み出した。

(1) 知的財産権法院の設立と立法を積極的に推進した。

最高人民法院は、知的財産権法院の設立業務を統括する知的財産権法院設立業務チームを設置した。国外の知的財産権裁判所の経験を深く研究し、中国における知的財産権保護の現実的な需要を踏まえて、何度も関連部門の意見を聞き取った上で、知的財産権法院の設立に関連する原則、設立地、審級、機構、管轄等の問題について枠組みとなる意見を提出した。2014年6月6日、中央改革全面的深化指導者チームの第3回会議において「知的財産権法院の設立に関する案」を審議、可決し、関連改革のさらなる推進のために明確な方向性と要求を提起した。最高

人民法院は、「北京、上海、広州における知的財産権法院の設立に関する決定(草案)」の議案を起草し、第12期全国人民代表大会常務委員会第10回会議に審議を要請した。2014年8月25日、最高人民法院の周強院長は、同草案について説明を行った。2014年8月31日、全国人民代表大会常務委員会は、「北京、上海、広州における知的財産権法院の設立に関する決定」を可決した。同決定は、知的財産権法院の機構設置、事件管轄、裁判官任命等について規定し、知的財産権法院の設立及び運用について法的根拠を提供した。

(2) 知的財産権法院の設立プロセスを入念に計画した。

「北京、上海、広州における知的財産権法院の設立に関する決定」の可決後、最高人民法院は知的財産権法院の設立業務を入念に計画、指導し、北京、上海、広東の3地域の高級人民法院は積極的に行動し、現地の党委員会、政府等の部門は強力にこれを支援し、共同で知的財産権法院の設立プロセスを推進した。2014年10月28日、最高人民法院は、「知的財産権法院裁判官の選任に関する指導意見(試行)」を公布し、裁判官の選任について具体的な指導意見を提出した。北京、上海、広東の3地域の高級人民法院は、手配を急ぎ、順序よく実行し、4か月も経たないうちに機構の設置、裁判官の選任、執務場所の選定、後方勤務の保障等の業務を完了した。緊急で準備が進められた結果、北京知的財産権法院が2014年11月6日に最初に設立された。中国共産党中央政治局委員、政法委員会書記の孟建柱、中国共産党中央政治局委員、北京市委員会書記の郭金龍、最高人民法院院長の周強が開院式に出席し、孟建柱書記が重要談話を発表した。12月16日、広州知的財産権法院が設立され、中国共産党中央政治局委員、広東省委員会書記の胡春華、最高人民法院常務副院長の沈德咏が開院式に出席した。12月28日、上海知的財産権法院が設立され、中国共産党中央政治局委員、上海市委員会書記の韓正、最高人民法院院長の周強が開院式に出席した。知的財産権法院の設立は中国の知的財産権の分野において一里塚的な意義を有する大事件であり、中国の知的財産権保護業務が新たな発展段階に入ったことを示すものであり、知的財産権保護の強化、科学技術革新のための法治環境の改善、「革新による発展促進」戦略の実施、革新型国家の建設に対して重大かつ深遠な影響を与えることになるであろう。

(3) 知的財産権法院の円滑な運営を適切に保障した。

知的財産権法院の効果的な運営を確保し、期待効果を得るため、最高人民法院は、関連する地方法院と共に、知的財産権法院の各業務の規範的運用を保障するための各種制度を遅滞なく

検討して公表した。第一に、知的財産権法院の事件管轄制度を明確にした。2014年11月3日、最高人民法院は、「北京、上海、広州の知的財産権法院の事件管轄に関する規定」を公布し、知的財産権法院の第一審事件の管轄の範囲、越区管轄事件の種類、知的財産権付与・確定事件の範囲等の重要問題についてより明確に規定し、知的財産権法院及びその所在地の高級人民法院の民事及び行政裁判の「二合一」（即ち、知的財産権法院及びその所在地の高級人民法院の知的財産権裁判廷が知的財産権にかかわるあらゆる民事及び行政事件を統一的に管轄し、及び審理すること）を徹底して実現した。また、「知的財産権法院の事件管轄等の関連問題についての通知」を公布し、知的財産権法院の審級管轄、審級引上げ審理、保全措置、強制執行等の問題についてより明確に規定した。2015年2月末までに、知的財産権法院はすでに2,382件の知的財産権事件を受理し、そのうち、第一審事件は2,219件、第二審事件は613件であり、民事事件は1,630件、行政事件は1,202件であった。第二に、中国独特の技術調査官制度を確立した。裁判官の技術関連事件の処理に協力し、裁判官の事件審理のために技術的参考意見を提供する技術調査官を初めて置き、技術事実究明における科学性、専門性及び中立性を高め、技術関連事件の審理を公正かつ効果的に保障することを図った。2014年12月30日、最高人民法院は、「知的財産権法院技術調査官の訴訟活動参加の若干問題に関する暫定規定」を公布し、技術調査官の事件参加の範囲、業務職責、技術審査意見の効果等を定めて、技術調査官の訴訟活動への参加について明確なガイドラインを提供した。第三に、関連規定及び過渡的規則を遅滞なく公布した。北京、上海及び広東の3地域の高級人民法院は、法律及び司法解釈に基づき、事件の受理、新旧法院の引継・移行等の措置を遅滞なく検討して策定し、知的財産権法院と関連の中級人民法院との間の業務の平穏な移行と滞りのない引継を保障した。

(4) 知的財産権法院において各司法改革措置を全面的に実施した。

知的財産権法院は、中国共産党第18期中央委員会第3回総会、第4回総会の手配に基づき、各司法改革措置を全面的に実行し、正に中国の司法改革の探索者及び先駆者となった。第一に、率先して主審裁判官責任制を実行し、合議廷事件処理責任制を整備した。知的財産権法院は、裁判権の運営体制において裁判官の主体的地位を強調し、内部管理手続を減らし、又は廃止し、主審裁判官と合議廷の責任を強化し、「審理する者が裁判を行い、裁判する者が責任を負う」を実現した。第二に、裁判官定員制度の確立を模索した。知的財産権法院は、いずれも、裁判官定員制度を確立し、事件数等の要素に応じて、科学的に裁判官定員を決定し、裁判官の人数を抑えた。公開、公平、競争の原則に基づき、優秀な裁判官を選任し、国家に忠実で、業務に優れ、公正・廉潔な裁判官チームを初歩的に作り上げた。第三に、司法職種の特徴に適合する人員の

分類管理制度を模索した。知的財産権法院は、裁判官、司法補助員、司法行政職員のカテゴリ管理を模索し、各種職員別の等級区分、給与待遇、退職制度等の相応の制度の確立を試み、裁判官、裁判官補佐、技術調査官、司法行政職員等の最適化配置の実現を推進し、協力効率を高めた。

3 一貫して大局への奉仕を堅持し、知的財産権戦略の実施をさらに徹底した。

中国共産党第 18 期中央委員会第 3 回総会が改革の全面的深化の戦略的目標を全面的に手配したことにより、改革革新はすでに発展推進の主旋律となっている。中国共産党第 18 期中央委員会第 4 回総会は、法による国家統治の全面的推進という総目標を提出し、新時代の人民法院の活動をよりよく展開するために強力な原動力を提供した。人民法院は、機会をしっかりと掴み、開拓・革新の勇気をもって知的財産権の司法保護を大いに強化し、国の知的財産権戦略の実施をさらに徹底し、経済の安定的な成長、革新型国家の建設のために、力強い司法保障を提供した。

(1) 知的財産権裁判体制改革の推進を速めた。

知的財産権事件の管轄配置を改善、調整した。最高人民法院は、日増しに増加する知的財産権司法保護の需要に応じて、裁判資源の合理的な配置、裁判の質と効率の向上に資するという視点から出発し、知的財産権事件の管轄権の付与基準をより明確にし、管轄配置を改善した。特許民事事件の管轄権を有する中級人民法院と基層人民法院の数を厳格に抑え、必要に応じて馳名商標、独占等の特殊型民事事件の裁判管轄を柔軟に配置した。また、知的財産権法院の設立に基づき、その司法管轄区内の一部の特許事件管轄権を有する基層人民法院の管轄権を遅滞なく調整し、すでに管轄権を有する基層人民法院を指定して、第一審の一般知的財産権民事事件の管轄権を有しないその他の基層人民法院の事件を区域を跨いで管轄させ、管轄の空白の問題を解決した。また、管轄配置最適化の新モデルをさらに模索し、重慶市両江新区知的財産権法廷一部の特許事件を審理することを承認した。同法廷は、2014 年 2 月の設立以来、すでに 1,213 件の各種知的財産権事件を受理し、重慶市両江新区の発展に大いに貢献している。2014 年末現在において、特許、植物新品種、集積回路配置図設計及び馳名商標認定にかかわる民事紛争事件の管轄権を有する中級人民法院は全国にそれぞれ 87 箇所、46 箇所、46 箇所及び 45 箇所あり、一般的な知的財産権民事事件の管轄権を有する基層人民法院は 164 箇所に達し、実用新案権及び意匠特許紛争事件の管轄権を有する基層人民法院は 6 箇所に及んでいる。

科学技術専門家諮問体制を整備した。技術事実を的確に究明し、技術関連事件における裁判の質と効率を高め、司法の公的信頼性を高めるため、最高人民法院は、引き続き中国科学技術協会との協力関係を強化し、2014年2月に共同で「知的財産権司法保護強化、科学技術革新発展推進座談会及び特別招請科学技術専門家任命式」を開催し、中国科学院及び中国工程院の会員10名を最高人民法院の特別招請科学技術諮問専門家として新たに招聘し、技術諮問専門家による特許等の技術関連事件への知的支援の提供をより一層強化した。地方の各級人民法院も、技術専門家の招聘、専門家諮問委員会、専門家コンサルティンググループの設置、技術専門家陪審制度の推進、専門家補助者制度の整備改善等の方式を通じて、技術事実究明体制の整備を積極的に模索し、技術関連事件の事実認定という難題を効果的に解決するために新たなルートを切り開いた。

引き続き「三合一」改革モデルの範囲を拡大した。知的財産権裁判の「三合一」(訳注:人民法院の知的財産権裁判廷が知的財産権にかかわる民事、行政及び刑事事件を統一的に審理すること。)改革モデルは、知的財産権裁判システムを整え、国の知的財産権戦略を実行するための重要な措置である。積極的かつ安定的に当該プロジェクトを推進し、トップレベルの設計と全体計画を強化するため、最高人民法院は、2014年4月に、知的財産権裁判の「三合一」改革モデル業務座談会を開催し、経験を総括した上で、不動の信念を掲げて、「三合一」改革モデル業務を新たな段階に引き上げるという目標を共同で推し進めた。なお、2014年現在において、合計で5箇所の高級人民法院、94箇所の中級人民法院においてモデル業務を展開している。

(2) 引き続き知的財産権の多元化紛争解決体制の建設を強化した。

知的財産権保護の強化は、システム的なプロジェクトであり、各方面の力を集約し、保護の合力を形成してこそ、半分の労力で倍の成果をあげることができる。そのため、人民法院は、一貫して、知的財産権行政管理部門、科学技術行政管理部門及び産業協会等との意思疎通、交流の強化、協力の強化、優位性の相互補完を重視し、相互に連動した知的財産権多元的紛争解決体制の構築に努め、知的財産全体の保護レベルの継続的な向上を推進してきた。浙江省の法院は、積極的に特許民事事件における訴訟と調解の連携体制の構築を推進し、同体制を通じて187件の特許事件の調解を委託し、調解による訴え取下率は81.28%に達した。江蘇省高級人民法院は、省文化庁等の部門との意思疎通及び協力を強化し、訴訟と調解の連携体制を利用して、MTV音楽著作物の有料使用を推進し、KTV紛争事件の合理的な解決を促進した。湖北省武漢市中級人民法院は、同市の関連の知的財産権行政部門と共同で、司法保護と行政法律執行の

連携体制の確立に関する意見を提出し、知的財産権の多元的紛争解決体制をさらに改善した。湖南省高級人民法院は、国家級の長沙経済技術開発区訴訟調解センターの建設を強力に推進し、2014年末までに、同センターはすでに90件余りの事件の調解に成功した。山東省の法院は、知的財産権部門及び産業協会等との協力強化を通じて、知的財産権紛争の共同解決において、知的財産権の保護の強化に関し全方位的にカバーする保護の仕組みを作り上げた。安徽省の法院は、公安、工商、文化等の行政法律執行部門との意思疎通及び交流を強化し、事件の審査・処理業務の概要報告の定期的な交換、セミナーの共同開催等の方式を通じて、知的財産権保護の協力プラットフォームの構築に努めた。新疆ウイグル自治区高級人民法院は、自治区政府の各部門との横断的な連絡を強化し、自主ブランドの構築促進をしっかりと中心に据えて、少数民族地域の特徴に合った知的財産権保護ネットワークを構築した。重慶市高級人民法院は、市の司法局、公証協会と共同で公証保全実務座談会を開催し、公証証拠の公的信頼性の向上を検討し、知的財産権利者の権利擁護能力を高めた。

(3) 知的財産権法治宣伝を積極的に展開した。

知的財産権法治宣伝を強化し、司法サービスを提供することは、群衆の知的財産権法治意識の向上を導き、知的財産権法治の声を伝え、知的財産権司法保護の効果を高め、知的財産権司法保護のイメージを示す重要なルートである。

事件による法解釈活動を積極的に展開した。 人民法院は、伝統的メディアと新メディアを十分に活用し、事件を通じて法を解釈し、社会的注目度の高い事件の法廷審理の生放送、人民代表大会の代表、政治協商会議の委員及び人民大衆の裁判傍聴の招請等の方式により、宣伝内容を充実させ、宣伝効果を強めた。河南省高級人民法院は、「豫法陽光」というマイクロブログ、ウィーチャット、マイクロビデオの一本化プラットフォームの機能を発揮し、「牛忠喜焼餅」商標紛争案等の典型的事件をプラットフォームで公表し、ネットユーザーの活発な参加を促し、良好な法知識普及宣伝効果が得られた。江蘇省高級人民法院は、シナマイクロブログ、ウィーチャットの大衆プラットフォームを通じて同時に「知的財産視野」というカテゴリーを設け、江蘇省の法院が結審した新しい種類の知的財産権事件、優れた調査研究成果及び裁判経験を真っ先に公表し、知的財産権の司法保護に関する最新の状況を公開し、公開的、効率的、専門的な司法のイメージを作り出し、知的財産権の保護に対する社会公衆の関心度を高めた。内モンゴル自治区高級人民法院は、内モンゴル大学法学院において商標権侵害事件の公開による法廷審理を行い、多くの教師と学生が知的財産権の司法保護に関心を持つよう導いた。

「4・26」世界知的所有権の日宣伝週間イベントを入念に計画し、開催した。最高人民法院は、「中国法院による知的財産権の司法保護に関する状況(2013年)」を発表し、人民法院の2013年における知的財産権の司法保護を全面的に回顧して総括した。同時に、「中国知的財産権司法保護年鑑(2013)」、「中国法院による知的財産権の司法保護に関する状況(2009～2013)」を公開、発行し、全国の法院から、影響力があり、典型的意義と価値がある事件を入念に選定して、中国法院の10大知的財産権事件、10大革新的知的財産権事件及び50件の典型的知的財産権事例として公表し、中国法院による知的財産権の司法保護の強化によって得られた実りの多い成果を十分に示した。地方の人民法院も、次々と様々な宣伝週間イベントを行った。広東省高級人民法院は、中央メディアの「知的財産権司法保護広東行」を主催し、各メディアを裁判の傍聴席に招き、企業に入り込んで取材等を行わせ、良い宣伝効果を得られた。新疆ウイグル自治区生産建設兵団分院は、「保護、運用、発展」をテーマとしたイベントを行い、知的財産権関連法律を宣伝し、知的財産権保護の成果を示した。上海市高級人民法院は、記者会見を開催し、米国商工会議所、欧州商工会議所等の外国機関関係者及び40名余りの中外記者を上海法院の知的財産権裁判白書等の発表イベントに招待した。海南省高級人民法院知的財産権裁判の裁判官は、海南省の放送局に赴いて、視聴者及びネットユーザーと知的財産権の保護に関する知識について交流した。雲南省高級人民法院は、紅河ハニ族自治州中級人民法院等の機関と共同で「知的財産権の尊重、市場秩序の維持、調和のとれた社会の構築」をテーマとした宣伝イベントを開催し、現場で法律宣伝資料2,000部余りを配布し、500人余りの民衆からの相談を受けた。陝西省高級人民法院は、世界知的所有権の日に典型的事件の公開による判決言渡しを生放送し、宣伝効果を拡大した。チベット自治区高級人民法院は、チベット地域の主要メディアを通じて知的財産権法律知識を宣伝し、チベット地域の民衆の知的財産権法律意識を高めた。

現場に赴き、司法サービスを提供した。人民法院は、継続的に司法サービス体制を革新、改善し、企業の革新的発展を推進し、ブランド保護意識を高める司法サービス活動を積極的に展開した。福建省の法院は、司法サービス業務を何時でも怠らず、「体制を備え、プラットフォームを備え、人員を備えた」知的財産権司法サービスに係る長期的な体制を確立した。江西省の法院は、知的財産権司法保護のポイントを前に移し、企業を訪れて取材、面談を行い、状況を把握し、企業の知的財産権保護の需要に応えた。甘肅省の法院は、多種多様な方式により法律を農村、コミュニティ、企業、学校に持ち込み、直に法知識普及宣伝活動を展開した。遼寧省高級人民法院は、裁判官を派遣し、企業の現場に赴いて知的財産権保護事例を伝え、古い工業基地の産業グレードアップと発展のために提言、献策を行った。

(4) 知的財産権の交流・協力について長期的かつ有効な体制の構築に努めた。

現在、中国は、世界の経済科学技術に追いつき、追い越し、国内の革新的発展を成し遂げるための大事な時期にある。経済グローバル化のさらなる深化と科学技術革新の飛躍的な発展により、知的財産権の保護における国際性と開放性はより一層顕著なものになっている。人民法院は、緊密に時代の発展を追いかけ、常に考えを更新し、より開放的な思想とより広い視野をもって知的財産権の保護を推進し、知的財産権の司法保護の国際的、地域的な交流をより一層強化し、引き続き交流のルートを開拓し、交流の成果を拡大している。最高人民法院は、積極的に人員を派遣して、中欧の知的財産権対話、ワーキンググループ会議、自由貿易区知的財産権関連章節の交渉、中国・スイス知的財産権ワーキンググループ会議、中米知的財産権ワーキンググループ会議等の各種対外実務者会議に参加させ、各方面からの関心に積極的に応え、日本、米国、欧州連合、英国等の 100 人近くの高官代表団の訪中を受け入れ、相互の信頼に基づく交流を強化し、中国の知的財産権保護の実績を大きく宣伝した。2014 年 5 月、最高人民法院は、米国ワシントン大学と共同で「知的財産権司法保護国際セミナー」を開催し、知的財産権専門法院の実務、特許権侵害救済等の議題を中心に深く議論し、米国、ドイツ、オーストラリア、日本の裁判官、学者、弁護士及び全国の法院の 80 名余りの裁判官が会議に参加した。また、最高人民法院は、「中国知的財産権司法保護国際交流(上海)基地」の役割を十分に発揮し、同基地をプラットフォームとして、世界法律家協会と共同で「知的財産権保護の国際的な視野」という国際セミナーを開催し、国内外の裁判官、学者、弁護士等計 100 人余りが会議に参加した。同会議では、知的財産権保護の新傾向、インターネット、市場競争力、技術革新等の議題を中心に、広く、深い議論を行い、多くの共通認識を形成し、互いに学び合い、互いに有無を通じ合っただけでなく、中国の知的財産権裁判の国際的な影響力をより一層高めた。

4 一貫して指導の強化を堅持し、知的財産権における法律適用の統一を維持した。

知的財産権における法律適用の統一を保障し、法律適用の安定性及び予見可能性を強めることは、知的財産権法治建設の必然的要求である。人民法院は、しっかりと知的財産権裁判の特徴と法則を把握し、法治理念と法治思想を強化し、継続的に裁判監督と業務指導を強化し、より効果的に裁判の質と効率を促進し、公正な司法を確保する。

(1) 裁判指導業務の強化

改革の全面的深化という新しい情勢の下で革新発展の推進に対する知的財産権裁判の役割をより一層発揮させるため、2014年7月、最高人民法院は、湖北省武漢市において全国法院知的財産権裁判業務座談会を開催した。会議では、中国共産党第18期中央委員会第3回総会と中央政法業務会議の精神を深く徹底的に学習し、2013年における全国法院の知的財産権裁判業務状況を総括し、人民法院の知的財産権裁判が直面している情勢と任務を深く分析し、知的財産権裁判業務の指導思想をさらに明確にし、考えの更新、能力の向上、保護の強化、指導の強化、改革の深化、時代趨勢の引率という6つの角度から当面及び今後の一定期間における知的財産権裁判業務に対し明確な要求を提示し、具体的な手配を行った。会議の開催は、思想を統一し、知的財産権裁判業務の継続的な前進発展を推進するために方向性を示したものであり、非常に重要な意義がある。各地方の高級人民法院も、最高人民法院の指導の下で、積極的に裁判監督指導機能を発揮し、一連の焦点を絞った措置を取った。北京市高級人民法院は、商標権の付与・確定にかかわる行政事件の審理指針、インターネット知的財産権事件に関する審理指針を公表し、関連事件の審理業務を規範化した。寧夏回族自治区高級人民法院は、自治区知的財産権裁判業務会議を開催し、全国法院知的財産権裁判業務会議の精神を伝え、事件審理の構想を整理し、裁判基準を統一した。貴州省高級人民法院は、全省の法院の知的財産権裁判の動向に対する分析と総括を強化し、遅滞なく下級法院と意見交換を行い、指導意見を提出した。

(2) 司法解釈業務の強化

最高人民法院は、司法解釈の制定業務をより一層強化し、「北京、上海、広州の知的財産権法院の事件管轄に関する規定」、「知的財産権法院の事件管轄等の関連問題についての通知」、「知的財産権法院技術調査官の訴訟活動参加の若干問題に関する暫定規定」を公布し、知的財産権法院の運営に法的保障と政策保障を提供した。また、「『最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定』の改正に関する決定」を公布し、現行特許法の規定に基づき、特許権評価報告書、賠償金額の計算等の問題について相応の改正を行った。最高人民法院は、司法解釈起草の調査・研究・論証業務を強化し、特許権侵害紛争事件の審理における法律適用問題、知的財産権及び競争紛争行為保全事件の審理における法律適用問題、商標権の付与・確定行政事件の審理における若干の問題、特許権の付与・確定行政事件の審理における若干の問題等の司法解釈の起草を中心に、10回余りの意見公聴会を開催し、社会各界から起草内容に対する意見を幅広く募集し、衆知を集めて有益な意見を広く吸収し、繰り返し論証し、起草業務を入念に、着実に進め、司法解釈の法律適用統一機能を効果的に発揮できるよう確

保した。

(3) 司法調査研究業務の強化

人民法院は、新技術、新発展のもたらした知的財産権の新変革とそれに伴う知的財産権の保護の新しい需要をしっかりと中心に据えて、調査研究業務を展開し、遅滞なく問題を発見し、経験を総括し、共通認識の形成を推進し、司法の実際問題の解決を促進した。最高人民法院は、江蘇省蘇州市中級人民法院等の 10 箇所の知的財産権司法保護調査研究基地及び北京大学、中国人民大学等の 6 箇所の知的財産権司法保護理論研究基地に依拠して、涉外 OEM の商標法律問題、情報ネットワーク伝達権の司法保護問題、インターネット分野の競争問題、営業秘密、「3つのネットワークの融合」、漢方医・漢方薬の知的財産権保護問題等の特別調査研究活動を展開し、これらの事件の法による裁判のために知的支援を提供した。最高人民法院は、専門人員を配置して、植物新品種、知的財産権再審申立事件の差戻し及び再審命令の基準、革新型国家建設の推進における特許の役割、技術標準における特許権保護の問題等の 10 余りのテーマについて、深く調査研究を実施し、課題別の報告書を作成し、成果の転化を促進した。各級法院が調査研究業務を展開する意欲を高めるため、最高人民法院は、第 1 回全国知的財産権優秀調査研究成果選出活動の実施を組織し、選出された優秀な調査研究成果を表彰、奨励した。地方の各級人民法院も、裁判業務の重要点をしっかりと中心に据えて、地方の司法保護独特の業務を強調し、絶えず調査研究の方式を革新し、各方面の力を動員して調査研究業務を強力に展開し、充実した調査研究成果を獲得した。貴州省高級人民法院は、白酒の知的財産権保護の問題と実践に関する調査研究を展開し、地方の重点的産業の発展を後押しした。天津市高級人民法院は、知的財産権侵害における損害賠償問題を中心に、調査研究を展開し、これまでの 1,000 件以上の事件の統計、分析に基づき、的確な提言を行った。吉林省高級人民法院は、吉林大学法学院と協力して、漢方医薬知的財産権保護セミナーを開催し、漢方医薬の知的財産権保護研究成果について意見交換を行った。山西省高級人民法院は、全省内の 5 年以内に受理した知的財産権民事事件の状況を系統的に調査研究し、地方経済の発展にさらに貢献するため、全省の知的財産権の司法保護の強化についての提案を行った。

(4) 事例指導業務の強化

最高人民法院は、一貫して、典型的事例が司法裁判に対し指導的かつ模範的な役割を發揮することを重視し、「最高人民法院知的財産権事例年度報告書(2013)」を公表し、2013 年の典型

的事件の裁判要点をまとめ、統一的な法律適用を促進した。「最高人民法院による知的財産権裁判事件指導」を編集、出版し、「知的財産権裁判動向」を遅滞なく編集、発行し、業務指導の柔軟性と適合性を強めた。第3回全国知的財産権優秀裁判文書選出活動の実施を組織し、優秀事例を選出した。地方の各級人民法院も、事例の価値を深く掘り起こし、事例の指導を、裁判業務を後押しする突破口とした。北京市高級人民法院も特に北京市法院知的財産優秀事例セミナーを開催して、「北京市高級人民法院知的財産権難解事例要覧」を編集、出版した。上海市高級人民法院は、中国語、英語版の「知的財産事例精選(2011-2012)」及び「上海法院知的財産権裁判文書精選(2009-2013)」を出版した。

5 一貫して基礎の確保を堅持し、裁判チームの司法能力向上に力を入れた。

チーム建設は人民法院の永遠の課題であり、また、継続的に知的財産権裁判業務を推進するための永遠の課題でもある。2014年、各級人民法院は、強い信念を持ち、人民のために法律を執行し、勇気をもって責任を負い、清廉潔白な知的財産権裁判チームを建設することを目標とし、チーム建設の強化を怠らずに、裁判任務の円満な達成のために重要な保障を提供した。

(1) 理想・信念教育を強化し、公正な司法の思想基礎を固めた。

思想は行動の指針である。思想・政治建設を強化し、世界観、人生観、価値観という「メインスレッド」の問題を確実に解決することは、高い資質を有する知的財産権裁判チームを作り、公正な司法を促進するための基礎である。各級人民法院は、「人民法院の思想・政治建設のさらなる強化に関する意見」を真剣にかつ徹底的に実行し、理想・信念教育の定着をチームの資質向上の根本的任務とし、党の大衆路線教育実践活動の着実な展開を皮切りに、裁判従事者に真剣に中国独特の社会主義理論体系、習近平総書記による法治建設、規律・勤務態度建設に関する一連の重要な談話の精神を学ばせ、より多くの裁判従事者が社会主義法治の目標・方向、価値指向と実現ルートを深く認識するよう指導し、より一層「筋道の自信、理論の自信、制度の自信」を深め、社会主義法治国家建設の自信と決心を強めた。「忠実、利民、公正、廉潔」という政法部門幹部・警察の中核的価値観を大いに発揚し、より多くの裁判従事者がしっかりと目的意識と大衆観念を確立するよう指導し、「大局奉仕、司法利民」が中国独特の社会主義司法制度の必然的要求であることを十分に認識し、「全ての司法事件において人民大衆に公平・正義を実感させるよう努める」ことを目標として裁判業務を展開し、法律効果と社会効果の統一を確保した。「党性強化、規律厳守、廉潔執務」という特別研修を真剣に展開し、より多くの裁判従事者の規律遵守、規則重視の

意識を高め、理想・信念を固め、法治信仰を守り通し、勤務態度をさらに改善し、良好な職業の節操を樹立し、腐敗拒絶、廉潔自律の「高圧線」をしっかりと築き、自ら法律の尊厳と裁判官の榮譽を守ることを図った。

(2) 裁判業務建設を強化し、公正司法の能力基礎をしっかりと固めた。

裁判官チームの正規化、専門化、プロフェッショナル化建設を強化し、司法能力とレベルを高めることは、知的財産権裁判業務の推進の重要な一環である。各級人民法院は、積極的に、新情勢、新任務が知的財産権裁判官の業務資質に対して求める新しい要求に応じて、知的財産権の保護の発展の新たな状況と知的財産権法律の更新の歩調をしっかりと中心に据えて、様々な形式で絶えず業務学習と教育を強化しつつ、裁判官の法律執行・事件処理、矛盾・紛争解決能力を高めてきた。最高人民法院は、裁判理論研究会と基地の役割を十分に発揮し、知的財産権裁判における難題と重要問題について、積極的に裁判理論研究を展開し、絶えず知的財産権裁判の経験を充実させ、総括してきた。また国家裁判官学院の知的財産権研修カリキュラムを媒体として、全国の法院の知的財産権裁判官に対し業務研修を継続的に実施し、300名近くの裁判官を訓練してきた。河北、四川、甘肅等の高級人民法院も、次々に知的財産権裁判業務研修クラスを開講して、知的財産権裁判官に対する研修を強化した。広西チワン族自治区高級人民法院は、自治区裁判官学院と共同で知的財産権裁判業務研修クラスを開講し、全区の知的財産権裁判官及び書記官全員に対し研修を実施した。黒龍江省高級人民法院は、裁判官フォーラム活動を継続的に開催し、裁判官の実務技能の向上に力を入れた。江蘇省高級人民法院は、出発点から裁判官選任のポイントを掴むことを堅持し、理科・工科専門出身の優れた裁判官を採用するように配慮した。現在、同省の機械、化学、コンピュータ等の専門出身の知的財産権裁判官は19名に達している。また、「外部との人材交流」という形で人材育成を強化した。最高人民法院と一部の地方人民法院は、引き続き国家知的財産権局特許再審査委員会と人材交流を行い、専門的技術レベルの向上を促進した。知的財産権裁判官チーム建設の強化を怠らず、チーム能力を大きく向上させた。2014年末までに、合計18名の知的財産権裁判官が最高人民法院によって全国裁判業務専門家に選ばれている。

(3) 裁判監督管理を強化し、公正司法の制度基礎をしっかりと固めた。

科学的、合理的、規範的で、秩序正しい裁判権力監督運用体制の整備は、公正司法を促進する制度的保障である。各級人民法院は、「管理を強化することによって裁判を促進する」という理

念をしっかりと確立し、積極的に知的財産権裁判の実際の需要に適した裁判監督管理の新体制及び新方法を模索し、権利と責任が明確で、質・効率ともに高い監督管理によって、裁判権の正確な行使を保障することを図った。事件情報管理業務を強化、改善し、情報化手段を活用して事件審理の重要な過程及びポイントを追跡監督し、裁判運用態勢に対し科学的分析を行い、司法効率を高め、司法の公開を推進した。裁判の業績考査業務を強化、改善し、全過程の管理、全員の考査を徹底し、考査結果の活用を強化し、それを裁判官の昇格・昇進の主要な根拠とした。最高人民法院は、継続して事件の質に関する評価調査及び裁判文書の評価調査を展開し、優れた意識をさらに磨き、誤った事件の発生を途絶させ、防止し、裁判の質と裁判文書作成の質を絶えず高めた。監督制約体制の建設を強化、改善し、司法巡査、裁判業務監督検査及び廉潔執務監察員の役割を十分に発揮し、裁判官の就任忌避制度を厳格に実行し、権力の制御不能、行為の規範喪失を防ぎ、チームの廉潔、司法の清廉公正を促進した。

結語

2015 年は、改革の全面的な深化の要となる年であり、全面的な法による国家統治の最初の年であり、「第12次5か年計画」を完成させる最後の年でもある。人民法院は、習近平同志を総書記とする党中央の強力な指導の下で、歴史的機会をしっかりと掴み、知的財産権司法保護の職責を忠実に履行し、知的財産権に対する司法保護の主導的役割を確実に発揮し、勇気をもって責任を負い、大胆に進取し、真摯に励行し、困難を乗り越え、知的財産権裁判が新たな発展を実現できるよう絶えず推進し、改革の全面的深化と「革新による発展促進」戦略の実施のため、また、法治中国の建設と中華民族の偉大な復興という中国の夢の実現のために、堅固で強力な司法保障を提供しなければならない。

2. 2010 年以降 5 年分の同司法保護状況に記載された各種統計のまとめ

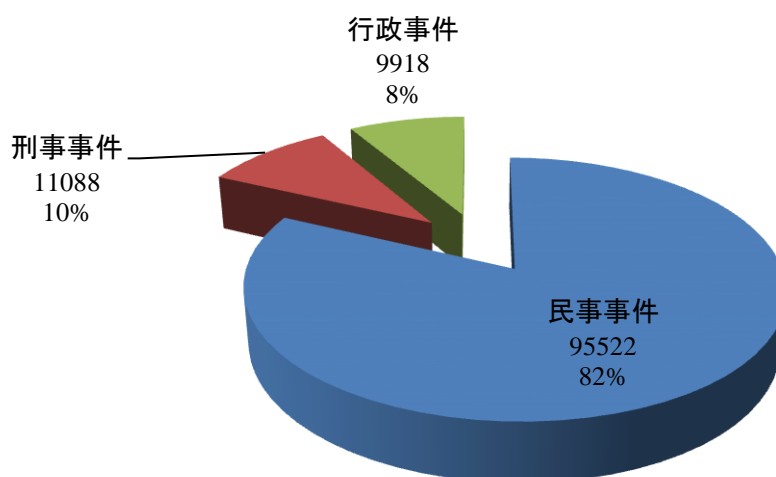
表 I -1(件数)

各年度全国の地方人民法院が新規に受理した知的財産権一審事件の件数

| 項目 | 2010 年 | 2011 年 | 2012 年 | 2013 年 | 2014 年 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 民事事件 | 42,931 | 59,612 | 87,419 | 88,583 | 95,522 |
| 行政事件 | 2,590 | 2,433 | 2,928 | 2,886 | 9,918 |
| 刑事事件 | 3,992 | 5,707 | 13,104 | 9,331 | 11,088 |

2010 年から 2014 年にかけて、全国の人民法院が新規に受理した知的財産権に関する民事一審事件数は 42,931 件から 95,522 件になり、122.50% 増えた。知的財産権に関する行政一審事件数は 2590 件から 9918 件になり、282.93% 増えた。知的財産権に関する刑事一審事件数は 3992 件から 11088 件になり、177.56% 増えた。上記データからみれば、知的財産権に関する行政一審事件数の変動幅が最も顕著である。原因としては、新たに施行された商標法により、商標権の付与又は権利確定に関する行政事件数が大幅に上がり、知的財産権に関する行政一審事件の受理件数の 92.67% 占めている。

図 1: 案件数と種類別(3 種類)案件受理数の全体図



本レポートの執筆担当事務所が作成

表 I - 2(件数)

各年度知的財産権民事一審事件の新受件数

| 項目 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 著作権事件 | 24,719 | 35,185 | 53,848 | 51,351 | 59,493 |
| 商標事件 | 8,460 | 12,991 | 19,815 | 23,272 | 21,362 |
| 専利事件 | 5,785 | 7,819 | 9,680 | 9,195 | 9,648 |
| 技術契約紛争事件 | 670 | 557 | 746 | 949 | 1,071 |
| 不正競争事件 | 1,131 | 1,137 | 1,123 | 1,302 | 1,422 |
| その他 | 1,966 | 2,193 | 2,207 | 2,514 | 2,526 |

2010年から2014年にかけて、全国の地方人民法院が受理した知的財産権民事一審事件では、成長率トップ3の事件種類は、商標事件(152.50%増加)、著作権事件(140.68%増加)、専利事件(66.78%増加)である。同時に、上記トップ3は知的財産権民事一審事件の新受件数の94.75%(2014年)を占めている。

図 2-1: 2014年全国地方人民法院
新規受理知的財産民事第一審案件種類図

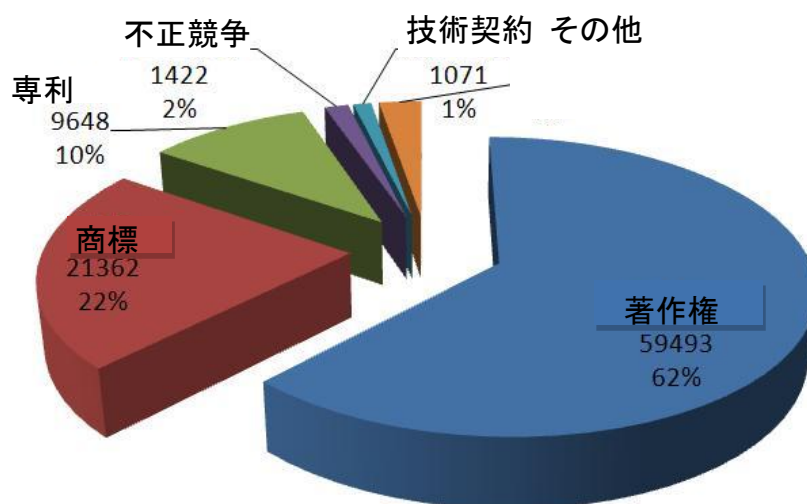


图 2-2: 2014 年全国地方人民法院
新規受理知的財産民事第一審案件増加幅図

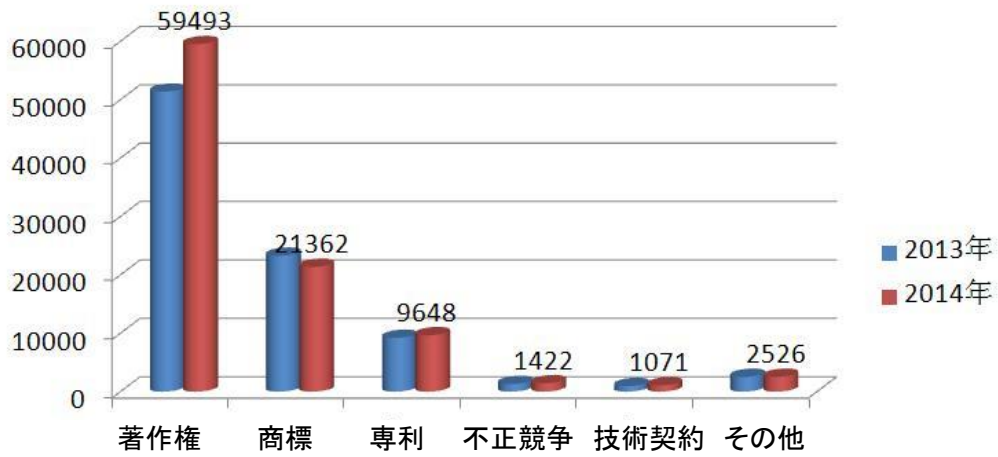
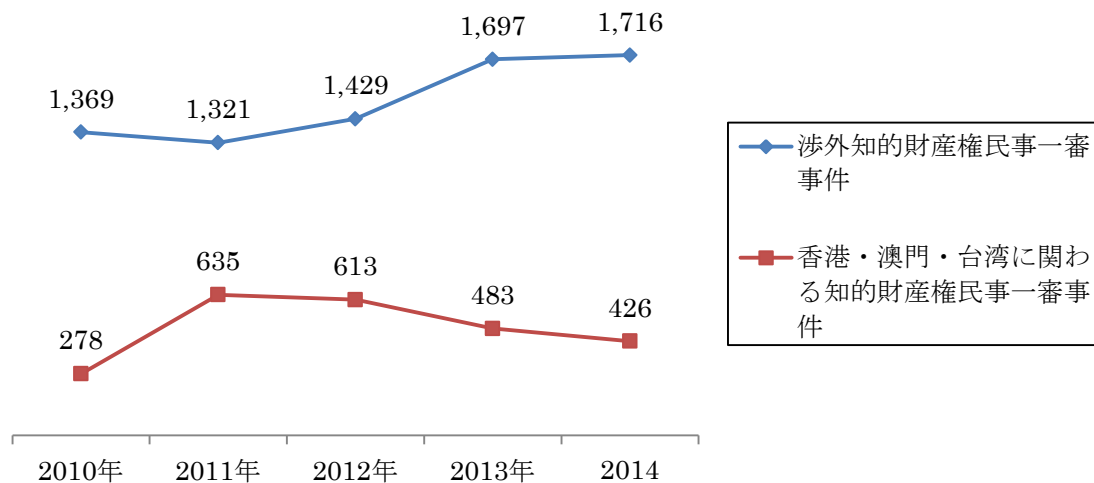


表 I-3

涉外及び香港・澳門・台湾に関わる知的財産権民事一審事件数(既済ベース)



2010年から5年間で、涉外知的財産権民事一審事件数は徐々に増加している。香港・澳門・台湾に関わる知的財産権民事一審事件数は2011年と2012年に600件以上になったが、2013年からは減少した。

表 I-4

各年度知的財産権民事二審事件、再審事件数の新受・既済件数及び最高人民法院知的財産権裁判廷の新受・既済件数

| 項目 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|-------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 知的財産権民事二審事件の新受件数 | 6,522 | 7,642 | 9,581 | 11,957 | 13,760 |
| 上記事件の既済件数 (前年からの繰越分を含む) | 6,481 | 7,659 | 9,292 | 11,553 | 13,708 |
| 知的財産権民事再審事件の新受件数 | 111 | 294 | 172 | 75 | 80 |
| 上記事件の既済件数 (前年からの繰越分を含む) | 109 | 224 | 223 | 96 | 94 |
| 最高人民法院知的財産権裁判廷の知的財産権民事事件の新受件数 | 313 | 305 | 237 | 457 | 336 |
| 上記事件の既済件数 (前年からの繰越分を含む) | 317 | 311 | 246 | 417 | 339 |
| 最高人民法院知的財産権裁判廷へ再審請求の新申立数 | 198 | 255 | 181 | 365 | 268 |
| 上記事件の既済件数 (前年からの繰越分を含む) | 206 | 262 | 186 | 341 | 271 |

2010年から2014年にかけて、知的財産権民事二審事件の新受件数は110.98%増え、既済件数は111.51%増えた。再審事件の新受件数及び既済件数は、2011年から減少した。原因としては、人民法院の裁判の品質と効率が改善され、二審判決が合理的になったこと、最高裁が立件審査に慎重になったことが考えられる。

図4: 新受・既済件数比較図

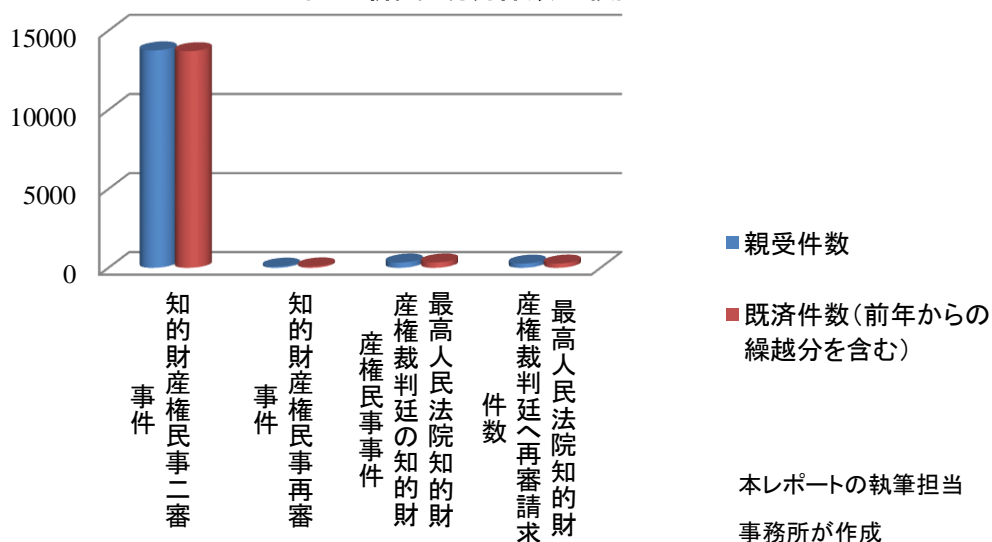


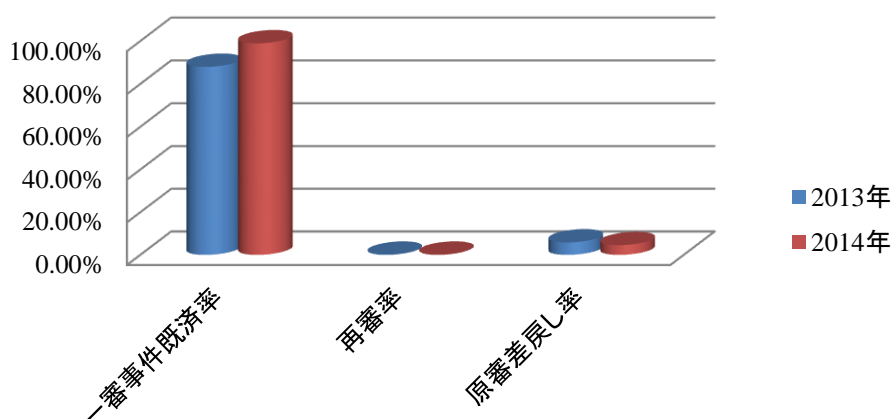
表 I - 5(比率)

知的財産権民事事件の裁判効率

| 項目 | 2010 年 | 2011 年 | 2012 年 | 2013 年 | 2014 年 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一審事件既済率 | 86.39% | 87.61% | 87.61% | 87.95% | 98.93% |
| 上訴率 | 49.65% | 47.02% | 39.53% | 未掲載 | 未掲載 |
| 再審率 | 0.27% | 0.51% | 0.20% | 0.09% | 0.085% |
| 原審差戻し率 | 4.57% | 3.66% | 5.46% | 5.84% | 4.56% |
| 審理期間内の既済率 | 97.93% | 98.57% | 99.24% | 未掲載 | 未掲載 |

2010 年から 2014 年にかけて、一審事件既済率は 98.93%になり、14.52%増加した。再審率は 0.27%から 0.085%に減少した。上訴事件の原審差戻し率は 4.56%になった。

図5: 知的財産権民事事件の一審事件既済率、再審率、原審差戻し率の増加幅図



本レポートの執筆担当事務所が作成

表 I-6(件数)

各年度知的財産権行政一審事件の新受件数

| 項目 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 専利事件 | 551 | 654 | 760 | 697 | 539 |
| 商標事件 | 2026 | 1767 | 2150 | 2161 | 9305 |
| 著作権事件 | 2 | 2 | 3 | 3 | 12 |
| その他の事件 | 11 | 10 | 15 | 25 | 62 |

2010年から2014年にかけて、全国の地方人民法院が受理した知的財産権行政一審事件において、商標事件、著作権事件はそれぞれ 359.28%、500%増加し、2014年専利事件は前年より 22.67%減少した。渉外関連、香港・澳門・台湾に関わる事件数は依然として高く、2010年の 1004件から2014年の 2237件に増加し、2014年の一審行政事件既済数の 45.77%を占めた。

図 6-1: 2014年全国地方人民法院
新規受理知的財産行政第一審案件種類図

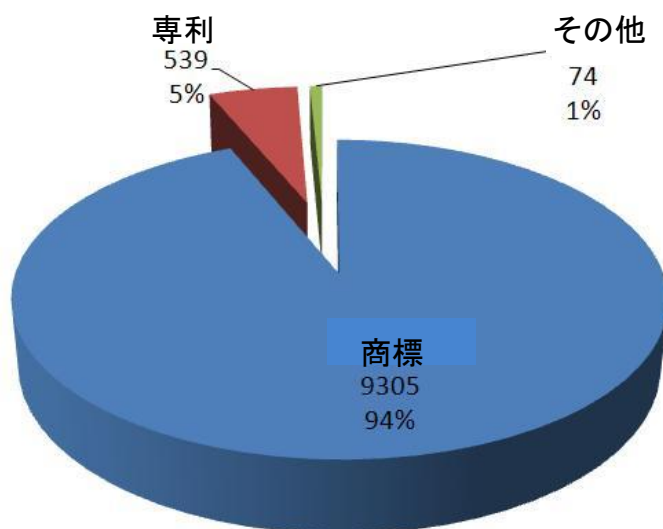


图 6-2: 2014 年全国地方人民法院
新規受理知的財産行政第一審案件増加幅図

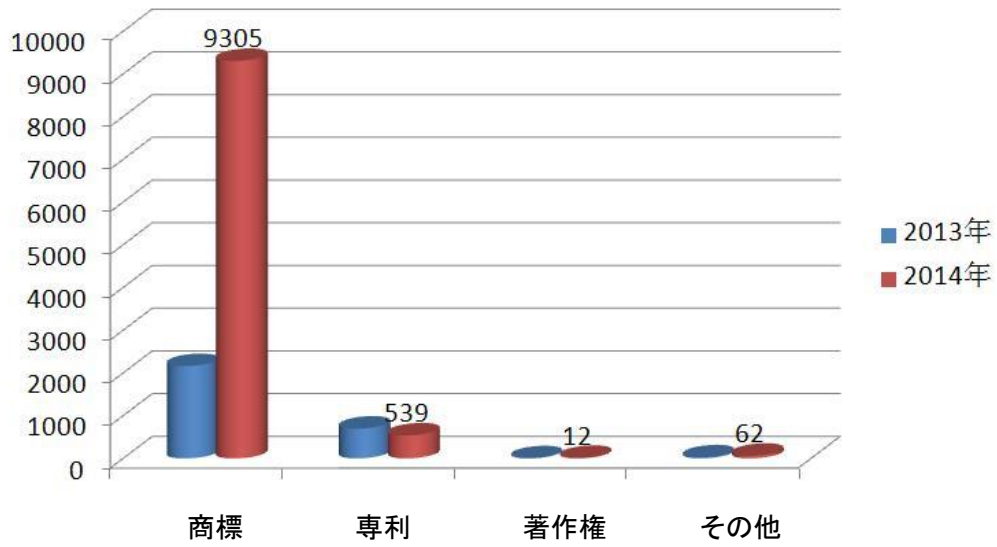


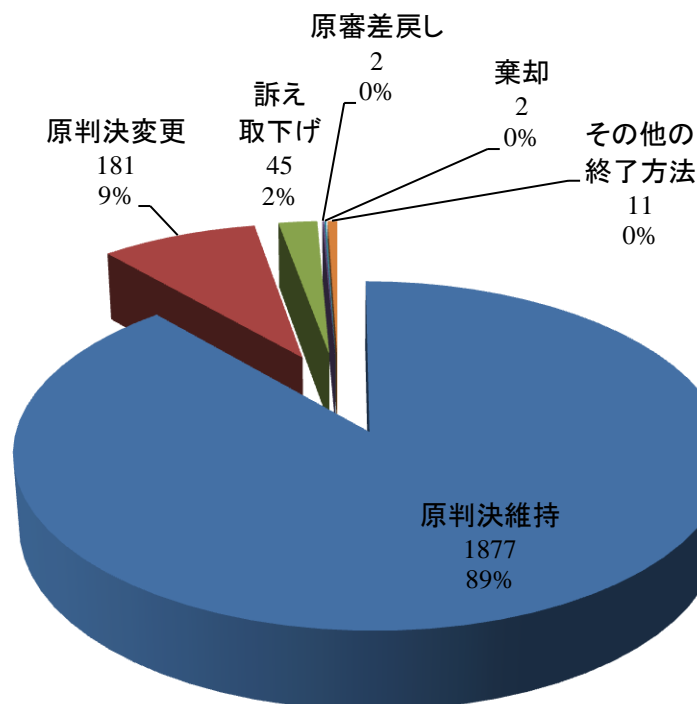
表 I-7(件数)

2014 年度知的財産権行政二審事件(既済ベース)各判決結果の割合

| 項目 | 件数 |
|----------|------------------------|
| | (合計 2118)(前年からの繰越分を含む) |
| 原判決維持 | 1,877 |
| 原判決変更 | 181 |
| 原審差戻し | 2 |
| 訴え取下げ | 45 |
| 棄却 | 2 |
| その他の終了方法 | 11 |

2010年から2014年にかけて、知的財産権行政二審事件の新受件数は、394件から2,435件になり、既済件数は240件から2,118件になった。新受件数が増えたが、2010年に比べると、二審事件の各判決結果の割合の変更が大きくない。

図7: 2014年知的財産権行政二審事件
各判決結果の割合



本レポートの執筆担当事務所が作成

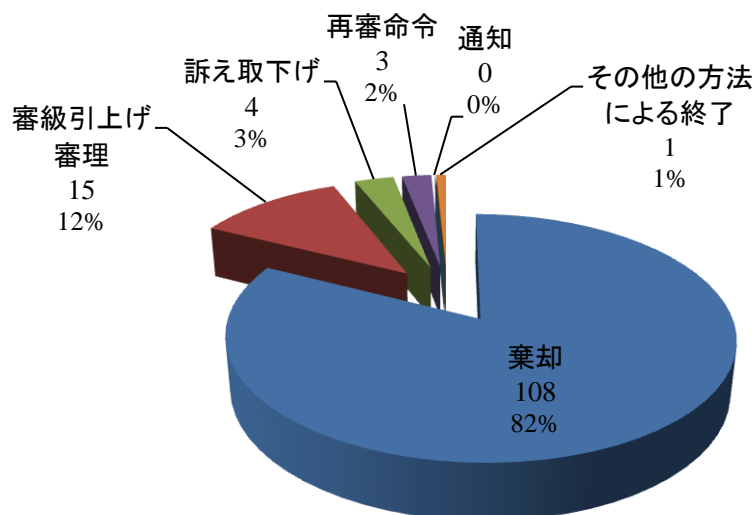
表 I-8

最高人民法院知的財産権判決廷の知的財産権に関する行政不服申し立て事件の新受件数、既済件数及び各判決結果の件数

| 項目 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新受件数 | 60 | 102 | 98 | 117 | 145 |
| 既済件数 | 56 | 101 | 98 | 104 | 151 |
| 棄却 | 未掲載 | 73 | 70 | 80 | 108 |
| 審級引上げ審理 | 未掲載 | 20 | 20 | 23 | 15 |
| 再審命令 | 未掲載 | 3 | 2 | 0 | 3 |
| 訴え取下げ | 未掲載 | 3 | 5 | 1 | 4 |
| 通知 | 未掲載 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| その他の方法による訴訟終了 | 未掲載 | 1 | 1 | 0 | 1 |

2010年から2014年にかけて、最高人民法院知的財産権判決廷の知的財産権に関する行政不服申し立て事件の新受件数は徐々に増加している。

図8: 2014年最高人民法院知的財産権判決廷の知的財産権に関する行政不服申し立て事件の各判決結果の割合



本レポートの執筆担当事務所が作成

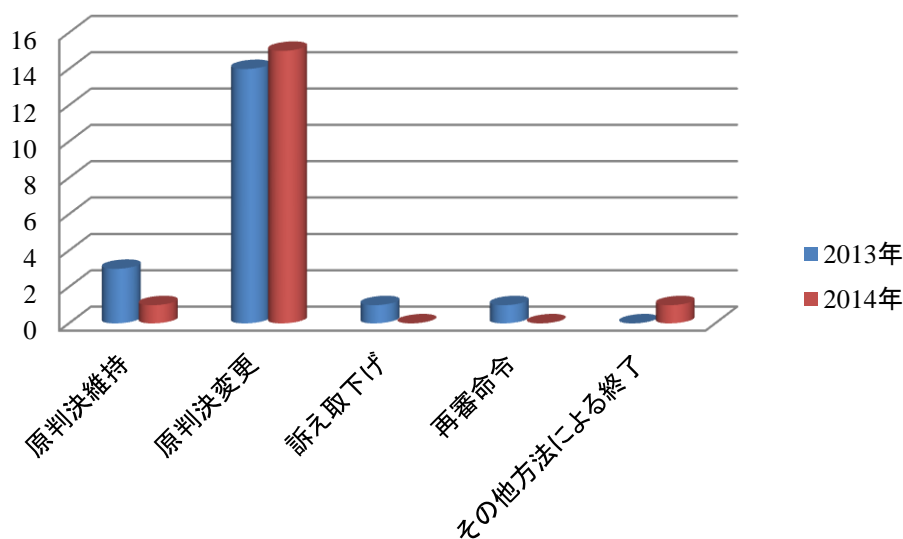
表 I-9

最高人民法院知的財産権裁判廷へ移送された知的財産権行政事件の新受件数、既済件数及び各判決結果の件数

| 項目 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新受件数 | 未掲載 | 13 | 24 | 19 | 未掲載 |
| 既済件数 | 未掲載 | 11 | 22 | 19 | 17 |
| 原判決維持 | 未掲載 | 1 | 5 | 3 | 1 |
| 原判決変更 | 未掲載 | 10 | 16 | 14 | 15 |
| 訴え取下げ | 未掲載 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 再審命令 | 未掲載 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| その他の方法による 訴訟終了 | 未掲載 | 0 | 0 | 0 | 1 |

2010年から2014年にかけて、「中国法院知的財産権司法保護状況」の白書において、最高裁知的財産権裁判廷より審理した事件件数及び判決結果の統計が公表された。

図9: 最高人民法院知的財産権裁判廷へ移送された知的財産権行政事件の各判決結果の増加幅図



本レポートの執筆担当事務所が作成

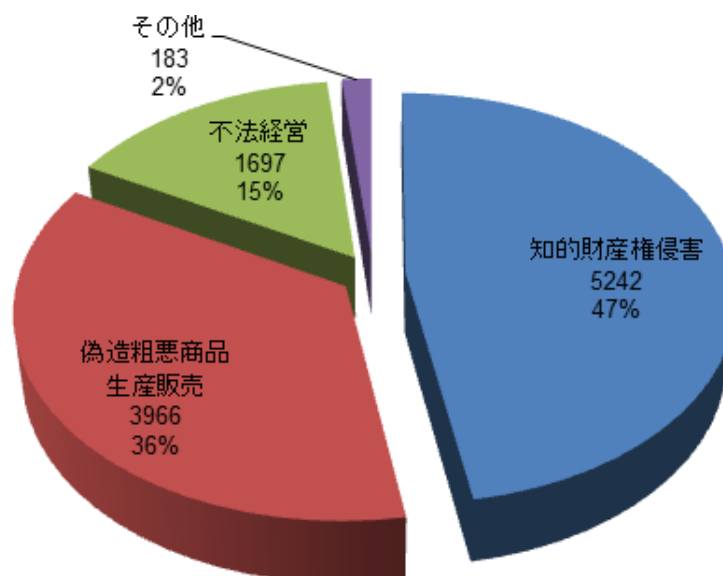
表 I -10(件数)

知的財産権に関わる刑事一審事件の新受件数

| 項目 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 知的財産権侵害罪 | 1,294 | 3,134 | 7,840 | 5,021 | 5,242 |
| 偽造粗悪商品生産 販売罪事件 | 596 | 774 | 2,607 | 2,455 | 3,966 |
| 不法経営罪事件 | 2,078 | 1,747 | 2,587 | 1,686 | 1,697 |
| その他の事件 | 24 | 52 | 70 | 169 | 183 |

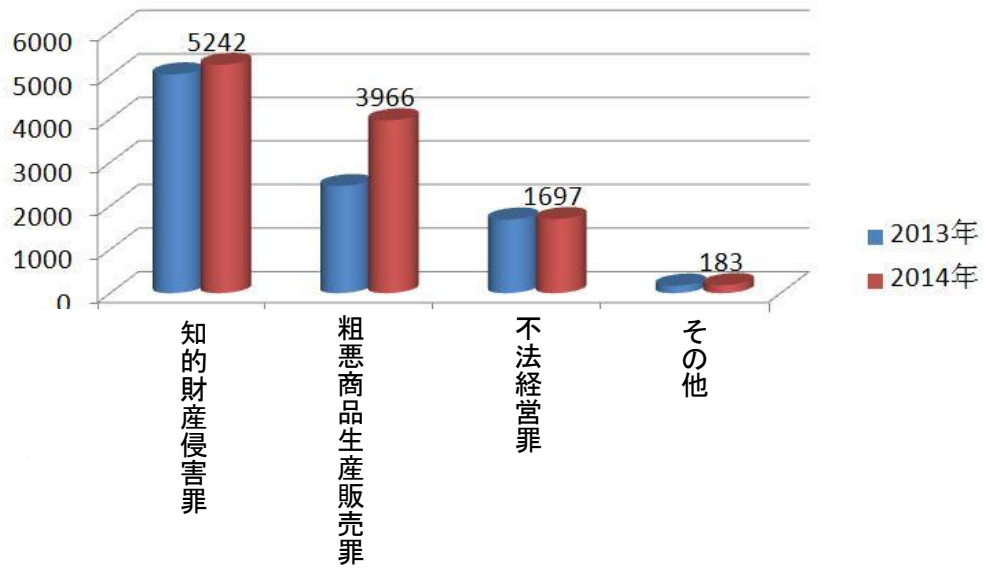
2010年から2014年にかけて、全国の地方人民法院が受理した知的財産権刑事一審事件では、知的財産権侵害罪、偽造粗悪商品生産販売罪事件はそれぞれ305.1%、565.44%増加し、不法経営罪事件は18.33%減少した。

図 10-1: 2014年全国地方人民法院
新規受理知的財産刑事第一審案件種類図



本レポートの執筆担当事務所が作成

图 10-2: 2014 年全国地方人民法院
新規受理知的財産刑事第一審案件増加幅図

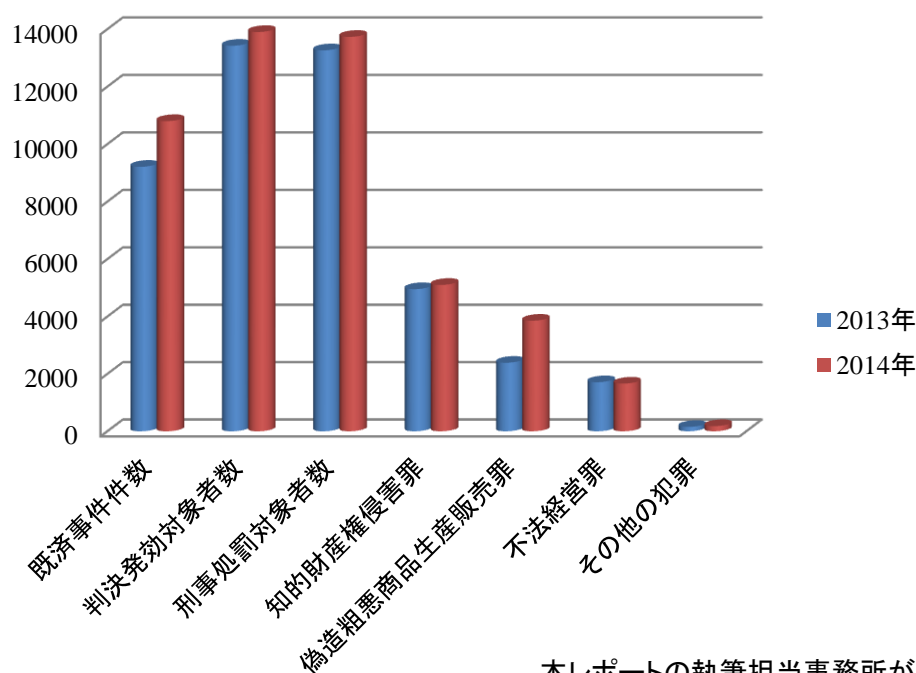


図表 I - 11

知的財産権刑事一審事件の各判決結果の件数

| 項目 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|-------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 既済事件件数 | 3,942 | 5,504 | 12,794 | 9,212 | 10,803 |
| 判決発効対象者数 | 6,001 | 10,055 | 15,518 | 13,424 | 13,904 |
| 刑事処罰対象者数 | 6,000 | 7,892 | 15,338 | 13,265 | 13,734 |
| 知的財産権侵害罪 | 1,254 | 2,967 | 7,684 | 4,957 | 5,103 |
| 偽造粗悪商品生産販売罪 | 609 | 750 | 2,504 | 2,390 | 3,856 |
| 不法経営罪 | 2054 | 1735 | 2,535 | 1,712 | 1,663 |
| その他の犯罪 | 25 | 52 | 71 | 153 | 181 |

図11: 知的財産権刑事一審事件の各判決結果の増加幅図



本レポートの執筆担当事務所が作成

表 I - 12

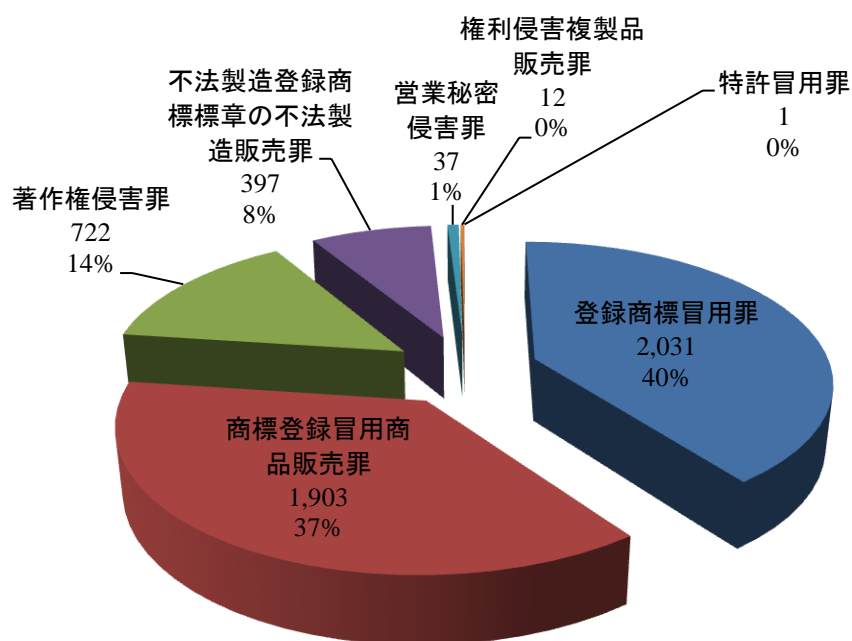
知的財産権侵害罪と判決された事件のうち、各罪名の件数

| 項目 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 登録商標冒用罪 | 585 | 1,060 | 2,012 | 1,546 | 2,031 |
| 商標登録冒用商品販売罪 | 345 | 863 | 1,906 | 1,496 | 1,903 |
| 不法製造登録商標標章の不法製造販売罪 | 182 | 370 | 615 | 350 | 397 |
| 特許冒用罪 | 2 | 1 | 63 | 1 | 1 |
| 著作権侵害罪 | 85 | 594 | 3018 | 1499 | 722 |
| 権利侵害複製品販売罪 | 5 | 30 | 27 | 15 | 12 |
| 営業秘密侵害罪 | 50 | 49 | 43 | 50 | 37 |

2010年から2014年にかけて、知的財産権の刑事司法保護が継続的に強化され、知的財産権侵害犯罪を嚴重に処罰し、刑事裁判の知的財産権侵害犯罪に対する制裁と予防の機能をいっそう引き出した。

以上、上記統計結果からみれば、中国において、知的財産権の司法保護状況は継続的に改善され、裁判の品質と効率のレベルが引上げられ、訴訟調解効果が著しく向上した。

図12: 2014年知的財産権侵害罪と判決された事件の各罪名の件数割合



本レポートの執筆担当事務所が作成

3. 2010 年以降 5 年分の同司法保護状況に記載された各種統計の推移分析

最高人民法院は、毎年 4 月に前年度の知的財産権保護白書を発表し、人民法院の知的財産権司法保護業務を回顧し総括している。白書は中国における知的財産権の司法保護の現状及び発展の方向性を知るための重要な資料である。2010 年から 2014 年における白書の内容からは、中国における知的財産権の司法保護に以下のような特徴が見られる。

①事件数が急速に増加し、裁判の質と効果が年々向上し、知的財産権の多元的な紛争解決の仕組みの構築が進んでいる。2014 年に全国の地方人民法院が審理を終結した知的財産権の一審事件は 110,191 件で、前年同期比で 9.75% 上昇し、結審率は 94.56% に達した。各級人民法院は、裁判の質と効果を向上させ、事件の解決を実現するため、対立の解消方式を絶えず刷新し、訴訟前及び訴訟の各段階における調解業務及び対立紛争を複数の手段で共同解決することの強化に尽力した。知的財産権に係る民事一審事件において調解による訴え取り下げ率は 2010 年は 66.76% (前年比 5.68% 上昇)、2011 年は 72.72% (前年比 4.13% 上昇)、2012 年は 70.26%、2013 年は 68.45%、2014 年は 65.96% に達し、二審事件において調解による訴え取り下げ率は 29.28% に達したことから、70% を超える知的財産権民事紛争が調解による訴え取り下げ方式によって結審したと言え、良好な社会的効果及び法律的効果をあげている。

②裁判公開がさらに推進され、裁判の影響力が著しく高まった。人民法院は裁判公開の対象を拡大し、公開によって公正さの確保を促し、公開によって大衆の信頼の確立を目指している。裁判文書の公開、裁判手続の公開、法廷審理の公開、典型的判例の公開が推進されている。最高人民法院は典型的判例が司法裁判の指針及び模範の役割を發揮することを重視し、地方各級人民法院も判例の価値を認識し、判例指導を裁判業務促進の重要な糸口としている。

③知識産権法院の設立及び立法が積極的に推進されている。2014 年 6 月 6 日に、中央改革全面深化指導チームの第三回会議において「知識産権法院の設立に関する計画」が審議・採択され、2014 年 8 月 31 日には、全国人民代表大会常務委員会により「北京、上海、広州における知識産権法院の設立に関する決定」が採択された。そして 2014 年 11 月 6 日に、北京知識産権法院が最初に成立した。その後 12 月 16 日には広州知識産権法院が成立し、12 月 28 日には上海知識産権法院が成立した。知識産権法院の設立は、中国の知的財産権分野にとって一里塚の意義のある大事であり、中国の知的財産権保護業務がまったく新しい発展段階に入ったことを表している。2015 年 2 月末までに、知識産権法院が受理した知的財産権の事件は 2,832 件であり、うち一審事件は 2,219 件、二審事件は 613 件であり、民事事件は 1,630 件、行政事件は 1,202 件であった。また、知識産権法院では技術調査官を初めて配置し、裁判官に協力して先端技術に関する事件を取り扱わせ、裁判官が判断するための技術に係る参考意見を提供させて、技術面の事実究明

における科学性、専門性及び中立性を向上させた。知識産権法院が設立されたことから、最高人民法院は、その司法管轄区内において、一部特許事件の管轄権を有する基層人民法院の管轄権を遅滞なく調整し、知的財産権に係る事件管轄の配置をより合理的なものとした。

④裁判指導及び司法解釈業務が強化された。最高人民法院の指導の下で、各地の高級人民法院は裁判監督指導職能を積極的に発揮し、かつ的を絞った一連の措置を講じた。最高人民法院は、司法解釈の起草調査研究論証業務を強化し、各界から起草内容に対する意見を広範に求め、衆知を集めて有益な意見を広く吸収し、論証を繰り返し、起草業務を精密、詳細かつ実質的なものとし、司法解釈による法律適用の統一機能が有効に発揮されるよう体制を整えている。

5. 裁判官チームの正規化、専門化、職業化の構築を強化し、司法能力及び水準を向上させ、合理的な、規範的かつ秩序ある裁判権力の運用監督の仕組みを構築し、整備することが重視された。裁判人員の構成には高学歴化、若年化、専門化の傾向が見られた。

II 判例研究

1. 最高人民法院「2014 年中国法院知識産権司法保護十大事件」

以下の裁判例の解説において、「事件概要」及び「典型的な意義」は、最高人民法院の「2014 年中国法院における 10 大知的財産権事件についての概要説明」(出典：<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-14202.html>)を和訳したものであり、「コメント」は、本レポートの執筆担当事務所が作成したものである。

2015 年に最高人民法院が公表した「2014 年中国法院知識産権司法保護十大事件」について事件の類型別にみれば、独占禁止に係るものが 1 件(下記②)、不正競争に係るものが 2 件(下記①、④)、商標権に係るものが 3 件(下記③、⑦、⑧)、集積回路専用権に係るものが 1 件(下記⑤)、特許権に係るものが 1 件、著作権に係るものが 2 件(下記⑥、⑩)であった。今回の十大事件の最大の特徴は、(1)知的財産法分野と競争法分野との交差、(2)知的財産権保護と経済活動との密接な関係及び(3)インターネットの普及と知的財産の保護の関係に焦点を当てて先行した点にあると考えられる。

(1)については、「360」と「QQ」の間に生じた 2 つの事例を見ればわかるように、いずれも知的財産法分野というよりは、競争法分野(不正競争防止法、独占禁止法)に属する事例である。特に事例②においては、独禁法分野におけるいくつかの重要な論点が極めて詳細に論述され、関連市場の範囲の画定、市場支配的地位の判断基準について判断されており、今後の実務に大きな影響を与えらると思われる。

(2)については、今回公表された事例は、いずれも企業が当事者として関わっており、企業の経営活動に不可欠ともいえるべき商標権、著作権、特許権に関して、今回の十大事件ではそれぞれ典型事例がピックアップされている。企業には、経営活動を通じて利益を追求する一方で、他人の知的財産権を侵害することがないように、法院が促しているものと評価できる。また、知的財産権を侵害された側にも積極的に司法手段を使って自分の権利を保護するよう推奨していることも典型事例から見て取れる。

(3)については、現在、中国では、インターネットが猛スピードで普及しており、しかし民衆の知的財産権保護に関する意識の高まりはこれに追い付いておらず、インターネット分野における知的財産権の侵害がもっとも深刻ともいえるべき状況に置かれている。それゆえ、インターネット分野における知的財産権保護を確立することを法院が重視しているものと考えられる。また、事例④のように、インターネット分野の特殊性を考慮して、それに見合った知的財産権保護の判断基準を示すことも行われた。

いずれにしても、今回の十大事件に示されている判断基準を把握することが、今後中国で知的財産権実務を行うためには不可欠であると言える。

(1) 知的財産権民事事件

①「360QQ 護衛」ソフトウェアをめぐる商業中傷紛争事件

テンセント科技(深セン)有限公司、深セン市テンセントコンピュータシステム有限公司 vs 北京奇虎科技有限公司、奇智ソフトウェア(北京)有限公司の不正競争をめぐる紛争に関する上訴事件〔最高人民法院(2013)民三終字第5号民事判決書〕

【事件概要】

北京奇虎科技有限公司、奇智ソフトウェア(北京)有限公司(以下、「奇虎公司ら」と並称する)は、テンセント科技(深セン)有限公司、深セン市テンセントコンピュータシステム有限公司(以下、「テンセント公司ら」と並称する)の QQ ソフトウェアに狙いをつけたソフトウェア「360QQ 護衛」を開発し、関連サイトにおいて、「QQ 護衛が QQ ソフトウェアのユーザーのセキュリティを全面的に守る」と宣伝したうえで、ダウンロードサービスを提供した。インストールすると、QQ 護衛は自動的に QQ ソフトウェアの健全性診断を行い、赤字にてユーザーに、「QQ に重大な健全性の問題あり」と警告を出し、緑字にてワンクリック修復を提供すると同時に、「360 セキュリティガードがインストールされておらず、コンピュータが危険な状態にある」「QQ セキュリティセンターをアップデートする」「QQ のテンプレートファイルのスキャンをさせない」を危険項目として列挙する。そして QQ にあるトロイの木馬型ウィルスを駆除する際に、「360 セキュリティガードをインストールしなければ、トロイの木馬型ウィルスの駆除機能を利用できません」と表示し、かつ、緑色の機能ボタンにて 360 セキュリティガードのインストールとダウンロードサービスを提供する。ワンクリック修復をすると、QQ 護衛では、QQ ソフトウェアのセキュリティコミュニケーション・インターフェースが、QQ 護衛・インターフェースに置き換えられる。テンセント公司らは、上述の行為が不正競争を構成したとして、訴訟を提起した。広東省高級人民法院は第一審において、奇虎公司らの前述の行為が不正競争行為を構成し、また、テンセント公司らの経営に狙いを付け、故意に虚偽の事実をねつ造、流布したことが、同社の営業上の信用及び商品の名声を害し、商業中傷を構成したと判断した。そこで奇虎公司らに対して、公開で謝罪し、及び影響を除去し、並びに経済的損失及び合理的な権利保護費用として合計 500 万元を連帯賠償せよとの判決を下した。奇虎公司らはこれを不服として、上訴を提起した。最高人民法院は第二審において次のように判断した。市場競争において、事業者が、通常、市場ニーズや消費者ニーズに応じて自由にビジネスモデルを選定できるということが、市場経済では必然的に求められる。テンセント公司らが採用する、無料プラットフォームと広告又は付加価値サービスを結びつけるビジネスモデルは、本件紛争発生時のインターネット業界によく見られる経営方式で、中国のインターネット市場の発展における段階的特徴にも適合している。このビジネスモデルは不正競争防止法の原則的精神や禁止規定に違反しておらず、テンセント公司らがこれによって商業的利益を図る行為は保護されるべきであり、他者は不正な妨害によりそ

の正当な権益を害してはならない。奇虎公司らの前述の行為により、QQ ソフトウェア及びそのサービスの安全性、完全性が壊され、正当な経営活動が妨害され、合法的な権益が害された。奇虎公司らの前述の行為の根本的な目的は、膨大な QQ ソフトウェアのユーザー層に依存して、QQ ソフトウェア及びそのサービスを低く評価する方法で 360 セキュリティガードの販売促進、普及を図り、それにより奇虎公司らの市場での取引機会を拡大し、そして市場競争の優位を獲得することであり、本質としては、他者の市場の成果を不正に利用して、自らのためのビジネスチャンスを図ることにより、競争優位を獲得する行為に当たり、誠実信用及び公正競争の原則に反しており、不正競争を構成する。よって、最高人民法院は上訴棄却、原判決維持の判決を下した。

【典型的な意義】

最高人民法院は本件において、インターネット市場分野での商業中傷行為に対する認定ルールを明確にした。その根本的な要件は、関連事業者の行為が誤解を招く方法により競争相手の営業上の信用又は商品の名声に損害を与えたかどうかである。最高人民法院は、事業者が競争を目的として、他者に関する商業的なコメント又は指摘をするにあたって、特に慎重注意義務を真摯に履行しなければならない、インターネットの健全な発展には、整然とした市場環境と明確な市場競争ルールによる保障が必要であり、競争の自由と革新の自由は他者の合法的権益を侵害しない範囲としなければならないと指摘した。最高人民法院は、本件においてインターネット市場分野における技術革新、自由競争と不正競争の関係を明確にしており、本件は関連するインターネット企業同士の秩序ある競争、市場での資源配置の最適化の促進に一里塚としての意義を有する。

【コメント】

インターネットにおける不正競争行為について、中国の不正競争防止法には具体的な規定が設けられていない。裁判所はインターネット分野の不正競争事件の審理に際し、主に、不正競争防止法第 2 条の「原則規定」を用いて判断を行ってきた。本件は、インターネット分野の不正競争事件に関する重要な裁判例であって、中国最高人民法院が当裁判例で行った判断、特にインターネット分野における商業中傷の判断基準は今後の実務において重要な指針になると考えられる。以下、本件の重要ポイントを解説する。

1. 無料プラットフォームと広告又は付加価値サービスを結びつけるビジネスモデルの安全性と整合性は事業者にとって合法的な権益である。

本件では、奇虎公司らは、反論の一つとして、ビジネスモデル自体は権利でもなければ、法律により保護されるべき利益でもなく、しかも、テンセントのビジネスモデルは略奪性を帯びていて、消費者にも市場競争にも悪い影響を与えており、「QQ 護衛」にはテンセント公司らにこのようなビジネスモデルの変更を促す効果があることを反論の一つとしていた。それに対して、最高人民法院

は、事業者は市場のニーズと消費者のニーズに基づき、自由にビジネスモデルを選択することができ、本件のような無料プラットフォームと広告又は付加価値サービスを結びつけるビジネスモデルが本件発生当時において、インターネット業界における通常の経営方法であって、中国のインターネット市場の発展段階における特徴にも適合しており、事業者がこのようなビジネスモデルを通じて利益を追求することは法により保護され、それを不正な行為をもって侵害する場合、まさに他人の合法的権益を侵害することにほかならないと判示した。無料プラットフォームと広告又は付加価値サービスを結びつけるビジネスモデルは正当なものである以上、その安全性と整合性は事業者の利益と結びついており、事業者の合法的権益として不正行為から保護されている。

ただし、最高人民法院は、原審の「ユーザーは無料のインスタント通信サービスを楽しむためには、広告やその他の付加価値サービスを勧めるプラグインやポップアップを容認すべきである。」との判断を訂正し、「消費者が特定の無料サービスを受けることと、そのために使った余分な時間的コスト及びその他のサービスを容認することとの間には、当然の対価関係は存在しない。」とし、あくまでも「事業者の合法的なビジネスモデルを壊すような手法で」広告や関連プラグインを削除する行為は不正競争行為であるとした。このことから、合法的な手法であれば、ユーザーに広告やプラグインをブロックするサービスを提供する余地があると最高人民法院が考えるものと思われる。

2. 片面的な事実で他人を誤解させる行為も「商業中傷行為」にあたる

中国の不正競争防止法第14条は「商業中傷行為」の禁止を規定している。本件では、奇虎公司らは虚偽の事実を散布していないと反論している。それに対して、最高人民法院は以下の論理で「商業中傷行為」があったと指摘した。「商業中傷行為」を認定するための根本的な要件は、事業者の行為により消費者から誤解を招きやすい方法で競争相手の商業又は商品上の信用に損害がもたらされたか否かである。仮にその事実が真実であるとしても、片面的かつ人を誤解させるような宣伝をし、競争相手の商業又は商品上の信用に損害をもたらした場合も「商業中傷行為」にあたる。本件では、「QQ 護衛」は客観的な評価結果に基づくとはいえない方法で、一連の設定又は提示を行いユーザーにQQソフトウェアが危険であるとユーザーに印象付けて、QQソフトウェアひいてはテンセント公司らの信用を傷つけたと言わざるを得ないであろう。

しかし、他人の商品又はサービスを評価・評論する行為を禁止することは最高人民法院の本意ではない。最高人民法院は、評価・評論をする場合、正当な目的で、客観、真実、公正及び中立の立場を堅持すべきであり、公衆を誤解させ、他人の商業上の信用を棄損してはならないとした。さらに、事業者は競争目的で競争相手に対し評価や評論をするとき、慎重な注意義務を尽す責任があるとされている。ここで、競争者間の評価行為に高い注意義務が課されることに注意を喚起したい。ビジネス上、どうしても競争相手の商品・サービスを評価する必要があるときには、確実な

事実に基づき、推測的な方法を避け、適切に表現するよう留意することで、注意義務違反のリスクが抑えられるものと思われる。

3. 法定損害賠償額を超える損害賠償額の認定

不正競争事件の審理に関する司法解釈(法釈[2007]2号。以下、「2007年の司法解釈」という)第17条により、不正競争事件における損害賠償額を認定する場合は、登録商標権侵害の賠償額の算定を参照することになる。そして、2007年の司法解釈が公布された時点の「商標法」は2001年改正版であって(現行商標法は2013年改正版)、その第56条には、損害額の算定ができない場合について、50万元以下の法定賠償限度額が定められていた。それゆえ、実務上、損害が算定できない場合、被害者はせいぜい50万元の賠償しか受けることができず、侵害者のいわゆる違法コストが低かった。本件では、テンセント公司らが提出した証拠では、その被った損害と被告の得た利益の金額を具体的に証明することはできないが、法定賠償限度額を超える損害があったことを証明することはできた。最高人民法院は、この場合、法定賠償額によらず、事案の具体的状況を勘案し、法定賠償額を超える合理的損害賠償額を確定することができるとし、原審が確定した500万元の賠償額を容認した。損害と利益の証明が困難とされるインターネットにおける不正競争事件において、今後、法院が積極的に法定損害賠償額を超える合理的損害賠償額を認定するであろうと予測される。そのために、被害者は具体的な損害を証明できない場合も、法定賠償額を超える損害を受けたこと証明することで、法定賠償額以上の賠償額を受けることが期待できると考えられる。

②インターネット分野における市場支配的地位の濫用による独占をめぐる紛争事件

北京奇虎科技有限公司 vs テンセント科技(深セン)有限公司、深セン市テンセントコンピュータシステム有限公司の市場支配的地位の濫用をめぐる紛争に関する上訴事件[最高人民法院(2013)民三終字第4号民事判決書]

【事件概要】

北京奇虎科技有限公司は、テンセント科技(深セン)有限公司、深セン市テンセントコンピュータシステム有限公司(以下、「テンセント公司ら」と並称する)がインスタントメッセージ・ソフトウェア及びサービスの関連市場に市場支配的地位を有し、この支配的地位を濫用し、正当な理由なく取引を制限し、抱き合わせ販売を行ったとして、広東省高級人民法院に提訴し、テンセント公司による市場支配的地位の濫用という独占行為の即時停止、奇虎公司に対する経済的損害1.5億元の連帯賠償の判決を請求した。広東省高級人民法院は第一審において次のように判断した。本件の関連商品の市場は総合的インスタントメッセージサービス市場を遙かに超えたものであり、関連地域市場は世界市場とすべきである。テンセント公司は当該関連市場において支配的地

位を有しない。奇虎公司是、本件の関連商品の市場の画定を間違っており、その提出した証拠ではテンセント公司らの関連商品の市場における独占的地位を証明するには不十分である。ゆえに、奇虎公司の訴訟請求は、事実及び法的根拠が欠如しており、成立しない。同院は、奇虎公司からの訴訟請求を全て棄却する判決を下した。奇虎公司がこれを不服として、上訴を提起した。最高人民法院は、経済分析の方法を利用して、本件の関連市場の範囲を改めて画定し、独占として訴えられた行為による実際の又はあり得る競争上の効果を考察することにより、本件の現有の証拠では、テンセント公司らが独占禁止法に禁止されている取引制限や抱き合わせ販売行為を実施したと認定するには不十分であると判断した。したがって、上訴棄却、原判決維持の判決を下した。

【典型的な意義】

本件は、最高人民法院が審理した 1 件目の独占事件である。7.4 万字に及ぶ長文の判決書において、インターネット分野の独占禁止法的意義における関連市場の画定基準、市場支配的地位の認定基準及び市場支配的地位の濫用行為の分析原則や方法など一連の重要な意義を持つ法律問題について詳述し、独占禁止法令の適用に関する複数の重要な裁判基準を明確にした。濫用行為の分析の考え方において、本件判決に、国際的にも革新的な「行為による競争上の効果に対する評価」という分析のパラダイムを採用し、また、インターネット分野の関連市場の画定について、国際的に通用する経済分析の方法を運用するだけでなく、社会学、心理学など複数の学科に及ぶ知識も総合運用して根拠とした。そして、関連市場の画定の役割や価値を深く論述し、関連市場の画定が必ずしも必要な手順でないことを明確にした。インターネット分野での事業者の市場支配力の認定、特に両面市場の影響に関し、両面市場の事業者の市場支配力に対する影響について深く論述し、事件の具体的な経緯に基づいて両面市場の分析の起点を決定すること、固定の分析パラダイムは不要であり、そもそも存在しないという考え方を掲げた。本件判決は国内外にも広範な影響をもたらした。産業界、学术界から、法的基準を明確化し、インターネット産業の発展を導くうえで模範と手本を確立した判決であると高く評価された。中には、最高人民法院の判決が「インターネットを真に理解した上での判決」であり、「中国の最高裁判機関が判決において論述した法律適用の基準が、世界的なインターネット上の独占禁止に関する裁判のための手本を打ち立て、国際的に重要な影響を及ぼすであろう」と指摘する論評もあった。

【コメント】

本件は 2008 年に中国の独占禁止法が施行されて以来、中国最高人民法院が審理した初めての独禁法事件である。独禁法に関するいくつかの重要論点は本判決において詳細に記されている。今後、中国における独禁紛争の実務にとってひとつの道標となるであろう。以下、本判決における重要論点をピックアップし、紹介する。

1. 関連市場の確定

独禁法の世界では、事業者の市場支配的地位の濫用を認定する前に、通常は関連市場の確定を行わなければならない。しかし、本件では、最高人民法院は、まずすべての市場支配的地位の濫用事件において関連市場を明確に確定する必要はないとした。つまり、関連市場の確定はあくまでも事業者の市場競争に対する影響を判断するための道具であって、それ自体は目的ではない。関連市場を確定せずとも、競争を排除又は妨害したことの直接的証拠があれば、事業者の市場支配的地位の濫用を認定することができる場合もあることになる。本件では、最高人民法院は関連市場の範囲を認定したが、原審と異なる判断を下している。

関連市場の範囲の画定において、「仮想的独占者テスト」(HMT)が使われている。HMT には、主に 2 つの分析法がある。それは、「小幅であるが有意かつ一時的でない価格引き上げ」(SSNIP)と「小幅であるが有意かつ一時的でない品質の引き下げ」(SSNDQ)である。原審は SSNIP を用いていたが、最高人民法院は、本件のような、無料をベースとしたインスタントメッセージサービス市場では SSNIP の応用は困難であり、SSNDQ による定性分析が適切であるとした。そして、関連市場の確定には、まず需要代替の視点から分析し、必要がある場合、供給代替の視点も考慮するとした。

関連地域市場の確定において、原審はそれをグローバル市場と認定したが、最高人民法院は、以下の論理で原審の判断を覆した。関連地域市場の画定基準は、「価格、品質等の競争要素に変化が生じた場合、他の地域の事業者が対象地域の事業者に対し有効な競争制約を形成できるか否か」である。原審は、国外の事業者は国内のユーザーにサービスを提供できるとして、グローバル市場と認定したが、中国の法制では、外国資本によるインターネット付加価値業務の参入に許可制度が実施されており、仮想的独占者が SSNDQ を実施した場合、外国事業者が短時間で中国市場に参入し、有効な競争制約を形成することはできないとして、本件の関連地域市場は中国大陸に限定された。

また、インターネット市場における関連市場の範囲を確定するとき、インターネット分野における競争の能動性から、予見可能な一定の将来的期間を判断に入れるという原審の判断手法に最高人民法院は賛成した。

2. 市場支配的地位の判断基準

市場支配的地位の判断基準について、最高人民法院は以下の判断を示した。

市場支配的地位を判断する時、通常、当該事業者の市場シェアは核心的な判断基準になるが、前述したように、インターネット分野には活発な競争が存在することから、市場シェアが必ずしも決定的な要素とはいえ、総合判断が必要になる。そして、本件では、最高人民法院は、7 つの要素をもってテンセントが市場支配的地位を有しないと判断した。その 7 つの要素とは、①市場シェ

ア、②関連市場の競争状況、③訴えられた事業者の商品価格、数量又はその他の取引条件のコントロール能力、④当該事業者の財力と技術条件、⑤他の事業者の当該事業者の取引上の依頼程度、⑥他の事業者の関連市場への参入の難易度、⑦テンセントの「二者択一」行為の意味である。

最高人民法院は、さらに、「二者択一」行為と抱き合わせ販売が市場支配的地位の濫用行為にあたるか否かを論証した。関連市場の境界、市場支配的地位の判断が明確ではない場合には、事業者の行為による競争への影響効果を分析することで、逆にその事業者の市場支配的地位の存否を検証することができるのである。

「二者択一」行為について、それ自体は正当な行為とはいえ、奇虎会社に損害をもたらしたのは事実であるが、そもそもテンセントがこのような行為を行った動機は、奇虎会社の「QQ 護衛」による不正競争行為に対する反撃であり、市場競争にもたらした影響もほぼ皆無であった。独占禁止法は個別の事業者の利益に関心を払うのではなく、あくまでも健全な市場競争体制が歪められたか否かに関心を寄せている。ゆえに、本件の「二者択一」行為は市場支配的地位の濫用行為にあたらないとされた。

抱き合わせ販売について、テンセントは QQ ソフトウェアのインストールと合わせて QQ 管理ソフトウェアをもユーザーにインストールすることを勧める。証拠によると、テンセントの抱き合わせ販売はテンセントのセキュリティソフトウェア市場におけるシェアを大幅に増大させてはおらず、それ自体が一定の合理性を持っており、しかも、ユーザーがアンインストールできるという点で強制性も欠いている。ゆえに、本件における抱き合わせ販売も市場支配的地位を濫用する行為にあたらないとされた。

③「宝慶」商標のフランチャイズ経営契約をめぐる紛争事件

南京宝慶銀樓連鎖發展有限公司、江蘇創煜工貿有限公司 vs 南京宝慶銀樓装身具有限責任公司、南京宝慶装身具総会社のフランチャイズ経営契約をめぐる紛争に関する上訴事件〔江蘇省高級人民法院(2012)蘇知民終字第 0154 号民事判決書〕

【事件概要】

南京宝慶銀樓装身具有限責任公司(以下、「宝慶装身具公司」という)、南京宝慶装身具総公司(以下、「宝慶総公司」という)は、登録商標「宝慶」シリーズの権利者である。2005 年から、南京宝慶銀樓連鎖發展有限公司(以下、「連鎖公司」という)、江蘇創煜工貿有限公司(以下、「創煜公司」という)は宝慶装身具公司、宝慶総公司と一連の提携合意を締結し、フランチャイズ経営で提携を進めた。双方で提携している間、「宝慶」ブランドは大きく発展し、年間売上が数十億元にも達

したが、合併協議に失敗したため、最終的に提携関係の破局を迎えた。宝慶総公司、宝慶装身具公司は、連鎖公司在複数の違約行為を行っており、かつ、根本的な違約を構成したとして、双方間の提携合意の解除を求める書面を出すとともに、江蘇省内複数の地方の法院に商標権侵害をめぐる一連の訴訟を提起した。一方、連鎖公司、創煜公司も、合意解除通知の無効確認を求めて法院に提訴した。江蘇省南京市中級人民法院は、双方間で争われるフランチャイズ経営契約をめぐる紛争事件について、宝慶装身具公司、宝慶総公司による本件合意の解除の無効を確認し、連鎖公司のその他の裁判上の請求を棄却する第一審判決を下した。双方ともこれを不服として、上訴を提起した。江蘇省高級人民法院は、双方間の紛争発生の原因、連鎖公司在複数の違約行為の性質や程度、連鎖公司在契約に違反して無断で出店した数、双方の宝慶ブランドへの寄与度などの要素を十分に衡量したうえで、双方の利益を適正に均衡させ、判決により双方の提携関係の性質及び宝慶総公司与宝慶装身具公司的権利の限界、連鎖公司在合法的経営行為の法的限界を明確に画定し、第一審の裁判理由で確定した連鎖公司在合理的な宝慶商標の使用範囲を是正したうえで、合意解除の無効を確認した第一審判決を維持した。そして、フランチャイズ経営契約をめぐる紛争事件で確定された裁判のルール(すなわち、連鎖公司在許諾を受けずに、無断で宝慶商標を使用して出店、経営を行った行為は、商標権侵害を構成し、侵害差止、損害賠償を命じる。許諾を受けた分は、連鎖公司在引き続き経営することができる)に従い、第二審法院は双方間の一連の商標権侵害をめぐる紛争について相応の終審判決を下した。

【典型的な意義】

本件のようにフランチャイズ経営を基とした提携紛争、特に長期にわたった提携で、ブランドの名声や市場が大きく拡大し、裁判結果が双方の重大な利益にかかわる事件について、法院は、簡易な裁判方式よりも、司法の知恵を十分に活用し、利益の均衡を指針として、より理性的な紛争解決の考え方を探求した。すなわち、契約解除を認めず、双方の提携継続を求めると同時に、判決によって、双方の権利義務関係の境界線を次のようにはっきりと画した。まず一方で、フランチャイザーのフランチャイズ経営資源、特に商標など知的財産権に対する絶対的な支配を確実に保証し、フランチャイジーが取り決めに従って誠実に経営すべきであり、その権利の範囲を超えてフランチャイザーの知的財産権に係る利益を横取りしようとしてはならないことを明確にした。他方で、フランチャイジーが取り決めに従って誠実に経営する場合、フランチャイザーも契約の取決めに基づいて許諾を継続し、通常どおりに審査承認をすべきであり、正当な理由なく許諾を拒否し、不当にフランチャイジーの合法的な權益を害してはならないことを明確にした。フランチャイズ経営契約をめぐる紛争の判決で確定した上述の裁判ルールに従って、双方間の一連の商標権侵害をめぐる紛争も適切に処理された。本件の裁判結果により、「宝慶」ブランドが重大な市場変動を生じることなく、双方の市場利益に重大な不均衡も見られなかった。双方とも終審判決について、再審を申し立てなかった。

【コメント】

本件は商標に関するフランチャイズ経営契約紛争である。本件にかかるフランチャイズ経営契約の文言は明確でないため、法院は、詳細な事実と証拠に基づき、目的解釈や全体解釈の手法により、本件契約紛争における違約行為の有無、程度と違約責任の負担を明確にした。フランチャイズ契約における紛争解決には模範的な意味があると思われる。本判決の最大の意義は、フランチャイズ経営契約に関する紛争解決の原則を明確にしたことである。以下、これについて紹介する。

1. フランチャイズ経営契約におけるフランチャイザーの地位

フランチャイズ経営契約において、フランチャイザーによるフランチャイズ経営資源（商標などの知的財産権も含む。）の支配権は絶対的であり、フランチャイジーはフランチャイザーの同意なく、経営資源を契約の範囲外に使用し、経営することはできない。フランチャイジーは契約に定める範囲において、経営資源を使用して経営しなければならない。本件では、連鎖会社が、宝慶公司らの承諾なく、「宝慶」商標を使って「直営店」を経営したことが明らかに契約違反となる。また、商標（又はブランド）の価値は事業者の努力により増加していくものである。本件におけるフランチャイジーとしての連鎖会社が、経営努力により、「宝慶」商標の成長と発展に多大な貢献をしたことを法院も認めた。しかし、そのような価値は最終的に商標等経営資源の所有者であるフランチャイザー、本件でいえば宝慶公司らに帰属する。フランチャイズ経営契約におけるフランチャイザーの絶対的地位は、その価値の最終帰属性にも反映されている。

2. フランチャイズ経営契約におけるフランチャイジーの地位

1 で述べたように、フランチャイジーは商標等の経営資源の価値の増加に多大な貢献をした。そのかわりに、フランチャイジーがフランチャイズ経営契約により得るべき相応の利益も保障されなければならない。合法的な経営を継続できる場合、フランチャイジーはフランチャイズ経営契約を継続させる権利を持っている。フランチャイザーは正当な理由がなければ、契約を解除し、フランチャイジーに経営資源を使用させないことはできない。法院が宝慶公司らの契約解除の請求を棄却した理由はこの点にあると考えられる。

3. 日系企業への示唆

日系企業がフランチャイズ経営契約を通じて中国企業に商標等経営資源を実施許諾した場合において、中国企業が当該商標の中国における価値の増加に貢献したとき、日経企業が安易に根本違約を理由として契約の解除を法院に請求したとしても、法院がそれを認める可能性は低いものと思われる。そこで、まずは違約責任を追及し、その後で契約期限の到来により契約を解除

するという方法をとるべきであると考えられる。また、商標等の価値は終局的に所有者に帰属するため、フランチャイジーによる濫用の場合、商標権侵害を理由として司法に救済を求めることも検討に値するものと考えられる。

④ ドメイン名「quna.com」先行登録による不正競争をめぐる紛争事件

北京趣拿情報技術有限公司 vs 広州市去哪情報技術有限公司の不正競争をめぐる紛争に関する上訴事件〔広東省高級人民法院(2013)粵高法民三終字第 565 号民事判決書〕

【事件概要】

2005 年 5 月 9 日に、庄辰超がドメイン名「qunar.com」を登録し、「去哪儿」網を創設した。2006 年 3 月 17 日に、北京趣拿情報技術有限公司(以下、「趣拿公司」という)が設立された後、庄辰超が「qunar.com」ドメイン名を同社に譲渡した。何年もの使用を経て、「去哪儿」、「去哪儿網」、「qunar.com」などのサービスマークは、知名サービスの特有な名称になっている。広州市去哪情報技術有限公司(以下、「去哪公司」という)は、2003 年 12 月 10 日にその前身を設立し、2009 年 5 月 26 日付けで現社名に変更しており、経営範囲は趣拿公司と大差のないものだった。2003 年 6 月 6 日に、ドメイン名「quna.com」の登記登録が行われ、2009 年 5 月に去哪公司に譲渡された。去哪公司がその後、ドメイン名「123quna.com」、「mquna.com」を登録し、「去哪」、「去哪儿」、「去哪網」、「quna.com」の名称を使って対外宣伝や経営を行った。趣拿公司は、去哪公司の上述の行為が不正競争を構成するとして、去哪公司の不正競争行為の停止、300 万元の損害賠償などを命じる判決を請求した。広州市中級人民法院は第一審において、去哪公司の「去哪」、「去哪儿」、「去哪網」、「quna.com」というサービスマークを使用する行為が、趣拿公司の知名サービスの特有名称の侵害を構成し、商号に「去哪」という文字を使用する行為が不正競争を構成し、ドメイン名「quna.com」、「123quna.com」、「mquna.com」を使用する行為が、趣拿公司のドメイン名に係る権益の侵害を構成すると判断した。そして、去哪公司に上述の商号、サービスマーク、ドメイン名の使用を停止し、かつ、決められた期限までに上述のドメイン名を趣拿公司に移転し、趣拿公司の経済的損害 35 万元を賠償せよとの判決を下した。去哪公司は、第一審判決を不服として上訴を提起した。広東省高級人民法院は第二審において、次のように判断した。去哪公司が「去哪」の商号及び「去哪」標章などを使用する行為は不正競争行為を構成する。一方で、去哪公司はドメイン名「quna.com」に対し合法的な権益を有しており、当該ドメイン名の使用には正当な理由があり、「コンピュータネットワークドメイン名に関連する民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈」第 4 条の規定によれば、不正競争を構成せず、去哪公司がその後登録したドメイン名「123quna.com」、「mquna.com」も、登録及び使用を認めるべきである。双方はいずれも合法的な出所のドメイン名に係る権益を有しているのであって、互いに認容し合い、尊重し合い、長期にわたって共存すべきで、一方が経営する中で知名度が上がったことにより他方の存続の余地を剥奪してはならないし、他方も知名度の高い一方の商業上の信用に悪

意をもって便乗し、不正な商業利益を図ってはならない。以上のことから、去哪公司是「quna.com」などのドメイン名を継続して使用する権利を有するが、ドメイン名に関連する検索のリンク及びサイトに、区別できる標章を加えることにより、上述のドメイン名を、趣拿公司的「去哪儿」、「去哪儿網」、「qunar.com」などの知名サービスの特有名称と区別できるようにする義務も有する。第二審法院は、第一審判決の中の、去哪公司に「去哪」商号及び「去哪」などの標章使用を停止させる判決内容は維持したが、去哪公司による「quna.com」などのドメイン名の使用を停止し期限内に上述ドメイン名を趣拿公司に移転する判決内容は取り消し、賠償金額も相応に調整して 25 万元とした。

【典型的な意義】

本件において、ドメイン名近似と商標近似の判断基準の違いが区別され、及び権利衝突の対処原則が示された。去哪公司是先行して登録されたドメイン名「quna.com」を使用し、趣拿公司が経営する「去哪網」は知名サービスの特有名称にあたるうえ、ドメイン名「qunar.com」を登録している。両ドメイン名はわずかにアルファベット「r」だけが異なり、近似するドメイン名を構成するが、法院は、次のことを根拠に、長期にわたって共存できると判断した。第一に、世界において一意性が確保されるドメイン名であることである。ドメイン名には長さの制約があり、世界中で登録できるドメイン名の最大数は 43 億を下回る。近似するドメイン名の登録を認めないと定めることは、経済学的視点から見て利益がない。第二に、ドメイン名はコンピュータシステムによって識別されることである。コンピュータでは、非常に似ているドメイン名も精密正確に区別され、混同されることが全くない。電子技術による方法と感覚・感覚器官の精密正確性における大きな相違が、ドメイン名近似と商標近似の判断基準に違いをもたらした主な理由である。

【コメント】

本件は、先行登録されたドメイン名と他の事業者の知名サービスの特定名称にリンクする後行登録されたドメイン名との衝突に関する裁判規則を打ち立てた事案である。ドメイン名に関する紛争解決にとって参考になるものと考えられる。特に、本件では、一審と二審でこの問題について異なる判断がなされており、この判断の差に目を向けることで中国におけるドメイン名保護の実態が見えてくる。以下、本件におけるドメイン名に関する判断を紹介する。

1. 一審の判断

「インターネットドメイン名にかかわる民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」の第 4 条は、ドメイン名を登録・使用する行為が権利侵害又は不正競争を構成する要件を定めている。それは、①原告が保護を求めた民事権益が、合法的かつ有効であること、②被告のドメイン名又はその主要な部分が原告の馳名商標(原文のまま)の複製、模倣、翻訳又は音訳を構成するか、もしくは原告の登録商標、ドメイン名等と同様又は類似しており、公衆の誤認をも

たらずに足ること、③被告が当該ドメイン名又はその主要部分に対し権益を持たず、当該ドメイン名を登録、使用する正当な理由がないこと、④被告の当該ドメイン名の登録、使用に悪意があることである。一審は、以下の理由で、被告の譲り受けた「quna.com」及び登録した「123quna.com」、「mquna.com」の使用について、原告の利益を侵害したと判決した。

- ①「qunar.com」は原告が登録したドメイン名であり、原告の知名サービスの特有名称でもあるため、法により保護されるべきである。
- ②被告の「quna.com」、「123quna.com」及び「mquna.com」は、「qunar.com」のドメイン名と近似し、消費者がサービスの提供者を混同するおそれがある。
- ③被告は「quna.com」を譲り受ける前に、「quna」を実質に利用したことがなく、商標として登録したこともない。ゆえに、被告は「quna」の権益を持っておらず、そのドメイン名を利用する正当な理由もない。
- ④「quna.com」のドメイン名は登録の時間的には先であるが、被告が「quna.com」を譲り受けたのは原告の「qunar.com」の知名度が広まった後のことである。被告には、原告の知名度を利用し、消費者を誤解させる悪意がある。

2. 二審の判断

二審はドメイン名の特殊性に着目し、一審の判断を覆した。二審の理由は以下の通りである。

- ①「quna.com」がドメイン名として登録された時間は「qunar.com」よりも前である。「quna.com」は、その後、転々と譲渡されるが、いずれも合法的である。それゆえ、被告は合法的に使用する権利を持っている。
- ②原告は、すでに「quna.com」に関する紛争を ICANN（アジアドメイン名紛争解決センター）に提出しているが、ICANN から支持を受けることはできなかった。ICANN が挙げた理由は、被告が「統一ドメイン名の紛争解決ポリシー」第4条のaにおける条件（(i) あなたのドメイン名が、申立人が権利を有する商標または役務商標（サービスマーク）と、同一または混同を引き起こすほどに類似しており； かつ(ii) あなたが、そのドメイン名についての権利または正当な利益を有しておらず； かつ(iii) あなたのドメイン名が悪意で、登録かつ使用されていること。）を満たしていないことである。被告が「quna.com」を利用する正当な理由があることが逆から証明された。
- ③「quna.com」と「qunar.com」は確かに近似しているが、近似するドメイン名を利用することだけをもって悪意を推定し、不正競争行為が成立するという結論は理にかなわない。

ドメイン名の長さには制限があり、そのため全世界で登録できるドメイン名の数は計算上最大でも43億個を下回っており、登録できる残りのドメイン名の数は年々減っている。このようなことから、も近似するドメイン名が存在することは経済学的視点からやむを得ないことである。このような背

景のもとで、二審は近似するドメイン名を利用することだけをもって不正競争を構成すると判断することに反対したのであろう。しかし、近似するドメイン名が存在しうるとして、ドメイン名の使い方が制約されることも当然である。それゆえ、二審は権利者が近似するドメイン名を利用する際の誓約について判断した。つまり、同様または近似するドメイン名を利用する複数の当事者は、互いの利益を尊重しなければならない、不当な手段により、他方の商業上の信用または知名度を利用し、利益を得てはならないという原則である。そしてそのために判決で示された具体的方法は、当事者のウェブサイト上に、区別するための標識を付すことであった。

また、本件では、上記のほか、知名サービス及びその特有名称の判断基準にも注目する必要がある。まずは、趣拿会社の提供するサービスが知名サービスに該当するとの判断について、一審は、当該サービスの期間、区域、営業額及びサービス対象、宣伝の継続期間・程度・地域範囲等の要素を総合的に判断する方法を示した。二審は一審と類似した判断をしたうえで、さらに、毎年増加の一途にある「趣拿公司」の経営収入を間接証拠としたことに注意が必要である。そして、趣拿会社の「去哪儿」、「去哪儿網」の標識が知名サービスの特有名称に該当するとの判断については、サービスの名称には普通名称と特有名称があり、普通名称は万人でも使えるのものであるため、不正競争の対象にはならず、特有名称の該当性こそが重要である。一審、二審はともに、特有名称はサービスの提供元を区別するもので、明らかな特徴がある名称でなければならないとの判断基準に基づき、趣拿会社の「去哪儿」、「去哪儿網」の標識の使用実態と合わせて、特有名称の該当性を認めた。そのうえで、類似した標識をサービス名称又は企業屋号に使った去哪公司の行為は不正競争行為に当たると判示した。

⑤集積回路の回路配置設計「ATT7021AU」の専有権侵害をめぐる紛争事件

鉅泉光電科技(上海)股份有限公司 vs 深セン市銳能微科技有限公司、上海雅創電子部品有限公司の集積回路の回路配置設計の専有権侵害をめぐる紛争に関する上訴事件〔上海市高級人民法院(2014)滬高民三(知)終字第12号民事判決書〕

【事件概要】

鉅泉光電科技(上海)股份有限公司(以下、「鉅泉公司」という)は、集積回路の回路配置設計ATT7021AUの設計(以下、「鉅泉回路配置設計」という)を完了し、回路配置設計登記証書を取得した。鉅泉公司是、深セン市銳能微科技有限公司(以下、「銳能微公司」という)がその許諾を受けずにその回路配置設計を複製したうえ、同回路配置設計が含まれた集積回路チップRN8209、RN8209G(以下、「侵害で訴えられたチップ」という)を製造し、かつ上海雅創電子部品有限公司(以下、「雅創公司」という)と共に侵害で訴えられたチップを販売していることを発見した。鉅泉公司是法院に提訴し、二被告に侵害責任の負担を命じる判決を請求した。銳能微公司与雅創公司是、侵害で訴えられたチップの回路配置設計は銳能微公司が自社開発したものであり、かつ登記証書を取得していること、侵害で訴えられたチップの回路配置設計が鉅泉回路配置設計と異なっ

ていること、鉅泉回路配置設計が独創性のない通常の設計であることを共同で主張し、鉅泉会社の訴訟請求の棄却を請求した。上海市第一中級人民法院は第一審で、鉅泉会社の侵害を差し止め、損害賠償及び合理的費用を合計 320 万元とする旨の判決を下した。鉅泉公司、銳能微公司はいずれもこれを不服として、上訴を提起した。上海市高級人民法院は審理した上で次のように判断した。第一に、集積回路の回路配置設計における革新の余地が限られているため、回路配置設計に関する権利侵害の判定の際、両回路配置設計の構成に関する同一又は実質的類似の認定に、比較的厳格な基準を採用しなければならないが、それでも侵害で訴えられたチップの対応する回路配置は、やはり鉅泉回路配置設計における「デジタルグランドオービットとアナロググランドオービットとをつなぐ回路配置」及び「独立昇圧器回路配置」と実質的な類似を構成している。第二に、銳能微公司が本件について提出した証拠資料では、鉅泉回路配置設計における「デジタルグランドオービットとアナロググランドオービットとをつなぐ回路配置」及び「独立昇圧器回路配置」が通常の設計であることを証明するには足りない。第三に、保護を受ける回路配置設計においては独創性を有するいかなる部分もいずれも法律による保護を受け、回路配置設計全体に占める比重や役割は問われない。銳能微公司が鉅泉回路配置設計の一部複製を行ったのは、私的目的でも、単なる評価、分析、研究、教育などの目的でもなく、新たな集積回路を研究開発して商業利用するためである。銳能微公司が、リバースエンジニアリングによって取得したものでなく、鉅泉回路配置設計に接触したことを認めたため、侵害で訴えられたチップの回路配置設計が独創性を有するか否かを問わず、銳能微公司の行為には「集積回路の回路配置設計保護条例」第 23 条第 2 号の規定が適用されず、鉅泉回路配置設計の専有権を侵害している。第四に、侵害が確認された 2 つの部分の回路配置設計が、侵害で訴えられたチップにおいて確かに中核的でも主たる役割でもなく、確かに回路配置設計に占める面積が小さいこと、並びに鉅泉会社の対応する回路配置設計を直接複製することで銳能微公司が節約した研究開発への投入や短縮された研究開発時間を勘案した上で、第一審が情状酌量し、銳能微公司が鉅泉会社に合理的な支出を含む経済的損害 320 万元を賠償せよとした判決は、不当でない。以上のことから、第二審法院は上訴棄却、原判決維持の判決を下した。

【典型的な意義】

本件は、非常に典型的な集積回路の回路配置設計に関する権利侵害紛争である。本件被告は、集積回路の回路配置設計に関する権利侵害の判断基準に、類似度の概念を導入すべきであり、集積回路の回路配置設計に、それ自体の独創的な設計がない前提では、他者の回路配置設計を完全に剽窃したもの、或いは他者の回路配置設計と実質的に類似を構成するものに限って、他者の集積回路の回路配置設計の専有権侵害を構成すると主張していた。第二審法院は、「集積回路の回路配置設計保護条例」の規定により、権利者の許諾を得ずに、権利者が保護を受ける回路配置設計の中の独創性を有するいかなる部分についても、複製することは、いずれも権利侵害を構成すると判断した。この侵害判断の基準により、集積回路の回路配置設計における革新創出への動機づけが強化された。また、本件は、侵害判断における「実質的類似」につい

て、厳格な認定基準を採用した。本件の判決の意図は、権利者と競合者の利益の均衡を図り、集積回路の回路配置設計業界の健全な発展を促進することにある。

【コメント】

本判決は、以下の 2 つのポイントで集積回路の回路配置設計の専有権に対する侵害を判断する基準について判断した。

1. 集積回路の回路配置設計の専有権の範囲

「集積回路の回路配置設計保護条例」(以下「条例」という)の第 30 条によれば、条例に別段の規定がない限り、回路配置者の許可なく次の各号に掲げる行為をした者は、遅滞なく権利侵害行為を停止し、損害賠償責任を負わなければならない。(1)保護を受ける回路配置設計の全部又はその中の独創性のある部分を複製すること…(以下省略)。同規定によれば、回路配置設計の全部又はその中の独創性のある部分のいずれかを複製すると、集積回路の回路配置設計の専有権を侵害することになる。「条例」がこのような規定する理由は、集積回路の回路配置設計は一般的な美術著作物とは異なり、一定の実用性があり、各独創性のある部分が連動しており、いずれかの独創性のある部分に対する調整が、集積回路全体に影響をもたらさうためである。そのため、本判決文では、「独創性のある一部の回路配置設計が、回路配置設計全体に占める比重が極めて低い、又は中核的部分ではないから保護されないとすれば、これらの部分に対する複製は恣意的になり、ひいては回路配置設計における非中核的部分の革新に動機づけがなくなり、『条例』が集積回路技術の革新を奨励することは絵空事になってしまう」、「二つの回路配置設計について、回路配置設計全体に占める比重、役割は単に権利侵害の状況の重さを判断する要素にすぎず、回路配置設計の専有権に対する侵害自体には影響しない」との判旨が表明された。

2. 回路配置設計と配線

「条例」第 2 条第 2 項によれば、集積回路の回路配置設計とは、集積回路の回路配置のうち、2 つ以上の素子(そのうち少なくとも 1 つは能動素子である)と一部もしくは全部の配線を組み合わせた立体的配置、又は集積回路を製造するため準備した上記立体的配置を指す。本判決は、回路配置設計と配置を実現するための配線とを区別し、回路配置設計のみが同様か否か、又は実質的に類似するか否かを判断の対象とした。同じ立体的配置については、さまざまな方法(配線)で完成することができる。このため、2 つの集積回路の回路配置設計が同様か否か、又は実質的に類似するか否かを判断するときは、配線よりも、各能動素子と素子の立体的配置が同様か否か、又は実質的に類似するか否かを判断することの方が重要である。各素子を組み立てた立体的配置が実質的に改変されていない場合、単に回路配置設計を実現する方法(配線)が異なるだけでは、2 つの集積回路の回路配置設計が同様か否か、又は実質的に類似するか否かの判断に

影響しないとされた。

また、本判決では、集積回路の回路配置設計の革新の余地は限られているため、同様な否か、又は実質的に類似するか否かを判断する際、比較的厳格な基準に従うと判示された。

⑥「網易雲音楽」の情報ネットワーク伝達権侵害に関する訴訟前差止めをめぐる紛争事件

深セン市テンセントコンピュータシステム有限公司 vs 広州網易コンピュータシステム有限公司らの音楽著作物の情報ネットワーク伝達権侵害をめぐる紛争に関する訴訟前差止め事件〔湖北省武漢市中級人民法院(2014)鄂武漢中知禁字第5号、5-1号、5-2号民事裁定书〕

【事件概要】

深セン市テンセントコンピュータシステム有限公司(以下、「テンセント公司」という)は、武漢市中級人民法院に訴訟前差止めを申し立て、次のことを請求した。すなわち、1.広州網易コンピュータシステム有限公司(以下、「広州網易」という)、網易(杭州)ネットワーク有限公司(以下、「杭州網易」という)、杭州網易雷火科技有限公司(以下、「網易雷火」という)に、申立人が専有著作権を有する「時間はどこに行ったのか」、「愛の供養」、「画心」など623曲の歌をプラットフォーム「網易雲音楽」(music.163.com及びそのPCクライアント、モバイルクライアント)経由の大衆向け伝達を停止するよう命令すること、2.中国聯合ネットワーク通信有限公司湖北省分公司(以下、「湖北聯通」という)に、聞き放題データ通信量パッケージサービス「網易雲音楽」の提供を停止するよう命令すること、3.広東欧珀モバイル通信有限公司(以下、「広東欧珀」という)に、そのOPPOブランド携帯電話に「網易雲音楽」を内蔵させる行為を停止するよう命令することである。テンセント公司は、本件音楽著作物の著作権を有し、それが侵害され、損害を受けた事実を証明する証拠を提出し、担保も提供した。武漢市中級人民法院は次のように判断した。テンセント公司は上述の音楽著作物623曲について法により情報ネットワーク伝達権を有する。5被申立人は、インターネット、モバイル携帯電話向け聞き放題データ通信量パッケージサービスの「網易雲音楽」、「網易雲音楽」のモバイル携帯電話クライアントへの内蔵などの方式により、本件音楽著作物を大衆に大量に提供したが、当該行為がテンセント公司の本件音楽著作物に関し法により有する情報ネットワーク伝達権を侵害した疑いがある。しかも、被申立人が大衆向けに提供している音楽著作物の数はかなり多く、テンセント公司に甚大な経済的損害をもたらしている。ネットワーク環境において、このような行為を速やかに禁止しなければ、広州網易が他者の権利の不当利用によって取得する市場シェアはさらに速いスピードで伸びてしまい、テンセント公司の利益は損害を受け、かつこの種の損害は補填が難しいため、各被申立人による、音楽著作物623曲のうち権利侵害が疑われる部分のネットワークを経由した伝達行為を禁止しなければならない。そこで、以下のとおり、訴訟前差止めを命じる裁定を下した。すなわち、1.広州網易、杭州網易、網易雷火は、裁定発効日より、直ちにプラットフォーム「網易雲音楽」を経由して本件623曲の音楽著作物を大衆に提供す

る行為を停止すること、2.湖北聯通は、裁定発効日より、直ちにそのモバイル携帯電話のクライアントに、聞き放題データ通信量パッケージサービスの「網易雲音楽」のうち、本件 623 曲の音楽著作物に関するモバイルネットワークサービスを提供する行為を停止すること、3.広東欧珀は、裁定発効日の翌日から 10 日以内に、その OPPO ブランドで型番 R830S(契約機種)のモバイル携帯電話に内蔵された「網易雲音楽」クライアント経由でモバイル携帯電話クライアントに本件音楽著作物 623 曲を伝達する行為を停止することを命じた。差止命令が出された後、湖北聯通、広東欧珀は訴えられた行為を直ちに停止した。広州網易、杭州網易、網易雷火は、当該差止命令を不服として不服審査を申し立てたが、武漢市中級人民法院に棄却された。不服審査中に、テンセント公同は、訴えられた行為がなお継続していることを発見したため、書面にて差止命令違反行為の処罰を申し立てた。法院は、相応の処罰措置を講じた。不服審査決定書が出された後、訴えられた行為は差止命令に従って全面的に差し止められた。

【典型的な意義】

近年、ネット産業と音楽産業の融合によって新たなネット上の文化伝達メディアが形成され、音楽著作物を無限に転送し、ダウンロードし、無制限で鑑賞を繰り返すことができるようになり、一般大衆による音楽鑑賞を便利にすると同時に、ネット上の海賊版の音楽が著作権者に補填できないほどの損害をもたらしている。本件において、法院は訴訟前差止を速やかに出し、差止命令違反行為に処罰を与えることで、ネット上の海賊版の音楽の取締、ネット音楽市場の規範化、ネット環境の整備に、一種の実行可能な保護パターンを提供し、司法による知的財産権保護の主導的な役割を十分に示した。

【コメント】

本件は、著作権法第 50 条に規定された訴訟提起前の保全措置の情報ネットワーク伝達の分野における具体的運用を示した事例である。近年インターネット産業の飛躍的な発展にしたがい、容易に著作権侵害が生じるようになってきている。また著作物の無体性により、インターネットから、違法著作物をダウンロード、又は伝達した利用者を特定することができず、個々の違法著作物の利用者に対して違法著作物を削除する旨の命令を出しても解決にはならず、著作権者の損害は甚大である。本件は、そのような状況のもとで、訴訟前差止命令という方法によって、インターネット業界における著作権の有効な保護を図る事例であるため、2014 年度の 10 大知財事件に選ばれたと考えられる。

2001 年の著作権法改正では、TRIPs 協定の要請に基づき、他人による著作権の侵害行為を遅滞なく制止しなければ、権利者の合法的な権益が填補し難い損害を受ける可能性があるとき、提訴する前に、人民法院に関連行為の差止命令を申し立てることができることが規定された。

著作権法第 50 条の規定によれば、訴訟前差止命令を申し立てるための要件は、以下 4 つである。

- ①他人が著作権・著作隣接権に対して侵害行為を現に実施しており、又はまもなく実施する証拠があること。
- ②遅滞なく制止しなければ、権利者の合法的な権益が填補し難い損害を受ける可能性があること。
- ③著作権者又はそれに関連する権利者が申し立てること。
- ④担保を提出すること。

本件は、上記要件の②を満足するか否かを判断するとき、侵害が疑われる著作物の数量、当事者の市場占有率に対する影響、損害回復の難易度などを考慮に入れて総合判断した。著作権侵害は持続的な行為であるため、正式な判決を下してから差止めを命じると手遅れになってしまう。また、著作物の無体性により、なんらかの制限を加えないと、侵害著作物が無制限に複製され、伝達され、その侵害程度は有体物のそれをはるかに上回り、権利者が被る損害がさらに拡大されてしまう。

なお、民事訴訟法が2012年に改正されたとき、著作権法第50条と同様の訴訟前の行為に関する保全措置を導入した(民事訴訟法第100条)。知財分野の訴訟前差止命令の運用が民事事件全般に拡張されたものと見ることができる。民事訴訟法の訴訟前の行為に関する保全措置の要件は、基本的に著作権法と同様であるが、著作権法上の上記要件の③に関しては、民事訴訟法の規定によれば、権利者による保全申立がなくても、法院が職権により裁定で自ら保全措置をとることができる。しかし、これまで中国の人民法院の保全実務からみれば、権利侵害状況の判断がただちにできず、慎重な判断を要するとき、法院が職権による訴訟前差止命令を行わないこともあり得る。

(2) 知的財産権行政事件

⑦「稻香村」をめぐる商標異議申立再審査に関する行政紛争事件

蘇州稻香村食品工業有限公司 vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会、北京稻香村食品有限責任会社の商標異議申立再審査に関する行政紛争についての上訴事件〔北京市高級人民法院(2014)高行終字第1103号行政判決書〕

【事件概要】

北京稻香村食品グループは、1996年1月に商標「稻香村」(以下、「引用商標」という)の登録出願を出し、1997年5月に登録査定を受け、使用を認められた商品は第30類のパイ、餃子、餅、粽、元宵団子などである。確認を受けて、当該商標登録者は北京稻香村食品有限責任公司(以下、「北京稻香村公司」という)へと名義変更した。2006年7月、蘇州稻香村食品工業有限公司(以下、

「蘇州稻香村公司」という)は、第 30 類のビスケット、パン、菓子などを指定商品として商標「稻香村及び図」(以下、「被異議申立商標」という)の登録出願をした。被異議申立商標は予備的査定を受け、公告された後、北京稻香村公司から異議を申立てられた。国家工商行政管理総局商標局は、被異議申立商標の登録を認める裁定を下した。これを受けて、北京稻香村公司は不服審査を申し立てた。商標評審委員会は、被異議申立商標が引用商標との類似商標であり、被異議申立商標の指定商品が、引用商標の使用を認められた商品との類似商品であると判断した。蘇州稻香村公司は、ビスケット、菓子など商品において譲受を経て先に文字「稻香村」、アルファベット「DXC」及び図形の囲みで組み合わせた 2 商標(以下、「先行取得商標」という)を取得しているが、当該 2 商標は、被異議申立商標と表現の形において相違が大きい反面、北京稻香村公司が長期にわたって使用し、高い知名度を有している引用商標「稻香村」にさらによく似ている。その登録を認めると、既に形成された市場の秩序が崩壊し、市場や関連公衆が混同する可能性が高くなるため、被異議申立商標は、引用商標と、「商標法」第 28 条に言う類似商品に使用される類似商標にあたるとして、被異議申立商標の登録を認めない裁定を下した。蘇州稻香村公司はこれを不服として、行政訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院は第一審判決において商標評審委員会の裁定を維持した。蘇州稻香村公司はこれを不服として、上訴を提起した。北京市高級人民法院は第二審において次のように判断した。長期にわたって使用されたことにより、高い知名度を有する北京稻香村公司の商標「稻香村」と、蘇州稻香村公司の先行取得商標との間には、区別できる市場実態と安定的な市場秩序がすでに存在する。被異議申立商標の標章と先行取得商標との相違が大きい反面、北京稻香村公司の引用商標には非常に似ており、蘇州稻香村公司による被異議申立商標の登録出願は、先に譲り受けた商標「稻香村」の名声の延長として認定することはできない。むしろ北京稻香村公司の商標の排他権の範囲に侵入することとなり、区別できる市場実態とすでに形成された安定的な市場秩序を崩壊させ、消費者に商品の出所を混同誤認させてしまう。よって、上訴棄却、第一審判決維持の判決を下した。

【典型的な意義】

歴史上の理由から、別々の企業において長期にわたって相互に類似する商標が使用され、市場構造が客観的に形成された状況において、そのうちの一方が構成要素の類似する商標を出願し、商標法第 28 条を適用して商標類似の判断を行うにあたっては、標章自体の類似度を勘案するほか、商標の実際の使用状況や、使用歴、関連公衆からの認知状態、使用者の主観的な状態などの要素に基づき、混同誤認の可能性を基準に総合的に判定し、すでに形成された安定的な市場秩序の維持を重視して、単純に「商標構成要素の類似」を「商標の類似」と同一視することがないようにしなければならない。

【コメント】

本件は、商標法における商標が「類似する」を如何に判断するかについての裁判例である。

商標が「類似する」とは、商標の構成要素が完全に一致しているのではないが、その要素又は要素の組み合わせが対象商標に類似しており、関連公衆を商品の出所について誤解させやすく、又は対象商標と特有の関係を持つと認識させることである。

従来、商標が同一又は類似するか否かを判断するとき、商標本来の形、音声、意義及び全体的な表現形式など(商標の構成要素)から、関連公衆の一般的な注目度を基準にして、全体的観察及び主要部分の対比により判断する。しかし、商標法の立法目的が市場秩序を維持し、市場の発展を促進することにあることを鑑みれば、本件のように、比較的有名、又は特殊な歴史背景を持つ二つの商標が類似しているか否かを判断するとき、上記商標本来の形、音声、意義及び全体的な表現形式など以外に、「両者の実際の使用の実態や、使用の歴史、関連公衆の認識の状態、使用者の主観的な状態などの要素に応じ、混同誤認を招く可能性を基準に総合的に判断し、すでに形成された安定的な市場秩序の維持に配慮し、短絡的に「商標構成要素の近似」を「商標近似」とみなすことがないようにしなければならない」。本件を通じて、法院は、同じ長い歴史を持つ老舗の間では、現在の市場の安定的な市場秩序の維持に配慮すべきであるという理念、及びその老舗が商標を登録するとき、消費者に商品の出所につき混同誤認をさせてはならず、他人の商標権の保護範囲を侵してはならないと判断した。

また、法院は、商標と商業上の信用との関係も論じた。商標権が保護しているのは標識に化体した営業に関する商業上の信用であるが、商業上の信用がすべて商標の使用に由来するわけではない。本件では、蘇州稻香村公司又は蘇州稻香村食品工場が得た商業上の信用は基本的にその生産技術によるものであり、本件の商標によるものではない。それに対し、北京稻香村公司 が得た商業上の信用は、その商標を使用した結果である。商標の知名度が乏しければ、その排他権の範囲もそれなりに制限されてくる。したがって、企業にとって、有名企業であっても、その所有する登録商標を使用して一定の知名度を上げなければ、商標の排他権の範囲が相応に制限されてしまうことに留意されたい。

⑧「竹家庄避風塘及び図」をめぐる商標争議行政紛争事件

上海避風塘美食有限公司 vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会、上海磐石意舟餐飲管理有限公司の商標紛争に関する行政紛争についての審級引上げ審理事件〔最高人民法院(2013)行提字第8号行政判決書〕

【事件概要】

上海竹家庄美食有限公司(以下、「竹家庄公司」という)が1999年に、商標「竹家庄避風塘及び図」(以下、「係争商標」という)の登録出願を行った。国家工商行政管理総局商標局は、国際分類の第42類「レストラン、バー、飲食店」などを指定役務とし、2000年7月28日付けで登録を認め

た。係争商標は、竹の図形と漢字の「竹家庄避風塘」から構成される。2010年12月27日、上海磐石意舟餐飲管理有限公司が係争商標を譲り受けた。2003年11月11日、上海避風塘美食有限公司(以下、「上海避風塘公司」という)は、次のような理由で、係争商標に対する取消申立を行った。すなわち、1.竹家庄公司是1999年8月1日に、「避風塘」という言葉が「料理名」であることを理由に、第1055861号商標「避風塘BFT」の取消申立を行い、2回の評議審査を経て、第1055861号商標が取消された。竹家庄公司是「避風塘」が商標として登録できないとしながら、「避風塘」を係争商標の一部として登録出願を行っており、第1055861号商標を取り消した目的は、係争商標の登録上の障害を悪意をもって取り除くことにあったと思われる。2.1998年9月15日付けで設立された上海避風塘公司是、努力を重ねて上海飲食業の有名ブランドとなり、第1055861号商標「避風塘BFT」の使用許諾を受け、そしてこれを譲り受けた。竹家庄公司が第1055861号商標を取り消し、係争商標の登録をしたのは、いずれも上海避風塘公司が受ける追い風に便乗することが目的である。商標評審委員会は商評字〔2008〕第30896号商標紛争裁定を行って、係争商標を維持した。上海避風塘公司はこの裁定を不服として行政訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院は第一審判決において、第30896号商標紛争裁定を維持した。上海避風塘公司是第一審判決を不服として、上訴を提起した。第二審中、上海避風塘公司是最高人民法院(2007)民三監字第21-1号民事裁定书を法院に提示した。北京市高級人民法院は審理の上、次のように判断した。すなわち、(2007)民三監字第21-1号民事裁定书は、「避風塘」が上海避風塘公司において既に使用されておりかつ一定の影響力を有する商標になった具体的な時期を明確にしていないことから、係争商標の登録が、上海避風塘公司において既に使用されておりかつ一定の影響力を有する商標を不正な手段により抜け駆け登録する行為にあたりと証明することができないとした。そして第二審は、上訴棄却、原判決維持の判決を下した。上海避風塘公司がこの判決を不服として、最高人民法院に再審を申し立てた。最高人民法院は審級を引き上げて自ら再審を行い、次のように判断した。すなわち、第1055861号商標「避風塘BFT」の取消と、係争商標の登録とは関連性がない。上海避風塘公司是商標紛争に関する行政手続の中で、係争商標がその企業名称権を侵害したと主張しておらず、また、「避風塘」という言葉は、上海避風塘公司の商号というだけでなく、「台風を避けるための港湾」や、「一種の郷土料理又はおかずの調理法」という意味も持っている。したがって、上海避風塘公司是、その企業名称権をもって上述の意味での「避風塘」という言葉を他の者が正当に使用することを禁止することができない。係争商標に含まれる文字「竹家庄」及び竹の図形のほうが、商品や役務の出所を示す役割をより果たしている。ゆえに、係争商標の登録、使用は、関連公衆の混同、誤認を招くことがなく、上海避風塘公司の企業名称権の侵害にあたらぬ。第二審判決を維持し、上海避風塘公司の再審請求を棄却する判決を下した。

【典型的な意義】

本件は、知的財産権事件の審理において、如何にして、知的財産権の権利者の利益保護と社会公衆の利益擁護との関係を適切に取り扱うかという問題に係る事件である。本件において、取消申立人は係争商標の登録がその企業名称権を侵害したと主張しているが、取消申立人の商号

が文字記号として、一般に広く認識されるほかの意味も同時に持っていることから、取消申立人には、他者がこの文字記号をほかの意味として使用することを禁止する権利がない。また、本件の係争商標には、顕著な識別的特徴を有する別の記号も盛り込まれており、消費者に混同誤認を生じさせる可能性をより低く抑えている。本件は、知的財産権の権利者の権利と社会公衆の権利の境界線を画定し、標章による知的財産権の権利者が「記号の囲い込み」を利用して公的領域に侵入することを防ぐうえで、積極的な意義を持っている。

【コメント】

本判決は、2001年版の旧商標法(以下「旧法」という)に基づいた判決であった。旧法と現行商標法がいずれも「商標の登録出願は、他人の既存の権利を侵害してはならない」と規定しており、それに違反するとき、旧法の場合、「商標登録日から5年以内に、商標所有者又は利害関係者は、商標評議審査委員会にその登録商標の取消裁定を申し立てることができる」、現行商標法の場合、「商標登録日から5年以内に、既存権利者又は利害関係者は、商標評議審査委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる」とされている。

一般的に、他人の既存権利とは、商標の登録出願を提出する前に、他人がすでに取得した意匠権、著作権、又は企業名称権などを指す。本件は、係争商標が上海避風塘の企業名称権を侵害することを理由として取消を求めて提起された事案である。

法院は、「避風塘」の歴史を調査し、当該文字は地理的名詞から特別な風味料理又は調理方法の通用名称になったと認定した。知的財産権諸法は権利者と一般的な利用者の権利のバランスを保つ役割があり、一般公衆の誤認混同を招かない限り、企業の名称と同じ文字が使用されても、取消申立人には他人が当該文字を別の意味で使用することを禁止する権利はない。

ところが民事の訴訟において、最高人民法院は、(2007)民三監字第21-1号民事裁定書において、「避風塘」は有名な飲食サービスの特有名称であり、特別な風味料理又は調理方法の通用名称ではないと本件と正反対の認定をしている。本件の第二審法院は、本件で議論された「避風塘」文字の意味・状態は、あくまで1999年商標登録出願日当時のもので、最高人民法院の民事裁定書は、その時点のことを証明できないと認定したが、本件の最高人民法院の行政判決では、最高人民法院の民事裁定書の内容には触れず、端的に「避風塘」が特別な風味料理又は調理方法の通用名称であると認定した。同じ最高人民法院が下した文書であるのに相矛盾するのではないかという疑問は残る。しかし、知的財産の権利者の権利と一般公衆の権利の棲み分けを確定するとき、本件行政判決書が下した「取消申立人は係争商標の登録が企業名称権を侵害した」と主張しているが、取消申立人の商号が文字符号として、一般に広く認識されると同時に別の意味も持っていることから、取消申立人には、他人が当該文字符号を別の意味で使用することを禁止する権利がない」という判断は積極的な意義を持っている。

⑨「乳腺増殖性疾患の治療薬の組合せ物及びその調合法」をめぐる発明特許権の無効に関する行政紛争事件

北京亜東生物製薬有限公司 vs 国家知的財産権局特許再審査委員会、山東華洋製薬有限公司の特許行政紛争に関する再審申立事件〔最高人民法院(2013)知行字第 77 号行政裁定書〕

【事件概要】

北京亜東生物製薬有限公司(以下、「亜東製薬公司」という)が「乳腺増殖性疾患の治療薬の組合せ物及びその調合法」という名称の発明特許(以下、「本件特許」という)の特許権者である。山東華洋製薬有限公司が、証拠 1、証拠 3 として、「薬典」で公開された「乳塊消錠剤」の効能、処方及び顆粒剤の関連製法を提示し、本件特許について無効宣告請求を申し立てた。特許再審査委員会は、本件特許に進歩性がないと認定し、全部無効を宣告する第 15409 号決定を下した。亜東製薬公司はこれを不服として、行政訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院は、証拠 1 の臨床の有効率が本件特許よりも低いことを証明する公証書(反証 4)によると、本件特許の顆粒剤の総有効率が 95.70%、証拠 1 の錠剤の総有効率が 89.32%であり、本件特許の請求項 1 には顕著な進歩があると判断し、第 15409 号決定の取消判決を下した。特許再審査委員会はこれを不服として、上訴を提起した。北京市高級人民法院は、第一審判決取消、第 15409 号決定維持の第二審判決を下した。亜東製薬公司はこれを不服として、再審を申し立てた。最高人民法院は、次のように判断した。反証 4 が総有効率の具体的な測定法を公開していない状態では、反証 4 と本件特許の総有効率が同じ効果と同じ数量で同じ測定法によって出されたものと認定することができず、上述の比較データは、本件特許に、臨床的な治療効果における顕著な進歩があったかどうかを証明することができない。上述の比較データを認めるとしても、本件特許の顆粒剤の調合時に減圧乾燥のステップが省かれたため、薬品の活性成分への影響も相応に減少しているが、この分野の技術者であれば減圧乾燥のステップを省くことで薬品の全体的有効率がある程度向上するであろうことは合理的に予見できるところ、特許権者はこの分野の技術者の合理的な予見をそれが上回ることを、証拠をもって証明していない。よって、亜東製薬公司の再審申立を棄却した。

【典型的な意義】

本件において、最高人民法院は、明細書に記載されていない技術的貢献を、特許権による保護を求める根拠としてはならないこと、及び発明に予見できない技術的效果があるかどうかを判断するにあたって、発明に記載する技術分野の特徴、特に技術的效果の予見可能性、従来技術に存在する技術的示唆などの要素を総合して考慮すべきことを明確にした。さらに、区別的な技術特徴の認定を行うには、請求項に記載する技術的特徴に基づくべきことも明確にした。本件の裁判は、薬品関連特許の権利付与・権利確定をめぐる行政紛争の審理に、重要な指導的意義を持っている。

【コメント】

本事件の争点は、本件特許が創造性を有するかどうかであり、それは本件特許の区別的な技術特徴、実際に解決する技術問題及び技術的効果の認定に関係する。

特許法第 22 条第 3 項は、「進歩性とは、先行技術に比べ、当該発明に際立った実質的特徴と顕著な進歩があり、当該発明に際立った実質的特徴と進歩があることをいう。」と定めている。同条文から、発明特許が進歩性を有すると認定するためには、先行技術と比べて「際立った実質的特徴があること」、「顕著な進歩があること」という 2 つの要件を充たす必要がある。しかし、実務において、発明特許の進歩性を判断する際に、「際立った実質的特徴」に重点が置かれており、また、「際立った実質的特徴」については「当該発明の技術的効果が同分野の技術者にとって自明であるか否か」と捉えるのが一般的である。実際に判断する際に使われる「3 ステップ法」は下記のとおりである。

- ①当該発明にとって最も近い先行技術を確定する。
- ②当該発明の区別的な技術特徴と実際に解決する技術問題を確定する。
- ③最も近い先行技術と比較したうえで、当該発明の技術的効果が同分野の技術者にとって自明であるか否かを判断する。

上記の判断手順から考えて、「技術的効果が同分野の技術者にとって自明であるか否か」の判断は、当該発明の区別的な技術特徴及び実際に解決する技術問題の認定に基づいて行われるものであると言える。

本件についていえば、特許再審査委員会が下した第 15409 号決定は、本件特許の区別的な技術特徴を「調合方法と副材料の変化」と認定し、また、これに基づき、本件特許が実際に解決する技術問題を「剤形の変更」と認定した。結論として、本件特許の技術的効果は同分野の技術者にとって自明であると判断し、本件特許の進歩性を否定した。一方、亜東製薬会社が、本件特許の区別的な技術特徴が「調合方法と副材料の両方の変化によりもたらされたサルビアノール酸 B の含量の変化」であり、実際に解決する技術問題も「サルビアノール酸 B の含量を増加させること」であると主張した。

最高人民法院は、亜東製薬会社の主張を支持しなかった。最高人民法院によると、区別的な技術特徴を認定する際は、特許請求の範囲に記載している技術的な特徴を基準にしなければならない。本件の場合、本件特許の特許請求の範囲は有効成分であるサルビアノール酸 B の含量を限定しておらず、その機能、効果等の技術内容に関する記述も存在しないため、当該分野の技術者が特許請求の範囲を読んだところで、本件特許の保護対象がサルビアノール酸 B の含量であることを知ることもできないし、本件特許が解決する技術問題がサルビアノール酸 B に関連すると知ることもできない。漢方薬という技術分野の特徴等を総合的に考慮すれば、同分野の技術者に

とって剤形を錠剤から粒剤へ変更することはごく一般的なことであり、また、本件特許が採用した粒剤の製法も薬典に記載があり、剤形の変更によりもたらされサルビアノール酸 B の含量の変化も予想を超えるものではない。よって、最高人民法院は、本件特許の技術的効果が同分野の技術者にとって自明であると判断することができ、進歩性を有しないと判断し、亜東製薬会社の請求を棄却した。

(3) 知的財産権刑事事件

⑩周志全ら 7 名による「思路サイト」経営をめぐる著作権侵害罪事件

被告人周志全ら 7 名による著作権侵害罪事件〔北京市第一中級人民法院(2014)一中刑終字第 2516 号刑事裁定书〕

【事件概要】

被告人周志全が 2008 年 8 月に、思路サイトを経営する北京心田一品科技有限公司を登録、設立した。思路サイトには、ポータルサイト(アドレス www.siluhd.com)、思路掲示板(アドレス bbs.siluhd.com) が設けられ、HDstar 掲示板(アドレス www.hdstar.org) を思路サイトのイントラサイトとしている。被告人周志全は、2009 年 1 月から 2013 年 4 月にかけて、被告人蘇立源、曹軍、賈晶洋、李賦然らを雇用し、著作権者の許諾を得ずに、会員制の方式により、他者が著作権を有する大量の映画やテレビ、音楽などの著作物をトレントファイル形式で HDstar 掲示板にアップロードさせ、2.6 万余りの登録会員によるダウンロードに供するとともに、思路サイトに広告を投下し、サイト登録招待コードや VIP 会員資格を販売して、利益を図った。また、被告人寇宇傑は 2012 年 5 月から 2013 年 4 月にかけて、被告人崔兵らを雇用し、著作権者の許諾を得ずに、他者が著作権を有する映画を 4000 台余りのハードディスクに複製し、淘宝网のネットショップでこれを販売した。北京市海淀区人民法院は第一審において、次のように判断した。被告人周志全は、被告人蘇立源、曹軍、李賦然、賈晶洋を雇用し、著作権者の許諾を得ず、営利目的で情報ネットワークを通じて他者の著作物を伝達させており、情状が特に深刻である。被告人寇宇傑は、被告人崔兵を雇用し、著作権者の許諾を得ず、営利目的で他者の著作物を複製、販売させており、情状が特に深刻である。上述の被告人の行為は、いずれも著作権侵害罪を構成し、処罰しなければならない。法院は、共同犯罪における各被告人の役割、罪を認める態度に応じ、法により処罰を軽減し、軽きに従い処罰し、又は執行猶予を適用して、各被告人にそれぞれ 1 年から 5 年の有期懲役と罰金などの併科を言い渡した。第一審判決が言い渡された後、被告人蘇立源、寇宇傑が上訴を提起した。北京市第一中級人民法院は第二審において、上訴を棄却し、原判決を維持した。

【典型的な意義】

思路サイトは「中国最大のデジタル高画質ポータルサイト」、国内最「先端」のブルーレイディス

ク高画質サイトと称されている。思路サイトの管理層には IT 業界のエリートが何名も集い、報告された被告人は全員大学学歴である。高画質ニュースや高画質映画を掲載するこのサイトが、表向きはブルーレイ技術を紹介する普通のサイトだが、そのリンク先の「HDstar 掲示板」に、大量のブルーレイ高画質フォーマットの海賊版映画やテレビドラマが存在し、利用料金を支払えばダウンロードできる。ネット上にある多くの海賊版の高画質映画が思路サイトを出所としている。このような方式を通じて、思路サイトは大量の登録ユーザーを蓄積し、国内で最も「名高い」海賊版の高画質映画サイトとなっている。本件の判決は、インターネット環境における著作権関連の犯罪取り締まりや知的財産権の保護に、重要な役割を持っている。

【コメント】

「刑法」第 217 条に著作権侵害罪が定められており、また、「知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈」(以下「同解釈」という)第 5 条に刑法第 217 条の加重処罰要件が詳細に定義されている。本件の場合、被告人らの行為は、「刑法」第 217 条第 1 号がいう「著作権者の許諾を経ずに、その文章の著作物、音楽、映画、テレビ、録画の著作物、コンピュータソフトウェア及びその他の著作物を複製発行したとき」に該当する。また、判決書によれば、被告らが経営する HDstar 掲示板において、重複するものを除けば、映画、ドラマ、音楽、ゲームなど合計 19,119 部の著作物がアップロードされ、明らかに同解釈第 5 条第 2 項第 2 号がいう「著作権者の許諾を経ずに、その文字作品、音楽、映画、テレビ、映像作品、コンピュータソフトウェア及びその他の作品を複製発行し、複製品の数量が 5,000 枚(部)以上の場合」に該当する。

本件において、被告人らが経営していた思路サイトは「中国国内のデジタル高画質ポータルサイト」として知られており、被告らが逮捕、断罪されたことがもたらす社会的影響は極めて大きいと思われる。判決書によれば、本件が発生する前に、浙江省のある法律事務所から思路サイト宛に、特定の映画について著作権侵害行為の停止請求がなされたが、被告人らは「請求されたら、アップロードした著作物を削除すれば良い」という程度の認識で、自らの行為が犯罪であることについて、それほど自覚はなかったようである。主犯である周志全も、逮捕後なお自らの行為が犯罪であることを認めようとしなかった。中国では、一般市民の間で著作権保護の意識がまだ弱い。今回の事件を通じて、著作権保護の意識が強化され、また、司法を通じて著作権犯罪に対する取締りが強化されるものと予想される。

2. 最高人民法院「2014 年中国法院知的財産権司法保護十大革新性事件」

以下の裁判例の解説において、「事件概要」及び「革新的意義」は、最高人民法院の「2014 年中国法院における 10 大革新性知的財産権事件についての概要説明」(出典：<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-14200.html>)を和訳したものであり、「コメント」は、本レポートの執筆担当事務所が作成したものである。

「2014 年中国法院知的財産権司法保護十大革新性事件」について事件の類型別にみれば、商標権に係るものが 3 件(下記①、⑥、⑦)、特許権に係るものが 4 件(下記②、③、④、⑤)、著作権に係るものが 2 件(下記⑧、⑩)、営業秘密に係るものが 1 件(下記⑨)という構成であった。今回の十大革新性事件は、商標権、特許権、著作権という 3 つの分野に集中しているが、各分野における今まで実務上定説のなかった問題点について明確に判断したものが多く、今後の実務に重要な指針を示したものと評価できる。例えば、特許法第 23 条第 3 項に定める「合法的権利」の認定基準及び「優先」の基準時点を明確にした「白象商標」に係る紛争(事件①)はこれに当たる。また、現行法の明確化のみならず、科学技術の発展に伴って新しく現れる客体に対応する事件も見られる。例えば、「グラフィカルユーザーインターフェース」という新しい種類の客体を意匠特許権の出願対象とした、アップル社のグラフィカルユーザーインターフェース意匠特許に係る紛争(事件④)はこれに当たる。さらに、知的財産権に関する刑事事件で、著作物そのものを提供するのではなく、ネットワークサービスを提供することにより著作権を侵害する特殊な権利侵害態様について、司法がその犯罪認定の道筋、犯罪構成要件の審査、証拠審査基準などを明確にした事例(事件⑩)は、これからの裁判実務の参考になるものであり、中国のインターネット上の知的財産権保護にとっても大きな進歩といえよう。

このように今回の十大革新性事件は、十大事件と共に、今後の実務に大きな影響を与えるものと言える。

①国家知的財産権局特許再審査委員会 vs 白象食品股份有限公司、陳朝暉の意匠特許権無効に関する行政紛争の再審申立事件[最高人民法院(2014)知行字第 4 号行政裁定書]

【事件概要】

陳朝暉は 2000 年 10 月 16 日に国家知的財産権局に「食品包装袋」という名称の意匠特許(以下、「係争意匠特許」という)を出願し、2001 年 5 月 2 日に権利付与公告を受けた。白象会社が保有する第 1506193 号「白象」商標(以下、「白象商標」という)の出願日は 1997 年 12 月 12 日であり、2001 年 1 月 14 日に登録を認められた。2009 年 8 月 4 日、白象会社は、先行商標である白象商標に抵触しているとして、国家知的財産権局特許再審査委員会(以下、「特許再審査委員会」と

いう)に係争意匠特許の無効宣告請求を申し立てた。特許再審査委員会は白象商標の登録査定日が係争意匠特許の出願日より遅く、合法的な先行権利ではないと判断し、係争意匠特許権の有効性を維持する決定を下した。白象公司はこれを不服として、行政訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院は、白象商標の登録査定日が係争意匠特許の権利付与公告日より早く、白象商標が先行権利を構成すると判断し、無効決定を取り消した。特許再審査委員会はこれを不服として、上訴を提起した。北京市高級人民法院は、白象商標の出願日が係争意匠特許の出願日より早く、白象商標の商標出願権が先行権利を構成するとして、第二審判決にて上訴を棄却し、原判決を維持した。特許再審査委員会はこれを不服として、最高人民法院に再審を申し立てた。最高人民法院は審査を経て、次のように判断した。商標出願権は、特許法第 23 条に定める先に取得した合法的権利とみなすことができない。しかし、意匠特許権が登録商標専用権と権利衝突を構成するかどうかを判断する上で商標出願権には重要な意義がある。商標出願日が意匠特許権の出願日より早ければ、先に出願した登録商標専用権は、出願日が遅い意匠特許権に対抗することができる。白象商標が登録された後、係争意匠特許の実施は客観的にそれと権利の衝突が生じる。先行権利を保護する原則に基づき、出願日が早かった白象の登録商標専用権は、陳朝暉の意匠特許権に対抗できると認定すべきである。よって、特許再審査委員会の再審申立を棄却した。

【革新的な意義】

法院は、本件において権利衝突を解決する時の商標出願日の法的意義を明確にした。法院は、商標出願日が特許出願日より早く、かつ特許無効宣告を請求した時点で商標がすでに登録を認められかつ有効である場合には、先に出願した登録商標専用権は後から出願された意匠特許権に対抗ことができ、さらに、意匠特許権と衝突するかどうかの判断に用いることができると説明した。本件は、特許法第 23 条の規定を適用する上で、登録商標専用権が合法的な先行権利を構成するかどうかを判断するにあたって、登録査定日をそのタイミングとすべきルールからある程度進展しており、権利の衝突に係わる事件の審理に、一定の指導的意義がある。

【コメント】

1. 特許法第 23 条の沿革

特許法第 23 条は、2 回の改正を経て現在に至った。すなわち、2000 年の特許法改正により、従来の第 23 条に、「特許権を付与する意匠は……他人が先に得た合法的権利と利害衝突があってはならない」との内容が書き加えられた。また、2008 年(施行は 2009 年)の改正により、上記増加内容に修正がなされ、第 23 条第 3 項として、「特許権を付与する意匠は、出願日前に他人が既に取得した合法的権利と利害衝突があってはならない」という独立の項となった。

2. 本事件は 2000 年特許法を適用

そこで本件についてみると、「改正後の特許法の施行における経過規則」において、「改正前の特許法の規定は、出願日が2009年10月1日より前の特許出願及び当該特許出願に基づき付与される特許権に適用する」と定められているため、出願日と権利付与日がともに2009年10月1日以前の本件の係争意匠特許には、2000年特許法が適用された。

2000年特許法第23条は、「特許権を付与する意匠は……他人が先に得た合法的権利と利害衝突があってはならない」と定めているが、①どの時点を基準として当該合法的権利が係争意匠特許権より「優先」と認定するか、また、②どのような権利が「合法的権利」に当たるかは不明確である。特に、本件白象商標のような、商標登録が完了していないが出願が既に行われた商標について、商標の「出願権」は特許法第23条における合法的権利に当たるかどうかが問題である。本事件の場合、白象商標と係争意匠特許の出願日、登録日もしくは権利付与公告日は下記のとおりである。

| | 出願日 | 登録日(権利付与公告日) |
|--------|-------------|--------------|
| 白象商標 | 1997年12月12日 | 2001年1月14日 |
| 係争意匠特許 | 2000年10月16日 | 2001年5月2日 |

特許再審査委員会は、①係争特許の出願日を優先認定の基準とし、②「合法的権利」と認定されるには、商標登録を済ませなければならないとした。そして白象商標は係争特許の出願日までに商標登録を済ませていないため、それは特許法第23条における「合法的権利」に当たらないと判断した。

北京市第一中級人民法院は、①係争意匠特許の権利付与公告日を基準とし、白象商標の登録日が係争意匠特許の権利付与公告日より早かったため、係争意匠特許より優先する、と判断した。

北京市高級人民法院は、①係争特許の出願日を基準としたが、②商標登録が完了していないが出願が既に行われた商標の場合、その商標の「出願権」も特許法第23条がいう「合法的権利」に当たると認定し、白象商標が係争意匠特許より優先すると判断した。

最高人民法院は、北京市高級人民法院の結論を支持したが、その理由を変え、①係争特許の出願日を「優先」の認定基準としたが、②商標出願権は、特許法第23条が定める「合法的権利」ではないとした。しかし、商標出願権の性質や作用——すなわち、商標法によれば、同一又は類似する商標について複数の出願があった場合、最初に出願したほうが優先すること、また、商標出願権は商標権に向けての権利であり、商標が最終的に登録されるからこそ意義を有し、一種の期待権であること、そして優先権利を保護する原則から、商標出願権も保護すべきであると判断

した。

3. 現行特許法の下での実務に対する影響

現行特許法第 23 条第 3 項が、「特許権を付与する意匠は、出願日前に他人が既に取得した合法的権利と利害衝突があってはならない」と定めている。2000 年特許法と比べて、「優先」を認定する基準時点が「特許権の出願日」と確定された。しかし、「合法的権利」の定義について、詳細な説明はなお存在していない。本件における最高人民法院の見解は、これからの実務にとって指針になるであろう。

②(スイス)ELECON ASIA SA vs 中華人民共和国国家知的財産権局特許再審査委員会、劉夏陽らの発明特許権無効に関する行政紛争についての審級引上げ審理事件〔最高人民法院(2014)行提字第 11、12、13 号行政判決書〕

【事件概要】

ELECON ASIA SA は「自動化機械式駐車場における車両の水平運搬に用いるブラケット」という発明特許(以下、「本件特許」という)の権利者である。本件特許は 15 の請求項があり、その内独立請求項 1 は、「車輪(3)の上を自走するブラケットで、…1 つの部分に一对の装置(58)があり、装置(58)は当該ブラケットの縦軸と対称的に垂直に移動することができ且つ当該車両の 1 つのシャフトの 2 つの車輪を支え、中揃えにし、移動停止および持ち上げるように構造され、別の部分にも一对の装置(59)があり、装置(59)は当該ブラケットの縦軸と対称的に垂直に移動することができ且つ当該車両の第 2 シャフトの 2 つの車輪を支え、中揃えにし、移動停止および持ち上げるように構造されている…」となっている。本件特許をめぐって、劉夏陽、怡峰公司是前後して 3 回の無効請求を申し立てた。その理由の 1 つが、請求項 1~15 に、必要な技術的特徴がなく、特許法実施細則第 21 条第 2 項¹の規定に合致しないということであった。特許再審査委員会は、「請求項 1 及びその従属請求項は必要な技術的特徴が欠けているため無効を言い渡すが、請求項 4 及びその従属請求項の技術的解決手段は特許法第 26 条第 4 項の規定に合致している」と認定した。ELECON ASIA SA はこれを不服として、行政訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院、北京市高級人民法院は前後してその訴訟請求と上訴を棄却した。ELECON ASIA SA はこれらを不服として、最高人民法院に再審を申し立てた。最高人民法院は審級を引き上げて自ら再審を行い、次のように判断した。独立請求項に必要な技術的特徴が欠け、特許法実施細則第 21 条第 2 項の規定に合致しない場合、通常は明細書による支持も受けられず、特許法第 26 条第 4 項の規定に合致しない。無効決定は、請求項に必要な技術的特徴が欠けていると認定しながら、明細書により支持されていると認定しており、法律適用に誤りがある。よって、特許再審査委員会の審査決定

¹ 訳注:2010 年改正(現行法)前の条文番号。現行法においては第 20 条第 2 項がこれに該当する。

及び第一審、第二審判決を取り消し、特許再審査委員会に改めて審査決定を出すよう命じた。

【革新的な意義】

本件は特許法実施細則第 21 条第 2 項の「必要な技術的特徴」の問題について深く、全面的に論述し、特に如何に「必要な技術的特徴が欠ける」と「請求項が明細書を根拠としているか」の関係を理解するかという問題を解明しており、特許法実施細則第 21 条第 2 項規定の適用に対し一定の指導的意義がある。法院は、次のように説明した。特許法第 26 条第 4 項と特許法実施細則第 21 条第 2 項はいずれも請求項と明細書の対応関係に言及するが、特許法実施細則第 21 条第 2 項と比べて、特許法第 26 条第 4 項の適用範囲はより広範であり、独立請求項と従属請求項に同時に適用できるほか、請求項に記載する技術的特徴の範囲が広すぎて明細書による支持ができない場合と、必要な技術的特徴が欠けており請求項全体が明細書により支持されない場合にも同時に適用できる。よって、独立請求項に必要な技術的特徴が欠け、特許法実施細則第 21 条第 2 項の規定に合致しない場合、通常は明細書による支持もできず、特許法第 26 条第 4 項の規定に合致しない。

【コメント】

本事件では、特許再審査委員会が、本件特許の独立請求項 1 の必要な技術的特徴は機能的クレームであるため、必要な技術的特徴が欠けていると判断し、独立請求項 1 及びその従属請求項を無効とした。一審、二審判決は、上記判断を支持したが、最高人民法院はそれを覆した。最高人民法院の判決書において、上記特許法実施細則第 21 条第 2 項と特許法第 26 条第 4 項との関係に関する議論以外に、特に議論された点は下記の 2 点である。

1. 技術問題の確定

必要な技術的特徴が欠けているかどうかを判断する前に、まず、当該特許が解決する技術問題を確定しなければならない。本件では、特許再審査委員会と下級審は、明細書ではなく、独立請求項 1 の技術的特徴を根拠に技術問題を確定した。最高人民法院はこれを支持しなかった。2002 年特許法実施細則 21 条 2 項は「独立請求項には、発明又は実用新案の技術案を全面的に表現し、技術問題を解決するのに必要な技術的特徴を記載しなければならない」と規定している。最高人民法院によれば、2002 年特許法実施細則第 21 条第 2 項における「技術的特徴」は、明細書に記載された背景技術に基づいて特許出願者が主観的に確定したものであり、特許の進歩性を判断する際に進歩性の有無をより客観的に判断するために改めて確定される「技術的特徴」とは異なる。本件では、特許再審査委員会と下級審の判断は、事実の認定と法律の適用の間違いであるとされた。

2. 必要な技術的特徴が欠けているか否か

独立請求項 1 の技術的特徴に機能的クレームが使用されたことを理由に、「独立請求項 1 に技術的特徴が欠けている」と判断したことが正しいか否か。機能的クレームの扱いについては、複数の見解が存在するが、最高人民法院は次のような見解を示している。すなわち、特許審査ガイドラインにおける特許法第 26 条に対する説明には、機能的限定を有する請求項に対し、その機能的限定が明細書に支持されているかどうかを審査しなければならないといった内容が存在する。このことから、特許審査ガイドラインによれば、機能的クレームを使用すること自体は禁止されていない。従って、特許再審査委員会と下級審が、独立請求項 1 の技術的特徴に機能的クレームが使用され、具体的構造や実現方法などの記述が存在しないことだけを理由に「独立請求項 1 に技術的特徴が欠けている」と判断したことは、法律の適用の間違いである。特許審査ガイドラインに従い、当該機能的クレームが明細書に支持されているかどうかを審査してから、必要な技術的特徴が欠けているかどうかを判断すべきである。

本件は、特許の効力に関して、その特許が解決する技術問題の確定、独立請求項に確定された技術問題を解決するのに必要な技術的特徴の有無、特許法第 26 条第 4 項と特許法実施細則第 21 条第 2 項との関係といった問題について、明確に判断しており、今後の実務の参考となる。本件は、2001 年特許法と 2001 年特許法実施細則を適用するが、関連条文である 2001 特許法 26 条 4 項と 2001 年特許法実施細則 21 条 2 項は、その後改正されておらず、本件における議論は現行法にそのまま適用できるものとする(もともと、2001 年特許法実施細則 21 条は、現行法では 20 条になった)。

③孫俊義 vs 鄭寧の實用新案特許權侵害紛争に関する再審申立事件〔最高人民法院(2014)民申字第 1036 号民事裁定書〕

【事件概要】

孫俊義は「粘着防止自動排気弁」という實用新案特許(以下、「係争特許」という)の権利者である。2013 年 6 月 28 日に、長春市寛城ボイラー排気弁廠は個人事業者の鄭寧に、鄭寧の販売する「勝益」ブランドの全自動排気弁がその「中権」ブランド排気弁の特許権(特許番号は ZL200320112523.2、特許権者は孫俊義)を侵害した旨の通知書を差し出した。差出人記載欄には、「長春市寛城ボイラー排気弁廠模倣品対策事務局」の印鑑と特許権者の孫俊義の印鑑があり、連絡先住所、郵便番号、連絡担当者及び電話番号も記載されていた。2013 年 7 月に、孫俊義は、鄭寧の店から、侵害で訴える「勝益」ブランドの排気弁を購入し、鄭寧がその實用新案特許権を侵害したとして、訴訟を提起した。遼寧省瀋陽市中級人民法院は第一審において、次のように判断した。侵害で訴えられた商品の技術的特徴が係争特許の技術的解決手段と均等なものであり、係争特許の保護範囲に含まれている。孫俊義が鄭寧に郵送した通知書には、特許証書とその他の必要な書類が添付されておらず、鄭寧にその販売するものが侵害商品であると認識させ

るには不十分であった。鄭寧は販売者として侵害商品の合法的出所を提示し、主観的過失がなかったことに鑑み、法により賠償責任を免除することができる。よって、孫俊義の訴訟請求を棄却すると判決した。孫俊義はこれを不服として、上訴を提起した。遼寧省高級人民法院は第二審判決において、上訴を棄却し、原判決を維持した。孫俊義はこれを不服として、最高人民法院に再審を申し立てた。最高人民法院は2014年12月13日に、遼寧省高級人民法院に本件を再審するよう裁定を出して命じた。最高人民法院は審査において次のように判断した。販売者がある販売する商品が特許権侵害商品であると知っていたかどうかを判断するには、事件の事実を勘案して総合的に判断する必要がある。例えば販売者がこれまでに特許商品を販売したことがある、または侵害で訴えられた商品の仕入れ価格が不合理に特許商品の市場価格を下回っていた場合等は、販売者がある販売する商品が特許権侵害商品であると知っていたと認定する事実的根拠とすることができる。もし上記のような事情が一切なく、権利者が販売者に権利侵害警告書を送っただけならば、さらに警告書の具体的内容を審査しなければならない。警告書に特許権(特許番号、特許名称、特許権証書のコピー等)や侵害で訴えられた商品の基本状況、侵害比較結果、連絡先等の内容が記載され又は含まれており、販売者が当該警告書をすでに受け取っている場合には、原則として販売者はその販売する商品が特許権侵害商品であると知っていたと推定すべきである。

【革新的な意義】

正常な市場経営秩序を守り、権利侵害の大もとの取り締まりを奨励するために、特許法第70条は、販売者の合法的な出所による抗弁を定めた。すなわち、権利侵害商品の販売者が主観の上で過失がなく、かつ商品の合法的な出所を提示できる場合には、賠償責任を免除できるとした。しかしながら、司法の実務において販売者に主観的過失があるかどうかを判断することには、事実認定の上で困難がある。権利侵害警告書は特許権侵害紛争に広く使われており、販売者の主観的過失の認定という難題の解決に、1つの新しい解決方法を提供した。本件において、法院は、権利者がすでに販売者に係争特許及び侵害で訴えられた商品の基本状況、侵害比較結果、連絡方式等の内容を明確に記載している権利侵害警告書を送っており、販売者が実際に当該警告書を受け取り済みである等の事実を根拠に、販売者がある販売する商品について特許権侵害商品であると知っていたと推定した。本件の審理は、権利者が販売者の主観的過失を証明する基準を規範化すると共に、人民法院が販売者の主観的過失を認定するための証拠審査、判断に司法的指針を提供した。

【コメント】

本件は、特許法第70条に定められた賠償責任を負わない場合の主観要件を如何に判断するかに関する裁判例である。

特許権侵害製品の販売者自身が特許権を侵害しているかどうかを判断することが難しい場合も

あることから、正常な市場経営秩序を維持し、権利侵害の大部分の取り締まりを奨励するために、特許法第70条において、販売者等が賠償責任を負わない場合が定められた。即ち、特許権者の許諾を受けずに製造されかつ販売された特許権侵害製品であることを知らずに、生産及び営業の目的で使用し、販売を申し出、又は販売し、当該製品の合法的な供給源を証明できるときは、賠償責任を負わないと定められた。

販売者が賠償責任を負わないための抗弁を行使するには、①特許権侵害製品であることを知らないこと、及び②当該製品の合法的な供給源を証明できることという2つの要件を満たさなければならない。本件では、①の認定が主な論点となった。

「特許権侵害製品であることを知らないこと」の認定基準は、各人民法院により異なっている。例えば、本件の二審法院である遼寧省高級人民法院は、権利者が販売者に権利侵害成立に関する人民法院の判決又は行政処罰決定等を提供した場合に限り、販売者が自身の販売する製品が特許権侵害製品であることを知っていたと認定できると判断した。しかし、当該判断は、本件で最高人民法院により、認定のハードルが高すぎるという理由により取り消された。警告書に特許権(特許番号、特許名称、特許権証書のコピー等)や侵害が疑われる商品の基本状況、侵害比較の基本情報、連絡先等の内容が記載されており、販売者が当該警告書をすでに受け取っている場合には、原則として販売者はその販売する商品が特許権侵害商品であると知っていたと推定すべきであると最高人民法院は判示した。

特許権侵害の判断は他の知的財産権侵害の判断よりも難易度が高い。特に特許の技術的特徴の比較は専門性が非常に高く、専門家であっても容易ではないことから、販売者に、(生産者と違って、)すべての商品の生産技術背景について調査、判断する責任を負わせることはできず、またその能力もない。そこで最高人民法院は、その認定基準について「警告書を受領すれば、特許権侵害製品であることを知っていたと認定できる」と「権利侵害成立に関する人民法院の判決又は行政処罰決定等を提供した場合に限り、特許権侵害製品であることを知っていたと認定できる」との間を取って、「警告書に記載された内容が販売者に特許権侵害製品であることを理解させる程度であれば、販売者が特許権侵害製品であることを知っていたと認定できる」とした。当該認定方法は、特許権利者に適当な責任を負わせ、特許権保護と正常な市場経営秩序の維持のバランスを取ることができ、特許権者及び販売者に対して重要な示唆を与えた。

特許権者である企業は、特許権侵害製品について、販売者に警告書や弁護士レター等の文書を送付する際には、特許権(特許番号、特許名称、特許権証書のコピー等)や侵害が疑われる商品の基本状況、侵害比較の基本情報、連絡先等の内容を明記するように心がける必要がある。また、販売者である企業が、上記内容が明記される文書を第三者から受領した場合、関連製品の販売を継続することが権利侵害と認定されるリスクが高いということを認識する必要がある。

④アップル社 vs 中華人民共和国国家知的財産権局特許再審査委員会の意匠特許出願拒絶をめぐる再審査行政紛争に関する上訴事件〔北京市高級人民法院(2014)高行(知)終字第 2815 号行政判決書〕

【事件概要】

2010年7月26日に、アップル社は中華人民共和国国家知的財産権局に「携帯式ディスプレイ(グラフィカルユーザーインターフェース)」という名称の意匠特許権を出願した(以下、「本件出願」という)。国家知的財産権局の原審査部門は、本件出願が「特許審査ガイドライン」に定める「製品の通電後に表示される画像」であり、意匠特許権付与の客体にあたらないことを理由に、本件出願を拒絶した。アップル社はこれを不服として、特許再審査委員会に再審査を請求した。特許再審査委員会は拒絶決定を維持した。アップル社はこれを不服として、行政訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院は、次のように判断した。本件出願は製品が通電状態でなければ表示されないグラフィカルユーザーインターフェースを含んでいるが、それもお携帯式ディスプレイの製品の全体的外観に関して行われたデザインであり、また、意匠特許権の産業応用、美観に関する要求を満たすこともできている、中国における意匠特許権の保護客体となることができる。よって、特許再審査委員会の再審査決定を取り消す判決を下した。特許再審査委員会はこれを不服として、上訴を提起した。北京市高級人民法院は第二審判決において上訴を棄却し、原判決を維持した。

【革新的な意義】

本件は、グラフィカルユーザーインターフェースという新たな種類の客体を意匠特許権出願の対象とすることができるかに言及した特許権付与をめぐる行政事件である。法院は、本件において、グラフィカルユーザーインターフェースを意匠特許権付与の客体とできることの法的根拠や、同種類の意匠特許の出願において満たすべき条件を明確にした。法院は、次のように説明している。「特許審査ガイドライン」は「製品の通電後に表示される画像は意匠特許権を付与しない事項に該当する」と規定しているが、グラフィカルユーザーインターフェースを意匠特許権の保護客体とできるかどうかは、特許法第2条第4項の規定を法的根拠とすべきである。グラフィカルユーザーインターフェースについて意匠特許権を出願するにあたって、意匠の内容を的確に確定するために、出願人は画像、写真あるいは簡単な説明の中で、適当な方式により、どの部分が通電後でなければ表示されない画像なのかを明示しなければならない。本件は、今後のグラフィカルユーザーインターフェースに関する権利付与・権利確定の類の特許行政事件の審理のために、審理の筋道をより一層明らかにした。

【コメント】

本件により、グラフィカルユーザーインターフェースを意匠特許権付与の客体とできることの法的根拠及び同種の意匠特許出願が満たすべき条件が明確にされた。

1. グラフィカルユーザーインターフェースを意匠特許権付与の客体とできることの法的根拠

「特許法」第2条第4項によれば、意匠とは、製品の形状、模様又はその結合並びに色彩と形状、模様の結合について打ち出される美感に富みかつ工業上の応用に適した新デザインを指す。従って、下記の4つの法律要件を満たす意匠を、意匠特許権の保護客体とすることができる。即ち①工業製品を媒体とすること、②製品の形状、模様又はその結合並びに色彩と形状、模様の結合について打ち出される新しいデザインであること、③大量生産に適している工業応用であること、④美感に富むこととなる。

国家知的財産権局の審査部門は、旧特許審査ガイドラインに定める「製品の通電後に表示される画像に意匠特許権を付与しない」を理由に、グラフィカルユーザーインターフェースへの意匠特許権の付与を拒絶してきた。本件では、旧特許審査ガイドラインが部門規定であり、法律又は行政法規ではないことから、意匠を意匠特許権の保護客体とできるかどうかを判断する際は、「特許法」第2条第4項に基づき判断するべきであると判示した。また、「特許法」第2条第4項の規定に従い、旧特許審査ガイドラインのかかる規定について、「意匠に製品の通電後に表示される画像が含まれる限り、意匠特許権を付与しない」とまで解釈を拡大してはならず、従って、通電後に表示されるグラフィカルユーザーインターフェースが含まれる製品の全体的意匠が、「特許法」第2条第4項に合致する場合は、意匠特許権付与の客体とすることができるとされた。

2. グラフィカルユーザーインターフェースの意匠特許出願が満たすべき条件

(1) グラフィカルユーザーインターフェースを適用した特定の工業製品の全体的な意匠と一体になっていること

意匠特許権の前提は、特定の工業製品を媒体とすることであるため、意匠特許出願書類を適用した特定の工業製品の全体的な意匠を完全かつ十分に示さなければならず、特定の工業製品を離脱した、通電後に表示されるグラフィカルユーザーインターフェースだけでは、意匠特許権の対象範囲に属しない。

(2) グラフィカルユーザーインターフェースを適切な方法で明記すること

製品の通電後に表示されるグラフィカルユーザーインターフェースが含まれる製品の全体的意匠を意匠特許権付与の客体とすることはできるが、意匠の内容を的確に確定するために、意匠出願人が、適切な方法により図又は写真のどの部分が製品の通電後に表示されるものであるかを図又は写真において明記するべきである。

なお、2014年3月12日に公布された「特許審査ガイドライン」(2014年改正)では、「製品の通電後に表示される画像に意匠特許権を付与しない」というそもそもの規定が削除され、グラフィカルユーザーインターフェースを含む製品の意匠に意匠特許権付与を認めたと考えられることから、今後ユーザーインターフェースが含まれる製品の意匠出願が広まっていくものと思われる。

⑤懷化正好製薬有限公司 vs 湖南方盛製薬股份有限公司の特許権不侵害確認紛争に関する上訴事件〔湖南省高级人民法院(2014)湘高法民三終字第51号民事判決書〕

【事件概要】

懷化正好製薬有限公司(以下、「正好公司」という)は2005年7月1日に国家知的財産権局に「薬物としてのサルトリイバラ小錠剤及びその調製方法」という発明特許出願を提出し、2009年6月17日に権利付与され、特許番号はZL200510080293.Xであった。湖南方盛製薬股份有限公司(以下、「方盛公司」という)は「サルトリイバラ分散錠」という名称のタブレットについて湖南省食品薬品监督管理局(以下、「湖南省薬監局」という)に新薬申請を提出し、湖南省薬監局は2005年10月19日にその申請を受理した。2008年12月25日、国家食品薬品监督管理局薬品審評センター(以下、「審評センター」という)は、方盛公司に書簡を出し、同社の「サルトリイバラ分散錠」の登録手続中に、正好公司から審評センターに宛てて、当該申請薬品が特許に触れているという問題が報告されたことを告げた。そして、審評センターは方盛公司に対して、これについて答弁意見を提出するよう通知した。2009年1月9日に、方盛公司是審評センターに上記の問題に関する答弁意見を提出し、「サルトリイバラ分散錠」の薬品登録申請が正好公司の特許権に抵触していないと主張した。方盛公司是2011年9月13日に正好公司に書簡を送り、訴訟権を行使するか、国家薬監局への異議申立を取り下げるよう督促した。その後、正好公司是訴訟も提起せず、異議申立も取り下げなかった。方盛公司是、湖南省長沙市中級人民法院に特許権不侵害確認の訴えを提起した。第一審法院は、方盛公司的「サルトリイバラ分散錠」が正好公司的特許権を侵害しないと確認する判決を下した。正好公司是これを不服として、上訴を提起した。湖南省高級人民法院は第二審判決において、上訴を棄却し、原判決を維持した。

【革新的な意義】

権利者が権利侵害警告書を発送することは、権利不侵害確認訴訟が成立する1つの行為要件である。司法実務において、弁護士書簡という形をとる警告書の宛先は、通常、権利侵害を疑われる生産者本人である。本件の意義は、権利侵害警告書の形式と対象範囲を拡大したことにある。すなわち、本件における権利侵害警告は、正好公司在方盛公司的新薬申請について国の関係部門に申し立てる権利異議の方式がとられている。権利者と権利侵害を疑われる者との間で直接確立された権利侵害警告関係とは異なるが、正好公司在申立てた当該異議は直接方盛公司的生産経営活動に影響を及ぼしており、実質上直接方盛公司向警告書を送ることと同等の作

用と効果があった。市場経営活動において、当事者が合法的な方式を通じて他人の正常な生産経営活動を遅らせ、又は妨害する行為が次第に増加してきたことを考慮し、迅速に法律関係を安定させ、市場秩序を回復させるという視点から、法院が本件において権利侵害警告書の形式と対象を柔軟に処理し及び解釈したことは、法が権利不侵害確認訴訟を設けたことの立法趣旨に合致している。

【コメント】

本件のポイントは、不侵害確認訴訟において、権利者が権利侵害を疑われる者に関して、国の関係部門に対して権利異議を申し立てたことが、権利者が権利侵害を疑われる者に対し特許権侵害の警告を発送することに該当するかどうかという点にある。不侵害確認訴訟は、関連当事者が自発的に訴訟権利を行使し、他人の知的財産権を侵害しているか否かという不安定な状態から脱するための訴訟による救済方法である。「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第18条に基づき、不侵害確認訴訟の前提条件は下記の3つである。

- ①権利者が他人に対し特許権侵害の警告を発送すること。
- ②警告を受けた者又は利害関係者が書面にて権利者に訴訟権の行使を催告すること。
- ③権利者が当該書面による催告を受領した日から1か月以内又は書面による催告が発送された日から2か月以内に、権利者が警告の撤回も訴訟の提起も行わないことである。

本件で、主な論点となるのは、上記①である。上記①には、2つの要素が含まれる。1つは、特許権侵害の公告の発送対象が「他人」であり、司法実務では、当該「他人」は、権利侵害を疑われる者、利害関係者（例えば、知的財産権侵害を問われる商品の販売事業者）及び権利侵害を疑われる者と利害関係を有するその他の主体（例えば、特許権者が、税関、工商行政部門、知的財産権局等の部門に異議を申し立てる場合）等を指す。もう1つは、実質的な権利侵害警告を発送したことであり、当該権利侵害警告が、権利侵害を疑われる者の利益に実質的な損害を与えることが要件となり、また当該実質的な損害の具体的な内容は、権利侵害を疑われる者の逸失利益が確定できない状態になることである。

本件の場合、方盛会社が新薬を国家食品薬品監督管理部門に対して申請している過程において、正好会社が同部門に方盛会社の当該新薬について権利異議を申し立てたことから、同部門がかかる申し立てを方盛会社に伝達し、かつ方盛会社の当該新薬に対する審査認可を中止した。当該新薬に対する審査認可の中止は、方盛会社の利益に損害を与え、当該新薬を市場に投入できるか、及びその他の逸失利益を生じるか否かが確定できない状態となった。従って、正好会社が方盛会社に権利異議を申し立てたとみなすべきであると人民法院が判断した。

本件を通じて、権利者が権利侵害を疑われる者について、国の関係部門に権利異議を申し立てることは、権利者が権利侵害を疑われる者に対し特許権侵害の警告を発送することに該当すると

され、権利侵害警告書の形式と対象範囲が拡大された。当事者が合法的な方式を通じて他人の正常な生産経営活動を遅らせ、又は妨害する行為が次第に増加する中で、不侵害確認訴訟に関して判断する際、本件は重要な価値を有する。

⑥東陽市上蔣ハム廠 vs 浙江雪舫工貿有限公司の商標権侵害紛争に関する上訴事件〔浙江省高級人民法院(2013)浙知終字第 301 号民事判決書〕

【事件概要】

「雪舫蔣」ハムは明朝に生産が始まった中華老舗である。東陽市上蔣ハム廠(以下、「上蔣ハム廠」という)は「雪舫蔣」商標の権利者である。2007 年に、浙江雪舫工貿有限公司(以下、「雪舫工貿公司」という)は当該商標の独占的使用権の許諾を取得し、許諾期間は 2028 年までである。雪舫工貿公司是 2007 年、2009 年の 2 回、許諾料として各 36 万元を支払った。2011 年 11 月 2 日に、上蔣ハム廠は雪舫工貿公司による許諾使用料の支払いが期限を過ぎたことを理由に契約の解除を要求した。雪舫工貿公司是翌日に上蔣ハム廠に許諾使用料として 36 万元を振り込んだ。その後、上蔣ハム廠は数回「雪舫蔣」の店舗で「雪舫蔣」と「吳寧府」の 2 つの商標を同時に表記するハムを購入した。上蔣ハム廠は雪舫工貿公司がその「雪舫蔣」という商標権を侵害したことを理由に、浙江省金華市中級人民法院に訴訟を提起した。第一審法院は、雪舫工貿公司の行為が商標権侵害にあたと認定し、雪舫工貿公司是「雪舫蔣」商標の使用を停止し、経済損失として 18 万元を賠償せよと判決を出した。上蔣ハム廠も雪舫工貿公司も第一審判決を不服として、浙江省高級人民法院に上訴を提起した。第二審法院は、次のように判断した。雪舫工貿公司の契約違反の情状は軽微であり、上蔣ハム廠は契約の付随義務を履行しなかったため、一方的に契約を解除する権利はない。しかし、雪舫工貿公司がハム商品に「吳寧府」と「雪舫蔣」の 2 つの商標を同時に使用する行為は、商標権侵害を構成する。よって、原判決を変更し、雪舫工貿公司はそのハム商品に「雪舫蔣」と「吳寧府」の一連の商標を同時に使用する行為を直ちに停止し、経済損失として 15 万元を賠償せよとした。

【革新的な意義】

同一商品の上に、使用を許諾された商標と使用者自身が保有する商標を同時に表記する行為が、権利侵害を構成するかどうかについて、商標法の中には明確な法的根拠がない。法院は本件において、商標法第 52 条に定める「その他の損害」という同条の表現の開放性を手掛かりとして、商標使用許諾制度の目的がやはり、商品の出所の唯一性を保証することにあるという制度の本義を勘案し、被許諾商標の知名度を考慮し、雪舫工貿公司が両商標を同時に使用すれば同一商品に 2 つの出所が出現する客観的結果につながるという視点に立てば、消費者に「雪舫蔣」商標と「吳寧府」商標が商品の出所に関して同一性を有するとの認知を生じさせ、それにより「雪舫蔣」商標の識別機能の正常な発揮に影響するとして、商標権侵害を構成するとの結論を得たことは、妥当であると結論付けた。また、第二審法院は特に、かかる使用行為の使用許諾関係終了

後の継続的な影響力(すなわち、雪舫工貿会社が保有している無名の「呉寧府」商標が、すでに高い市場知名度を有する「雪舫蔣」商標の商業上の信用を形を変えて取得し、及び便乗するという結果)を強調した。本件の審理は、商標使用許諾関係を規範化し、許諾された使用行為と侵害行為の間の境界を整理した点において、参考に資するべき価値がある。

【コメント】

本件は、使用を許諾された商標と使用者自身が保有する商標の両方を同一商品の上に無断で同時に表記する行為を商標権侵害と判断した事例である。

商標使用許諾関係においては、使用者が相応のライセンス料を対価として支払うことで、他人の商標を使用する権利を取得し、当該商標に含まれる商業名誉により商品の魅力を強化することができる。許諾者(即ち商標の所有者)は、商品の品質に対して責任を負う。また、権利義務対等の原則に基づき、商標ライセンスにおいて商標に蓄積された商業上の信用は、許諾者に帰属すべきである。

商標の基本的な機能は、商品の出所を識別することにある。即ち、関連消費者が商標を通じて、商標の所有者の商品と他の商品とを区別することである。商標使用許諾関係において、商標の所有者と商品を実際に経営する者が分離された場合も、使用者の商品に使用される商標は、許諾者の商標であるため、当該商標が指向する商業上の出所は、使用者を指すのではなく、商標の所有者を指すと考えるべきである。そうでなければ、許諾された商標に蓄積された商業上の信用を、商標の所有者に帰属させることができなくなってしまう。

使用許諾を受けた商標と使用者自身が保有する商標を同一商品の上に無断で同時に表記する行為は、双方が商標使用許諾契約を締結した際の本意に合わない。かつ、客観的に見て、消費者は 2 つの商標及びその所有者間の関係を知らないため、両者が指向する商業上の出所に同一性があると考えられる可能性が高く、この場合許諾された商標の識別機能の正常な働きに影響が及ぶ。さらに、使用許諾関係が終了した後、2 つの商標が同類の商品にそれぞれ単独で使用される場合、先行する混用行為の存在により、消費者はなおも使用許諾を受けていた商標の付された商品と使用者自身が保有する商標の付された商品の商業上の出所が同一であると考えられる可能性があり、市場の混同をもたらす。

法律には上述の行為が商標権侵害行為として明確に定めていないが、旧商標法第 52 条第 5 号(現行商標法第 57 条第 7 号、内容は改訂なし)に定められる「他人の登録商標専用権にその他の損害をもたらす行為」は、開放性のある条項であり、人民法院は、行為の性質及び結果の実質性を考慮し、具体的な状況に応じて商標権侵害行為に該当するか否かを認定するべきであるとした。

商標権侵害行為の基準を認定する際、商標の機能が損なわれるか否かが、権利侵害と合法的

な行為との間の境界を分ける際の重要な基礎である。商標を侵害すると疑われる行為が商標の機能を損なう程度にまで達した場合、市場における混同の結果の有無を問わず、商標権侵害行為と認定することができる。本件において、雪舫工貿会社が許諾者である上蔣ハム廠の許可を得ずに「雪舫蔣」商標と「呉寧府」商標を同時に表記した行為は、既に「雪舫蔣」商標の識別機能の正常な発揮に損害を与え、さらに使用許諾関係終了後、2つの商標が別々に使用される際、市場における混同が避けられないため、二審人民法院は、雪舫工貿会社の行為が、商標権侵害行為にあたりと認定した。

⑦深セン市周一品小肥羊飲食連鎖管理有限公司 vs 内モンゴル小肥羊飲食連鎖有限公司の商標権侵害及び不正競争紛争に関する上訴事件〔広東省高級人民法院(2014)粵高法民三終字第 27 号民事判決書〕

【事件概要】

1999年9月13日に設立された内モンゴル小肥羊飲食連鎖有限公司(以下、「小肥羊公司」という)は、第43類のレストラン、飲食店等のサービスについて使用を認められた第3043421、3092512、3420327、3878260、4098504号「小肥羊」文字又は図案及び文字の組合せ商標を保有している。その内、第3043421号商標は2004年11月12日に飲食店、レストランサービスの馳名商標と認定された。深セン市周一品小肥羊飲食連鎖管理有限公司(以下、「周一品公司」という)は、店舗の看板、店員の胸章及びメニューに「一品小肥羊」という標識を使用し、店舗の案内看板に「周一品小肥羊」等の標識を使用し、食器や火鍋電磁調理器に「小肥羊」を含む商業標識を使用していた。また、ドメインが www.zypxfy.com であるサイトにおいても、上記標識を使用すると共に、「著作権は深セン市一品小肥羊飲食連鎖グループ…一品小肥羊公式サイトに帰属する」と記載していた。同サイトは、「一品小肥羊飲食連鎖」の加盟登録表を提供すると共に、「一品小肥羊」のフランチャイズ店の加盟プロセスを紹介していた。小肥羊公司是、周一品公司の上記行為が商標権侵害及び不正競争を構成するとして、広東省深セン市中級人民法院に訴訟を提起した。第一審法院は、周一品公司の先使用権の主張は成立しておらず、その使用する商業標識及び企業名称が小肥羊公司の登録商標専用権及び企業名称権を侵害したと認定し、周一品公司是侵害行為を直ちに停止すると共に、90万円の経済損失及び10万円の合理的支出を小肥羊公司に賠償せよとの判決を下した。周一品公司是これを不服として、上訴を提起した。広東省高級人民法院は、第二審判決において上訴を棄却し、原判決を維持した。

【革新的な意義】

改正商標法第59条第3項に、商標の先使用権に関する規定が追加され、これにより先に使用した未登録商標の法的地位及び相応の權益が一定程度確認され、登録商標の権利者と未登録商標を先に使用した権利者との間の利益もわりとよくバランスが取られている。本件は商標法改正という立法背景の下で、商標先使用権の規則の適用、特に理論上も司法実務上も定説がない、

商標先使用権の抗弁における「元の範囲」の定義について検討し、先使用権制度と登録商標制度の優先順位や利益バランスについて踏み込んで解釈し、改正商標法施行後の先使用権の抗弁に関する事件の審理のために、積極的で有益な模索を行った。

【コメント】

本件は、商標法改正により新設された商標先使用権制度(59条3項)の要件を明確にした事例である。以下、商標先使用権制度について説明する。

1. 商標先使用権の趣旨

従来、他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標を不正な手段によって抜け駆けして登録してはならないという規定(2001年商標法31条後段)はあったが、それはあくまで悪意による登録を禁止する規定であり、善意による商標登録を禁止することはできなかった。そこで、一定の影響力を有する未登録商標の持ち主の利益を保護するため、現行の2013年改正商標法では、商標先使用権が新たに規定された。

2. 商標先使用権の要件

商標法第59条第3項によれば、商標先使用権を主張するためには、①当該標識を登録商標の出願前にすでに使用していること、及び②当該先使用した標識が一定の範囲内において一定の影響を有していること、の両方を満たさなければならない。

本件は、上記の要件①を満たしておらず、商標先使用権を否定した。

第二審法院は、登録出願前の商標の「使用」は、ある連続する状態であり、登録出願前の商標は継続して使用されていなければならないとしたうえで、本件において原審被告は1995年に蘭州で「周一品小肥羊」という標識を使用した。翌年にはその使用を中止し、10年後に再び使用しており、これは「継続して使用されている」とはいえず、要件①を満たしておらず、その先使用権に関する主張は成立しないと判示した。

商標法はあくまで商標専用権(登録商標の所有者が該当登録商標について有する排他的権利)を保護する法律で、第59条第3項のような未登録商標に対する保護は、登録商標の専用権者との利益バランスを均衡させるためのものにすぎない。商標先使用権の要件を緩やかに解釈すると、商標専用権を保護するという商標法の基本的な立法目的に背いてしまう。

もともと、商標権は相対的権利である著作権とは違って、絶対権であるため、長期間使用しないと、商標本来の機能は発揮できないうえ、他人の商標登録や使用にも支障をもたらしてしまう。したがって、商標法は、このような長期間不使用であった商標に対しては、基本的に否定的な態度をとる(例えば第49条第2項における3年間不使用による取消の申し立て)。

したがって、第二審法院が商標先使用権の成立について、「継続して使用されている」ことをその要件としたことは、商標法の立法目的にも合致していると評価できる。

⑧杭州聚合網絡科技有限公司 vs 中国移动通信グループ浙江有限公司、浙江融創信息産業有限公司のコンピュータソフトウェア著作権侵害紛争に関する上訴事件〔浙江省高級人民法院(2013)浙知終字第 289 号民事判決書〕

【事件概要】

浙江省衛生情報センター(以下、「情報センター」という)は、浙江省衛生庁(以下、「衛生庁」という)を代表して浙江省病院診療予約サービスシステムの構築を推進していた。当該システムのソフトウェアは、中国移动通信グループ浙江有限公司(以下、「浙江移動公司」という)が責任を負い、その全額出資子会社の浙江融創信息産業有限公司(以下、「融創公司」という)が具体的に実施するもので、融創公司是杭州聚合網絡科技有限公司(以下、「聚合公司」という)に、ソフトウェアの開発を委託した。2010年9月に、聚合公司が開発したシステムソフトウェアはネットワークにアップされ試験運用が行われた。2011年9月末に、聚合公司与浙江移動公司、融創公司との提携に紛争が生じたため、聚合公司が開発したソフトウェアは2011年10月9日以降使用停止となった。融創公司是、聚合公司が開発したソフトウェアの一部のソースコードを利用して改めてシステムソフトウェアを開発した。聚合公司是、浙江移動公司、融創公司、衛生庁、情報センターがその許可を得ずに、係争ソフトウェアを複製、剽窃、使用した行為が、そのソフトウェアの著作権を侵害したとして、浙江省杭州市中級人民法院に訴訟を提起した。第一審法院は、係争ソフトウェアの著作権は聚合公司にあるが、融創公司是委託者として、創作を委託した特定目的の範囲内で、当該著作物を無料で使用する権利があると判断し、聚合公司的訴訟請求を棄却する旨の判決を下した。聚合公司是これを不服として、浙江省高級人民法院に上訴を提起した。第二審法院は、次のように判断した。浙江移動公司、融創公司是創作を委託した元の目的の範囲内で引き続き使用することができるが、聚合公司が著作権を保有するソフトウェア著作物を技術成果として利用することはできない。融創公司的行為は権利侵害を構成するが、係争ソフトウェアには公益の属性があるので、使用を差し止めるべきではない。よって、第一審判決を取消し、浙江移動公司、融創公司が共同で聚合公司に20万元を賠償する旨の判決を下した。

【革新的な意義】

本件はソフトウェアの著作権に関する事件という視点から、創作委託契約における委託者と受託者の権利の範囲を解釈し、明らかにした。法院は、次のように説明した。著作権が受託者に帰属する状況下で、双方が著作物の使用範囲について約定していない場合、委託者は創作を委託した特定目的の範囲内でソフトウェア著作物を無料で使用することができる。しかし、ソフトウェア著作物の特殊性により、委託者の具体的使用方式は、ソフトウェアのクライアント端末を通じたソ

ソフトウェアの各機能の正常な使用及び使用環境、機能と目的に応じた改良のために必要な修正のみに限られるべきである。ただ、委託者は、ソフトウェア著作物を技術成果として利用することはできず、もし委託者がプログラムのソースコードを修正する方式でソフトウェアについて再開発利用を行う場合、受託者の著作権を直接侵害することになる。本件の審理は、ソフトウェア著作権に関する事件における委託者と受託者の権利・義務を合理的に区分し、権利侵害行為の認定基準を明確にすることによって、一定の参考的意義がある。

【コメント】

本件では、当事者間で著作物の使用範囲について約定をしておらず、法院が委託者と受託者の各権利範囲を画定し、これをもって権利侵害行為を認定し、著作権者の利益を保護した。具体的な争点は以下のとおりである。

1. 創作委託契約の成立について

本件では、当事者間で書面によりソフトウェア創作委託契約が締結されていなかったため、かかる契約が実際に成立しているか否かがまず最初の争点となった。判決によれば、当事者間では、電子メールや会議等を通じて係争ソフトウェアの開発、修正等の事項について十分な打合せや協議が行われており、その結果、創作委託に関する各当事者の権利義務及び開発の内容と必要事項が明確に定まったという経緯が判明した。これらの経緯に鑑み、契約法第10条第1項及び第37条、並びに契約法適用の若干問題に関する解釈(二)の第1条第1項に従い、係争ソフトウェア創作委託契約は成立していたとの判断がなされた。

2. 著作権の帰属について

著作権法第17条により、「委託を受けて創作される著作物の著作権の帰属は、委託者と受託者が契約によって定める。契約に明確な定めがなく、又は契約が結ばれていないときには、著作権は受託者に属する」とされている。本件において、当事者間では著作権の帰属に関する約定が存在せず、かつ浙江移動公司及び融創会社が係争ソフトウェアの開発に実質的な支援もしなかったため、係争ソフトウェアの著作権は聚合会社に属すると認定された。

3. 委託者と受託者の権利範囲について

ソフトウェア著作物には特殊性があり、ソースコードをコンパイルすることにより実行可能となるプログラムの使用機能及びソースコード自体という大別して2つの技術成果が含まれている。著作権者の権利に全面的かつ適切な保護を与えるという観点から考えて、ソースコードはソフトウェア著作物の核心と言えることから、仮に委託者が受託者の承認を得ないままソースコードを修正

し、又はこれを利用して改めてソフトウェアを開発することが許されるとすれば、事実上、受託者の有する著作権は無いに等しくなってしまう。それゆえ、上記の行為は著作権者の利益を侵害し、ソースコードは著作権の権利範囲に入るものと認められる。

よって、著作権が受託者に帰属し、かつ著作物の使用範囲に関する約定がなされていない場合、委託者による当該ソフトウェアの具体的な使用方式は、ソフトウェア創作委託にあたっての本来の目的の範囲内で使用すること、又はその機能を改善することを目的とする必要な修正に限られ、ソフトウェア著作物を技術成果として利用することは許されない。

また、受託者が委託者に対して実行可能なプログラムを提供するとともに、ソースコード自体も提供し、当該ソースコードを利用して改めてソフトウェアの修正・開発がなされることを承諾する場合では、かかる提携の内容に重大な権利譲渡が含まれることになるため、当事者間において明確な約定を要する。しかし本件には明確な約定が存在しないため、聚合公司によるソースコードの提供行為をソースコード自体に関する権利の譲渡とみなすことはできず、これをもって権利侵害の成立が阻却されるという主張は認められない。

4. 賠償責任及び賠償額について

まず、係争ソフトウェアは社会福祉に関与し、明らかに公益の性質を有するため、社会公共の利益を保護する観点から、係争ソフトウェアの使用を差し止めることは適切ではない。

そして、賠償額について、本件では聚合公司の損失及び浙江移動公司、融創公司の違法所得を確定できないため、人民法院は次の要素を考慮し、法定賠償を適用した。①聚合公司与浙江移動公司、融創公司の間ではソフトウェア創作の委託関係が以前にも発生したことがあり、係争ソフトウェア自体も複雑とは言えない。しかし、医療用ソフトウェアの開発には経験の積み重ねが必要であり、開発とオンライン操作のためにも大量の労働力、物資及び時間がかかる。この点、融創公司是医療用ソフトウェアの開発経験がなかった。②係争ソフトウェアが公益の性質を有するため、使用を差し止めることが適切ではないことに鑑み、それに応じて賠償額を適当に引き上げるべきである。③聚合公司是権利侵害行為を制止するために合理的な費用を支払った。以上のことから、法院は浙江移動公司与融創公司による権利侵害行為の性質、情状等を考量した上で、20万円の賠償額の判決を言い渡した。

⑨マグネクエンチ(天津)有限公司 vs 夏某、蘇州瑞泰新金属有限公司の技術秘密侵害紛争に関する上訴事件〔江蘇省高級人民法院(2013)蘇知民終字第 159 号民事判決書〕

【事件概要】

マグネクエンチ・インターナショナル(以下、「マグネクエンチ公司」という)はメルトスピニング法

によりネオジム磁粉を生産する 2 件の重要技術——スピニングローラー技術とノズル技術を保有し、通常実施許諾でマグネクエンチ(天津)有限公司(以下、「マグネクエンチ天津公司」という)に上記技術の使用を許諾すると共に、自社名義で訴訟を提起する権限を付与した。蘇州瑞泰新金属有限公司(以下、「瑞泰公司」という)も同じ磁粉の生産と販売を行っており、張某、夏某は同社の創立者である。このうち張某はかつてマグネクエンチ公司与マグネクエンチ天津公司の従業員で、係争のスピニングローラー技術とノズル技術に習熟しており、夏某は瑞泰公司の生産設備の提供者である。2009 年 6 月に、マグネクエンチ公司是、瑞泰公司及張某がその営業秘密を侵害したとして、公安機関に通報した。公安機関は捜査の中で夏某を尋問し、瑞泰公司の生産設備を差押え、加工・製造用図面を取り調べ、鑑定のために関連資料を鑑定機関に送った。鑑定の結果、マグネクエンチ公司在主張した関連技術情報は公衆に知られておらず、瑞泰公司の生産設備の関連技術情報はマグネクエンチ公司在権利を主張する技術情報と実質的に同一であることが分かった。現在、当該刑事事件はまだ結審していない。マグネクエンチ天津公司是、公安機関の捜査中に形成された主要証拠に基づき、夏某及び瑞泰公司在その技術秘密を侵害したとして、江蘇省中級人民法院に訴訟を提起した。第一審法院は、夏某及び瑞泰公司在の行為がマグネクエンチ天津公司的営業秘密を侵害したと判断し、夏某及び瑞泰公司是直ちに侵害を停止し、共同でマグネクエンチ天津公司的經濟損失及び合理的費用の合計 1,150 万余元を賠償せよとの判決を下した。夏某及び瑞泰公司是これを不服として、江蘇省高級人民法院に上訴を提起した。第二審法院は、上訴棄却、原判決維持の判決を下した。

【革新的な意義】

本件は、民事と刑事が交錯する営業秘密侵害事件である。民事と刑事が交錯する知的財産権事件において、証拠規則と証拠基準が異なることが、これまでずっとこの様な事件の審理では悩みの種であった。本件のいくつかの争点に関する法院の処理及び関連する審理の筋道は、類似事件の審理にとつていずれも高い参考的意義と模範的效果がある。刑事捜査の段階にみられる鑑定手続きの瑕疵について、法院は補足的調査と鑑定専門家に諮問する方式で、技術に関する事実認定上の障害を克服した。また、民事の権利侵害責任と刑事責任の関係について、法院は、証明基準が異なるため、民事の権利侵害の司法認定を当然に刑事事件の罪名決定や量刑の根拠とすることはできないと明示した。

【コメント】

本件は、権利者が刑事捜査による初歩的な証拠を入手し、これをもって民事訴訟を提起した事案である。民事事件の審理にあたって、刑事捜査における証拠の取り扱い及び民事責任と刑事責任の判断の違いについて、次のとおり判示した。

まず、刑事捜査段階における鑑定手続きの瑕疵について、被告は、当事者が鑑定の根拠とした資料に対して質疑が行われていない等の瑕疵が存在することを理由に、係争鑑定報告書を民事権

利侵害の証拠として取り扱うべきではないと主張している。これに対して、第一審及び第二審法院は、直接に係争鑑定報告書の結論を採用せず、民事訴訟で補足的調査と鑑定専門家の諮問を行い、係争鑑定報告書の根拠となる客観的証拠(検索報告、新規性調査報告及び分析試験報告)、専門家の意見、双方当事者による係争鑑定報告に対する意見、関連証人による証言及び科学技術文献等の証拠を総合的に考察した結果、係争鑑定報告書の結論が各証拠によって裏付けられたため、民事訴訟段階において改めて鑑定する必要はないと判断した。

次に、権利侵害の認定について、①マグネクエンチ会社が主張した関連技術情報は営業秘密と認められ、②夏某と瑞泰会社が張某を通じて当該営業秘密に接し、③使用している関連技術も係争技術と実質的に同一であり、かつ④夏某と瑞泰会社が関連技術の使用についての合法的な権原を十分に証明できないことを根拠に、夏某と瑞泰会社がマグネクエンチ会社の営業秘密を侵害したと判断した。すなわち、知的財産に関する民事訴訟において、営業秘密侵害を判断する際に、「接触+類似+合法的な供給源の不存在」という基準を用いていることがわかる。

そして、民事権利侵害の認定を刑事責任の認定に波及させる可能性について、民事権利侵害の認定には民事訴訟証拠に関する規則と証明基準が用いられ、事実上の推定という基準で判断されるものであって、かかる基準は刑事訴訟上の「合理的な疑いを完全に排除する」という厳格な証明基準を満たさないものである。したがって、たとえ民事権利侵害が認定されても、これをもって当然に営業秘密侵害罪が成立すると判断すべきではない。

最後に、賠償額の算定について、会計監査の結果、権利侵害期間中に、瑞泰会社が係争権利侵害製品の販売から 11,268,285.3 元の利益を獲得したこと、及び経営状況が赤字から黒字に転向したことに鑑み、法院は上記利益の獲得と権利侵害の間に直接の因果関係が存在すると判断した上で、瑞泰公司に対して、獲得した利益の全額及び 30 万元の合理的費用をマグネクエンチ会社に賠償するよう判決を下した。法院がマグネクエンチ会社の主張した賠償の全額について支持したことは、知的財産権に対する司法保護の強化の決意を世間に示したものとも言える。

本判決では、知的財産の司法保護が重視するのは権利者の救済強化であることが示され、民事訴訟手続を通じて権利者を保護すると共に権利侵害者を戒めることで、市場主体を良好な競争へと導き、革新の推進という目的を果たしてほしいという方向性も示されたものと評価できる。

⑩張俊雄による著作権侵害罪事件[上海市普陀区人民法院(2013)普刑(知)初字第11号刑事判決書]

【事件概要】

2009 年末に、被告人の張俊雄は www.1000ys.cc サイト(サイト名称は「1000 映画ドラマ」)を設

立した。その後、張俊雄は著作権者の許諾を得ずに、サイトのコンテンツマネジメントシステムを通じて、ハ酷資源網にリンクし、映画、ドラマ著作物のトレントファイルのインデックスアドレスを入手し、ユーザーに QVOD 再生ソフトウェアを提供しその使用を強制する方式により、サイトのユーザーに映画、ドラマ著作物観賞のネットサービスを提供した。サイトの知名度とリンクされている映画、ドラマ著作物のページビューを増やすために、被告人張俊雄は目次、インデックス、内容紹介、ランキング等を設置する方式により、ユーザーに映画、ドラマ著作物を推薦した。同時に、被告人張俊雄は「百度広告連盟」に加盟し、広告収入を得た。鑑定の結果、サイトがリンクしていた映画、ドラマ著作物のうち、941 件が中国、米国、韓国、日本等の関係著作権機関が認証した著作権を有する映画、ドラマ著作物と内容が同じであることが分かった。上海市普陀区人民法院は審理の後、次のように判断した。被告人張俊雄は営利を目的として、著作権者の許諾を得ずに 941 件もの映画、ドラマ著作物を発行(情報ネットワークを通じて公衆に伝達)しており、情状が深刻で、その行為はすでに著作権侵害罪を構成している。そこで、法により判決を下し、被告人張俊雄に対し、著作権侵害の罪で懲役 1 年 3 ヶ月、執行猶予 1 年 3 ヶ月に処し、罰金 3 万人民元を併科した。また、違法所得を法により没収し、犯罪に使用された設備を差押え、法により没収するとした。判決後、被告人張俊雄は上訴を提起せず、検察機関も控訴を提起しなかった。判決はすでに法的効力が生じた。

【革新的な意義】

本件において被告人が実施したのは著作物提供行為ではなく、ネットワークサービス提供行為であった。現在の刑事司法実務においては、このような幫助型間接侵害行為を格上げして刑事犯罪行為とすることが可能か、又はその必要があるか(すなわち、司法解釈における「情報ネットワークを通じて公衆に伝達する」行為にネットワークサービス提供行為が含まれるか)ということに関して、もし犯罪に含めるとすれば、ネットワークサービス提供者を正犯と幫助犯のいずれに認定すべきか、また、正犯である場合、如何に「著作権者の許諾を得ていない」等の犯罪構成要件の審査基準を把握し、民事と刑事の交錯する証拠認定及び証明基準等の問題を処理するかについて、なお争いがある。本件は、ネットワークサービス提供行為という新たな犯罪類型をめぐって、犯罪認定ルート、犯罪構成要件の審査、証拠審査基準等の視点からやや踏み込んだ研究と検討が行われており、一定の革新的な意義がある。

【コメント】

リンクの提供によりネットワークを通じて公衆に他人の著作物を配布する行為が著作権侵害罪に該当するか否かについては、刑事司法実務において議論されている。学説には、リンクの提供は、①情報ネットワークを通じて公衆に伝達する行為に該当しないとす説、②幫助型間接侵害行為であり、刑事犯罪であるとする説、③間接侵害行為ではなく、直接侵害行為であるとする説の 3 つの学説が存在する。

本判決では、リンクの提供行為は間接侵害行為に該当し、著作権侵害罪に当たると認められた。著作権侵害罪の成立要件は、行為者が営利を目的として、故意をもって刑法第 217 条所定の行為をしたことである。本件の犯罪認定の筋道は以下のとおりである。

1. 営利目的の存否

中国刑法第 217 条に定めた著作権侵害罪に該当するというためには、行為者が営利目的を有していなければならない。本件において、被告人はリンクを利用し、「百度広告連盟」に加盟して広告利益を得ていた。「知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈」第 11 条第 1 項により、かかる行為は「営利を目的」とするものであると認定されるため、被告人は営利目的を有すると認められた。

2. 行為の性質

被告人によるリンクの提供行為が著作権侵害罪(刑法第 217 条第 1 項第 3 号)に定める「発行」に該当するか否かについて、関連司法解釈によると、情報ネットワークを通じて公衆に他人の著作物を配布する行為は「発行」とみなされる。本件においては、公衆が被告人の提供するリンクを通じて自らが選択する時間及び場所において著作物を取得することができるため、被告人がした行為はネットワークを通じた伝達行為に該当し、著作権侵害罪の要件である「発行」に当たると認定された。

3. 主観的故意

本件では、被告人は、哈酷資源網が著作権者から授権されたサイトではないことを知っていたにもかかわらず、積極的に当該サイトにリンクし著作物のトレントファイルを手し、ユーザーに映画、ドラマ鑑賞のネットサービスを提供した。また、被告人が経営していたサイトは関連する許可書も取得していないため、著作権者からの授権の取得はそもそも不可能であった。以上の事実を鑑み、被告人が故意をもって侵害行為を行ったことが認められる。

3. 最高人民法院「司法による知的財産権保護 50 典型事例」

2014 年中国法院 50 の典型的知的財産事件

2014 年、各級人民法院での知的財産権事件の既済件数は 11 万件である。今年も、最高人民法院により 50 件の事件を典型事例として選出されたが、その中には、特許関連事件 12 件、著作権関連事件 12 件、商標権関連事件 10 件、不正競争関連事件 11 件、独占禁止関連事件 1 件、ノウハウ関連事件 3 件、といった構成である。以下は、特に重要であるものを取り上げて紹介・検討する。

(1) 知的財産民事事件

ア、専利権侵害紛争事件

8. フランス SEB 社 vs 広東旗峰公司の発明専利権侵害紛争上訴事件〔広東省高級人民法院 (2013) 粵高法民三終字第 279 号民事判決書〕

【コメント】

本件は「専利法」第 70 条に規定されている合法的由来の抗弁に関する証明責任の分配を明確にした事例である。

合法的由来の抗弁が成立するために、権利侵害製品の使用者、販売者が善意であること及び権利侵害製品が合法的由来から取得することの二要件が必要である。第一要件の証明責任は権利者にある。権利者は権利侵害者がその使用、許諾販売または販売する製品は権利侵害製品と認識または認識すべきと証明しなければ、権利侵害者は善意であると推定される。第二要件の証明責任は権利侵害製品の使用者、販売者にある。また、合法的由来の抗弁は使用者、販売者を保護するだけでなく、すべての権利侵害製品の販売ルートを判明し、権利者の利益を最大限保護する制度の目的から、たとえ権利侵害製品の使用者、販売者が直接に権利侵害製品の製造者から製品を購入し、そして、その製造者が別途に判明されたとしても、使用者、販売者はなお自ら製造者から権利侵害製品を購入したことを証明する必要がある。証明が不十分な場合、第二要件の成立ができなく、合法的由来の抗弁による損害賠償責任の免除が受けないこととなる。

イ、著作権帰属、侵害紛争事件

13. アップル社 vs 麦家の情報ネットワーク伝播権侵害紛争上訴事件〔北京市高級人民法院 (2013) 高民終字第 2619 号民事判決書〕

【コメント】

ネットワークサービス提供者の権利侵害責任に関する解釈を示した事例である。

ネットワークサービス提供者が、ネットワークユーザーがネットワークサービスを利用して情報ネットワーク伝達権を侵害していることを明らかに知り、又は知り得べきでありながら、削除、非表示、リンク切断等の必要な措置を講じておらず、又は技術サポート等の幫助行為を提供した場合には、人民法法院は、それが権利侵害幫助行為を構成するものと認定しなければならない。

上記「知り得べき」を構成するか否かを認定するとき、権利侵害の具体的事実は明らかであるか否かに基づき、ネットワークサービス提供者の備えているべき情報管理能力、ネットワークサービス提供者が著作物、実演、録音録画製品に対して選択、編集、修正、推薦等を自発的に行ったか否かなどの要素を総合考慮して認定すべき、また、ネットワークサービス提供者がネットワークユーザーが提供した著作物、実演、録音録画製品により直接的な経済利益を取得する際、人民法法院は、ネットワークサービス提供者が当該ネットワークユーザーの情報ネットワーク伝達権侵害につき比較的の高い注意義務を負うべきだと認定しなければならないと判示した。

本件は、ネットワークサービス提供者であるアップル社がネットワークユーザーとの契約で固定比例の直接的な対価を約束したため、アップル社が高い注意義務を負うべきだと判断された。

また、本件は、アップル社が侵害アプリケーションを通じて直接的に利益を取得するので、ネットワークユーザーの権利侵害状況を知りべきであるため、「情報ネットワーク伝達権条例」22 条で定められる損害賠償責任を負わない場合に該当しないと判断された。

ウ、商標権侵害紛争事件

26. NBA Properties, Inc. vs 特易購商業(青島)有限公司の商標権侵害紛争上訴事件〔山東省高級人民法法院(2014)魯民三終字第 143 号民事判決書〕

【コメント】

本事件は、商品の販売者と商標権者との間の商標権侵害事件である。

NBA 会社は、特易購会社が自ら経営する「楽購ショッピングモール」内で NBA 会社の商標権を侵害するスポーツシューズ(以下は「係争商品」という)を販売していることを発覚した。当事者間では、係争商品が NBA 会社の商標権を侵害していることについて、異論はない。問題は、①生産者ではない特易購会社が NBA 会社に対して損害賠償責任を負うべきかどうか、②損害賠償金額の確定、である。

特易購会社は、係争商品が楽購ショッピングモール内に設けられた廊坊市金海順達会社の専門販売センターで販売されており、自分が係争商品は権利侵害商品とは知らなかったため、商標法 56 条 3 項により、損害賠償責任を負わない、と主張した。また、二審で、係争商品の値段が正規品よりはるかに低いため、消費者の混乱を来す可能性はないと、さらに主張を追加した。

しかし、第一審の青島市中級人民法院と第二審の山東省高級人民法院が、両方とも特易購公司の主張を支持しなかった。山東省高級人民法院によると、NBA 公司が提供した証拠により、NBA 公司が持つ商標がとても知名度が高く、特易購公司がグローバル小売企業の傘下にある会社として、長年のスーパーマーケットチェーン店を管理する経験を有し、その商標を認識しているはずである。また、係争商品の値段があまりにも低いため、特易購公司として、合理的な注意さえ払えば係争商品が権利侵害商品であることを発見できたはずであるが、係争商品が促販品であったため、商標の検査を行わなかったことが明らかに特易購公司の過失である。よって、特易購公司が損害賠償責任を負う。

賠償金額について、NBA 公司は賠償金額の計算と立証が困難であることを理由に、商標法 56 条 2 項を適用して 50 万人民元の損害賠償を請求した。青島市中級人民法院が、商標法 56 条 2 項と「商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」16 条を根拠に、特易購公司の主観的過失、係争商品の品質の低下と販売価格の低さ、そして、これらの事情が NBA 公司の商標及び名誉にもたらした悪影響等の事情を総合的に考慮したうえ、損害賠償金額を 40 万人民元と確定した。第二審の山東省高級人民法院が一審の判断を支持した。

本事件は、商品の販売者が商標権者に対して商標権侵害による損害賠償責任を負う典型的な事例である。また、商標権者にとって商標権侵害による損害の金額の立証が困難な場合には、法院が裁量権を行使して損害賠償の金額を確定することについても、これからの実務にとって参考になると考える。

エ、不正競争、独占紛争事件及びその他

30. 合一情報技術(北京)有限公司 vs 北京金山安全ソフトウェア有限公司らの不正競争紛争上訴事件〔北京市第一中級人民法院(2014)一中民終字第 3283 号民事判決書〕

【コメント】

ビデオ広告ブロック機能付きのブラウザを提供する行為が不正競争と認定された事件であり、競争関係の要件及び技術中立原則と反不正競争の関係を示した。

競争関係の存在は、不正競争行為認定の前提条件である。競争関係の認定は、経営者が同業競争関係にあるかどうか又は実際に競争が存在するかどうかにより決めるのではなく、経営者の経営行為に他人に損をさせて自分の利益を図る可能性により決めると判示した。具体的には、競争関係が以下の二つの要件を満たさなければならない。一つは、経営者の行為が他の経営者の利益に損害をもたらす可能性の存在であり、もう一つは、当該経営者が当該行為により現実的又は潜在的な経済的利益を獲得することである。

技術中立原則の中立というのは、「技術自体」の中立であり、技術の「使用行為」の中立ではないと判じた。即ち、技術中立原則により、ある特定の技術自体が違法技術と認定することはできないが、当該技術の使用行為が反不正競争の関連法律規定を違反した場合は、不正競争行為に

認定することができる。

(2) 知的財産行政事件

ア、専利権授権・権利確定事件

43. 国家知識産権局専利復審委員会 vs 王偉耀、福田雷沃国際重工股份有限公司の実用新案専利権無効行政紛争再審申請事件〔最高人民法院（2013）知行字第 92 号行政裁定書〕

【コメント】

本件は、特許権無効宣告手続において、特許再審査委員会が当事者の請求によらずに、請求されたもの以外の事項に対して職権に基づき無効審査をする権限の有無に関する事件である。

判決によれば、特許権無効宣告手続において、特許再審査委員会が全面的審査義務を負わず、請求された範囲内に審査を行うものとし、職権に基づく審査は「特許審査指南」に定められた 3 つの場合に限定されるものとする。

まず、特許法 45 条により、国务院特許行政部門が特許権付与を公告した日から、いかなる単位又は個人も、その特許権の付与が本法の関係規定に適合しないと認めた場合は、特許再審査委員会にその特許権の無効宣告を請求することができるため、特許権無効宣告手続は請求人による請求に基づき行われるものとする。かかる請求原則に基づき、特許権無効宣告手続が請求により行われ、特許再審査委員会は当事者が請求した範囲、提出した理由及び証拠のみに対して審査を行うため、全面的審査の義務を負わないものとする。また、請求原則により、請求人は、その請求及び理由・証拠の全部または一部を取り下げることができ、この場合に、特許再審査委員会は法的根拠がない限り、取り下げた部分を継続して審査を行うことは許されない。

そして、「審査指南」において、職権に基づく審査に関する具体的な事項が列挙されているが、かかる事項は請求原則の例外として、特許再審査委員会に職権に基づく審査の権限を付与すると同時に、職権に基づく審査の範囲を制限するものである。すなわち、特許再審査委員会が上記列挙した事項のみに対して、職権に基づく審査を行うものとする。

Ⅲ 司法解釈

1. 最高人民法院による「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」の改正に関する決定

最高人民法院による「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」の改正に関する決定が、2015年1月19日に、最高人民法院審判委員会において可決され、2015年2月1日から施行された。本決定は、2008年に改正された現行特許法(2009年10月1日施行)の条文・用語との統一及び同法の改正内容の反映を目的とするものである。

①「意匠特許製品の販売の申出行為の実施地」の侵害行為地への追加

第3次特許法改正により、「意匠特許製品の販売の申出行為」が意匠特許侵害行為の1つの類型として新たに追加された。これを受けて、権利侵害行為地に「意匠特許製品の販売の申出行為の実施地」を追加した(5条)。

②特許権評価報告書制度への対応

第3次特許法改正により、従来の「検索報告書」が「特許権評価報告書」に変更され、また、人民法院にかかる報告書を提出できる特許の類型に「意匠特許」が追加された。これを受けて、今回の改正では、特許の出願日を基準として、出願日が2009年10月1日以前(2009年10月1日を含まない)の実用新案特許については、原告は「検索報告書」を提出することができ、出願日が2009年10月1日以後の実用新案特許及び意匠特許については、原告は「特許権評価報告書」を提出することができる、と定めた。また、原告が正当な理由なく上記報告書を提出しない場合、人民法院は訴訟中止を裁定し、又は可能性のある不利な結果を原告が負担することを命じる判決を下すことができる、という内容を追加した(8条)。

③侵害賠償額の算定方法の具体化

第3次特許法改正により、特許権侵害の賠償額の算定方法がより明確化され、権利侵害に起因して受けた実際の損失の確定が難しい場合のみ、権利侵害者が権利侵害に起因して得た利益によって確定することができる、とされ、また、法定賠償金額の上限が100万人民元に引き上げられた。これを受けて、今回の改正では、特許権者が2つの賠償額確定方法(権利者の損失又は権利侵害者の得た利益)のいずれかを選択できるという従来の内容が削除され、法定賠償金額についても現行特許法に合わせて修正された(21条)。

【法令】

・日本語訳

最高人民法院による

「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」の
改正に関する決定

「最高人民法院による『最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定』の改正に関する決定」は、2015年1月19日に、最高人民法院審判委員会の第1641回会議において可決された。ここに公布し、2015年2月1日から施行する。

最高人民法院

2015年1月29日

法釈[2015]4号

最高人民法院による

「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」の
改正に関する決定

(2015年1月19日最高人民法院審判委員会第1641回会議にて可決)

最高人民法院審判委員会の第1641回会議の決定に基づき、「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」を次のとおり改正する。

1 第5条第2項を次のとおり改める。

「権利侵害行為地とは、次に掲げるものを含む。侵害を訴えられている発明及び実用新案特許権に係る製品の製造、使用、販売の申出、販売及び輸入等の行為の実施地。特許方法の使用行為の実施地は当該特許方法により直接得た製品の使用、販売の申出、販売及び輸入等の行為の実施地による。意匠特許製品の製造、販売の申出、販売及び輸入等の行為の実施地。他人特許冒用行為の実施地。上記の権利侵害行為による権利侵害結果の発生地。」

2 第8条1項を次のとおり改める。

「出願日が2009年10月1日より前(当該日は含まない)の実用新案特許について特許権侵害訴訟を提起する場合、原告は、国务院特許行政部門が作成した検索報告を提出することが

できる。出願日が 2009 年 10 月 1 日以降の実用新案又は意匠特許について特許権侵害訴訟を提起する場合、原告は、国务院特許行政部門が作成した特許権評価報告を提出することができる。事件の審理の必要性に基づき、人民法院は、原告に対し検索報告又は特許権評価報告を提出するよう求めることができる。原告が正当な理由なく提出しない場合、人民法院は、訴訟中止を裁定し、又は可能性のある不利な結果を原告が負担することを命じる判決を下すことができる。」

3 第 9 条第 1 号を次のとおり改める。

「(1)原告が提出する検索報告又は特許権評価報告において、實用新案又は意匠特許権の無効を引き起こす事由が発見されていない場合」

4 第 17 条を次のとおり改める。

「特許法第 59 条第 1 項にいう「発明又は實用新案の特許権の保護範囲は、その請求項の内容を基準とし、明細書及び添付図面を請求項の内容の解釈に用いることができる」とは、特許権の保護範囲は、請求項に記載されている全ての技術特徴により確定される範囲を基準としなければならない、当該技術特徴と均等な特徴により確定される範囲も含むことをいう。」

「均等な特徴とは、記載されている技術特徴と基本的に同一の手段を用いており、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成し、かつその領域の一般技術員が訴えられている権利侵害行為の発生時に創造的な労働を経ずして連想することのできる特徴をいう。」

5 第 18 条を次のとおり改める。

「特許権侵害行為が 2001 年 7 月 1 日より前に発生した場合、改正前の特許法の規定を適用して民事責任を確定する。2001 年 7 月 1 日以降に発生した場合、改正後の特許法の規定を適用して民事責任を確定する。」

6 第 19 条を次のとおり改める。

「他人の特許を冒用した場合、人民法院は特許法第 63 条の規定に従いその民事責任を確定することができる。特許業務管理部門が行政処罰を与えていない場合は、人民法院は民法通則第 134 条第 3 項の規定に従い民事制裁を加えることができ、適用される民事過料額は、特許法第 63 条の規定を参照して確定することができる。」

7 第 20 条第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、次のとおり改める。

「特許法第 65 条に定める権利者が権利侵害により被った実際の損失は、特許権者の特許製品が権利侵害により被った販売量減少の総量に個々の特許製品の合理的な利潤所得を乗ずることによって計算することができる。権利者の販売量減少の総量を確定することが難しい場合、権利侵害製品の市場における販売総量に個々の特許製品の合理的な利潤所得を乗じた

ものを、権利者が権利侵害により被った実際の損失とみなすことができる。」

第 3 項を第 2 項とし、次のとおり改める。

「特許法第 65 条に定める権利侵害者が権利侵害により得た利益は、当該権利侵害製品の市場における販売総量に個々の権利侵害製品の合理的な利潤所得を乗じることによって計算することができる。権利侵害者が権利侵害行為により得た利益は、通常、権利侵害者の営業利潤によって計算し、完全に権利侵害行為を業としていた権利侵害者については、販売利潤によって計算することができる。」

8 第 21 条を次のとおり改める。

「権利者の損失又は権利侵害者の得た利益を確定することが難しいが、特許許諾使用料を参照することができる場合、人民法院は、特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状、特許権付与の性質、範囲及び存続期間等の要素に基づき、当該特許許諾使用料の倍数を参考にして合理的な賠償額を確定することができる。参照できる特許許諾使用料がない場合、又は特許許諾使用料が明らかに不合理である場合は、人民法院は、特許権の種類並びに権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、特許法第 65 条第 2 項の規定に従い賠償額を確定することができる。」

9 第 22 条を次のとおり改める。

「権利者が権利侵害行為の差止のために支払った合理的支出を主張した場合、人民法院は、特許法第 65 条で確定された賠償額以外に別途計算することができる。」

10 第 24 条を次のとおり改める。

「特許法第 11 条及び第 69 条にいう販売の申出とは、広告、店頭ショーウィンドーでの陳列又は展覧販売会への出展等の形式をもって、商品販売の意思表示をすることをいう。」

本決定に基づき、「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」をしかるべく改正し、改めて公布する。

最高人民法院による

特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定

(2001 年 6 月 19 日最高人民法院審判委員会第 1180 回会議にて可決、2013 年 2 月 25 日最高人民法院審判委員会第 1570 回会議にて可決された「最高人民法院による『最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定』の改正に関する決定」に基づき第一次改正、2015 年 1 月 19 日最高人民法院審判委員会第 1641 回会議にて可決された「最高

人民法院による『最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定』の改正に関する決定」に基づき第二次改正、当該改正は 2015 年 2 月 1 日から施行)

特許紛争事件を正確に審理するため、「中華人民共和国民法通則」(以下「民法通則」という)、「中華人民共和国特許法」(以下「特許法」という)、「中華人民共和国民事訴訟法」及び「中華人民共和国行政訴訟法」等の法律の規定に基づき、下記の規定を定める。

第 1 条(特許紛争事件)²

人民法院は、下記の特許紛争事件を受理する。

- (1) 特許出願権に関する紛争事件
- (2) 特許権の帰属に関する紛争事件
- (3) 特許権及び特許出願権の譲渡契約に関する紛争事件
- (4) 特許権の侵害に関する紛争事件
- (5) 他人の特許の冒用に関する紛争事件
- (6) 発明特許の出願の公布後から、特許権の付与前における使用料に関する紛争事件
- (7) 職務発明創造の発明者及び創作者への奨励及び報酬に関する紛争事件
- (8) 訴訟前の権利侵害行為差止及び財産保全の申立に関する事件
- (9) 発明者及び創作者の資格に関する紛争事件
- (10) 出願拒絶決定を維持するという特許再審査委員会の再審査決定を不服とする事件
- (11) 特許権の無効宣告請求に関する特許再審査委員会の決定を不服とする事件
- (12) 国務院特許行政部門による強制実施許諾の決定を不服とする事件
- (13) 国務院特許行政部門による強制実施許諾使用料についての裁定を不服とする事件
- (14) 国務院特許行政部門の行政不服申立決定を不服とする事件
- (15) 特許業務管理部門の行政決定を不服とする事件
- (16) その他の特許に関する紛争事件

第 2 条(一審管轄)

第一審の特許紛争に関する事件は、各省、自治区及び直轄市の人民政府の所在地の中級人民法院並びに最高人民法院の指定する中級人民法院が管轄する。

最高人民法院は、実際の状況に基づき、基層人民法院を指定して第一審特許紛争事件を管轄させることができる。

第 3 条(2001 年 7 月 1 日以降の取消請求に関する再審査決定を不服とする訴え)

当事者が、特許再審査委員会が 2001 年 7 月 1 日以降に出した、実用新案及び意匠特許権の取消請求に関する再審査決定を不服とし、人民法院に訴訟を提起する場合、人民法院は、これ

² 注：条文見出しは原文にはないが、参照に便利のように、執筆担当事務所が付けた。

を受理しない。

第4条(2001年7月1日以降の出願拒絶決定維持の再審査決定等を不服とする訴え)

当事者が、特許再審査委員会が2001年7月1日以降に出した、実用新案及び意匠特許の出願拒絶決定を維持するという再審査決定、又は実用新案特許権及び意匠特許権の無効宣告請求に関する決定を不服とし、人民法院に訴訟を提起する場合、人民法院は、これを受理しなければならない。

第5条(土地管轄)

特許権侵害行為による提訴は、権利侵害行為地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。

権利侵害行為地とは、次に掲げるものを含む。侵害を訴えられている発明及び実用新案特許権に係る製品の製造、使用、販売の申出、販売及び輸入等の行為の実施地。特許方法の使用行為の実施地は当該特許方法により直接得た製品の使用、販売の申出、販売及び輸入等の行為の実施地による。意匠特許製品の製造、販売の申出、販売及び輸入等の行為の実施地。他人特許冒用行為の実施地。上記の権利侵害行為による権利侵害結果の発生地。

第6条(製造地と販売地が異なる場合)

原告が、権利を侵害した製品製造者のみを提訴し、販売者に対する訴訟を提起せず、権利侵害製品の製造地と販売地が一致しない場合、製造地の人民法院が管轄権を有する。製造者と販売者を共同被告として訴訟を提起する場合、販売地の人民法院が管轄権を有する。

販売者が製造者の支店等(原文は「分支機構」)で、原告が販売地において権利侵害製品製造者の製造及び販売行為を提訴する場合、販売地の人民法院が管轄権を有する。

第7条(方法発明特許に関する訴訟)

原告が、1993年1月1日以前に提出した特許出願に基づき、及び当該出願により付与された方法発明特許権に基づいて提起する権利侵害訴訟は、本規定第5条及び第6条の規定を参照して管轄を定める。

人民法院は、上記事件の実体審理においては、法に従い、方法発明特許権は製品に及ばないとの規定を適用する。

第8条(原告の検索報告提出、被告の無効宣告請求)

出願日が2009年10月1日以前の(当該日は含まない)の実用新案特許について特許権侵害訴訟を提起する場合、原告は、国务院特許行政部門が作成した検索報告を提出することができる。出願日が2009年10月1日以降の実用新案又は意匠特許について特許権侵害訴訟を提起する場合、原告は、国务院特許行政部門が作成した特許権評価報告を提出することができる。事件の審理の必要性に基づき、人民法院は、原告に対し検索報告又は特許権評価報告を提出す

るよう求めることができる。原告が正当な理由なく提出しない場合、人民法院は、訴訟中止を裁定し、又は可能性のある不利な結果を原告が負担することを命じる判決を下すことができる。

実用新案及び意匠特許権の侵害に関する紛争事件の被告が、訴訟中止の申立をする場合、答弁期間内において原告の特許権に対し無効宣告の請求を提出しなければならない。

第 9 条(答弁期間内の無効宣告請求による訴訟手続停止)

人民法院が受理する実用新案及び意匠特許権の侵害に関する紛争事件で、被告が答弁期間内において当該特許権の無効宣告を請求した場合、人民法院は訴訟を中止しなければならないが、次の各号に掲げる状況のいずれかに合致する場合、訴訟を中止しないこともできる。

- (1)原告が提出する検索報告又は特許権評価報告において、実用新案又は意匠特許権の無効を引き起こす事由が発見されていない場合
- (2)被告の提供する証拠が、使用している当該技術はすでに公知であるということを十分に証明している場合
- (3)被告が当該特許権の無効宣告を請求するために提供した証拠又は根拠となる理由が、明らかに不十分である場合
- (4)人民法院が、訴訟を中止すべきでないとするその他の事由

第 10 条(答弁期間満了後の無効宣告請求による訴訟手続停止の禁止)

人民法院が受理する実用新案及び意匠特許権の侵害に関する紛争事件で、被告が答弁期間満了後に当該特許権の無効宣告を請求した場合、人民法院は訴訟を中止してはならない。但し、審査により訴訟を中止する必要があると認める場合を除く。

第 11 条(訴訟手続停止の禁止の例外)

人民法院が受理する発明特許権の侵害に関する紛争事件又は特許再審査委員会の審査を経て特許権を維持した実用新案及び意匠特許権の侵害に関する紛争事件で、被告が答弁期間内に当該特許権の無効宣告を請求した場合、人民法院は、訴訟を中止しないことができる。

第 12 条(訴訟手続停止に伴う措置)

人民法院が訴訟の中止を決定するとき、特許権者又は利害関係者が、被告に関係行為の停止を命じ、又は権利侵害による損害の継続的拡大を制止するためのその他の措置を講じることを請求し、かつ担保を提供した場合において、人民法院が審査をした結果、関連法律規定に合致する場合、人民法院は、裁定で訴訟を中止すると同時に、併せて関連裁定を出すことができる。

第 13 条(財産保全)

人民法院は、特許権に対し財産保全を行う場合、国务院特許行政部門に執行協力通知書を送付しなければならないが、当該通知書には要求する執行協力事項及び特許権の保全期限を記載し、

かつ人民法院の出す裁定書を添付しなければならない。

特許権の保全期間は、一回につき 6 か月を超えてはならず、国務院特許行政部門が執行協力通知書を受領した日から起算する。当該特許権に対しなお引き続き保全措置を講じる必要がある場合、人民法院は、保全期間満了前に国務院特許行政部門に対し別途継続保全のための執行協力通知書を送達しなければならない。保全期間満了前に送達されない場合、当該特許権に対する財産保全は、自動的に解除されたものとみなす。

人民法院は、質権を設定している特許権に対して財産の保全措置を講じることができ、質権者の優先弁済権は、保全措置の影響を受けない。特許権者がライセンサーとすでに締結している特許の独占実施許諾契約は、人民法院が当該特許権に対して財産保全を講じることの影響しない。

人民法院は、すでに保全措置を講じている特許権に対して、再び保全措置を講じてはならない。

第 14 条 (職務発明の権利帰属に関する特例)

2001 年 7 月 1 日以前に所属する単位の物質的、技術的条件を利用して完成した発明創造は、当該単位と発明者又は創作者が契約を結んでおり、特許を出願する権利及び特許権の帰属について約定がある場合、その約定に従う。

第 15 条 (合法的権益の保護)

人民法院が受理する特許権侵害に関する紛争事件で、訴訟当事者の権利が抵触する場合、法に従って先に権利を享有している当事者の合法的な権益を保護しなければならない。

第 16 条 (先に得た合法的権利の定義)

特許法第 23 条にいう先に得た合法的権利とは、商標権、著作権、企業名称権、肖像権及び知名商品特有の包装又は装飾使用権等を含む。

第 17 条 (特許権の保護範囲、均等論)

特許法第 59 条第 1 項にいう「発明又は実用新案の特許権の保護範囲は、その請求項の内容を基準とし、明細書及び添付図面を請求項の内容の解釈に用いることができる」とは、特許権の保護範囲は、請求項に記載されている全ての技術特徴により確定される範囲を基準としなければならない。当該技術特徴と均等な特徴により確定される範囲も含むことをいう。

均等な特徴とは、記載されている技術特徴と基本的に同一の手段を用いており、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成し、かつその領域の一般技術員が訴えられている権利侵害行為の発生時に創造的な労働を経ずして連想することのできる特徴をいう。

第 18 条 (経過規定)

特許権侵害行為が 2001 年 7 月 1 日以前に発生した場合、改正前の特許法の規定を適用して民事責任を確定する。2001 年 7 月 1 日以降に発生した場合、改正後の特許法の規定を適用して民事責任を確定する。

第 19 条(特許冒用者の民事責任)

他人の特許を冒用した場合、人民法院は特許法第 63 条の規定に従いその民事責任を確定することができる。特許業務管理部門が行政処罰を与えていない場合は、人民法院は民法通則第 134 条第 3 項の規定に従い民事制裁を加えることができ、適用される民事過料額は、特許法第 63 条の規定を参照して確定することができる。

第 20 条(賠償額の計算)

特許法第 65 条に定める権利者が権利侵害により被った実際の損失は、特許権者の特許製品が権利侵害により被った販売量減少の総量に個々の特許製品の合理的な利潤所得を乗ずることによって計算することができる。権利者の販売量減少の総量を確定することが難しい場合、権利侵害製品の市場における販売総量に個々の特許製品の合理的な利潤所得を乗じたものを、権利者が権利侵害により被った実際の損失とみなすことができる。

特許法第 65 条に定める権利侵害者が権利侵害により得た利益は、当該権利侵害製品の市場における販売総量に個々の権利侵害製品の合理的な利潤所得を乗じることによって計算することができる。権利侵害者が権利侵害行為により得た利益は、通常、権利侵害者の営業利潤によって計算し、完全に権利侵害行為を業としていた権利侵害者については、販売利潤によって計算することができる。

第 21 条(損失又は利益の確定が困難である場合)

権利者の損失又は権利侵害者の得た利益を確定することが難しいが、特許許諾使用料を参照することができる場合、人民法院は、特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状、特許権付与の性質、範囲及び存続期間等の要素に基づき、当該特許許諾使用料の倍数を参考にして合理的な賠償額を確定することができる。参照できる特許許諾使用料がない場合、又は特許許諾使用料が明らかに不合理である場合は、人民法院は、特許権の種類並びに権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、特許法第 65 条第 2 項の規定に従い賠償額を確定することができる。

第 22 条(侵害行為差止のための合理的支出)

権利者が権利侵害行為の差止のために支払った合理的支出を主張した場合、人民法院は、特許法第 65 条で確定された賠償額以外に別途計算することができる。

第 23 条(訴訟時効)

特許権侵害に関する訴訟の時効は2年とし、特許権者もしくは利害関係者が権利侵害行為を知った日又は知りうべき日から起算する。権利者が2年を過ぎてから訴訟を提起した場合、権利侵害行為が訴訟提起時に依然継続しており、かつ当該特許権が有効期間内であれば、人民法院は、被告の権利侵害行為の差止判決をしなければならず、権利侵害による損害賠償額は、権利者が人民法院に対し訴訟を提起した日から2年間を遡って推計しなければならない。

第24条(販売の申出の定義)

特許法第11条及び第69条にいう販売の申出とは、広告、店頭ショーウィンドーでの陳列又は展覧販売会への出展等の形式をもって、商品販売の意思表示をすることをいう。

第25条(特許管理部門が侵害の有無を認定した事件の審査)

人民法院の受理する特許権侵害に関する紛争事件で、すでに特許業務管理部門が権利侵害又は権利不侵害認定を出している場合においても、人民法院は、当事者の訴訟請求に対し全面的に審査を行わなければならない。

第26条(過去の関連規定との優劣)

過去の関連司法解釈と本規定が抵触するときは、本規定による。

・原文

最高人民法院关于修改《最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定》的决定

《最高人民法院关于修改〈最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定〉的决定》已于2015年1月19日由最高人民法院审判委员会第1641次会议通过，现予公布，自2015年2月1日起施行。

最高人民法院

2015年1月29日

法释〔2015〕4号

最高人民法院关于

修改《最高人民法院关于审理专利纠纷案件

适用法律问题的若干规定》的决定

(2015年1月19日最高人民法院审判委员会第1641次会议通过)

根据最高人民法院审判委员会第1641次会议决定，对《最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定》作如下修改：

一、将第五条第二款修改为：“侵权行为地包括：被诉侵犯发明、实用新型专利权的产品的制造、使用、许诺销售、销售、进口等行为的实施地；专利方法使用行为的实施地，依照该专利方法直接获得的产品的使用、许诺销售、销售、进口等行为的实施地；外观设计专利产品的制造、许诺销售、销售、进口等行为的实施地；假冒他人专利的行为实施地。上述侵权行为的侵权结果发生地。”

二、将第八条第一款修改为：“对申请日在2009年10月1日前（不含该日）的实用新型专利提起侵犯专利权诉讼，原告可以出具由国务院专利行政部门作出的检索报告；对申请日在2009年10月1日以后的实用新型或者外观设计专利提起侵犯专利权诉讼，原告可以出具由国务院专利行政部门作出的专利权评价报告。根据案件审理需要，人民法院可以要求原告提交检索报告或者专利权评价报告。原告无正当理由不提交的，人民法院可以裁定中止诉讼或者判令原告承担可能的不利后果。”

三、将第九条第一项修改为：“（一）原告出具的检索报告或者专利权评价报告未发现导致实用新型或者外观设计专利权无效的事由的；”

四、将第十七条修改为：“专利法第五十九条第一款所称的‘发明或者实用新型专利权的保护范围以其权利要求的内容为准，说明书及附图可以用于解释权利要求的内容’，是指专利权的保护范围应当以权利要求记载的全部技术特征所确定的范围为准，也包括与该技术特征相等同的特征所确定的范围。

“等同特征，是指与所记载的技术特征以基本相同的手段，实现基本相同的功能，达到基本相同的效果，并且本领域普通技术人员在被诉侵权行为发生时无需经过创造性劳动就能够联想到的特征。”

五、将第十八条修改为：“侵犯专利权行为发生在 2001 年 7 月 1 日以前的，适用修改前专利法的规定确定民事责任；发生在 2001 年 7 月 1 日以后的，适用修改后专利法的规定确定民事责任。”

六、将第十九条修改为：“假冒他人专利的，人民法院可以依照专利法第六十三条的规定确定其民事责任。管理专利工作的部门未给予行政处罚的，人民法院可以依照民法通则第一百三十四条第三款的规定给予民事制裁，适用民事罚款数额可以参照专利法第六十三条的规定确定。”

七、删除第二十条第一款，第二款改为第一款并修改为：“专利法第六十五条规定的权利人因被侵权所受到的实际损失可以根据专利权人的专利产品因侵权所造成销售量减少的总数乘以每件专利产品的合理利润所得之积计算。权利人销售量减少的总数难以确定的，侵权产品在市场上销售的总数乘以每件专利产品的合理利润所得之积可以视为权利人因被侵权所受到的实际损失。”

第三款改为第二款,修改为：“专利法第六十五条规定的侵权人因侵权所获得的利益可以根据该侵权产品在市场上销售的总数乘以每件侵权产品的合理利润所得之积计算。侵权人因侵权所获得的利益一般按照侵权人的营业利润计算，对于完全以侵权为业的侵权人，可以按照销售利润计算。”

八、将第二十一条修改为：“权利人的损失或者侵权人获得的利益难以确定，有专利许可使用费可以参照的，人民法院可以根据专利权的类型、侵权行为的性质和情节、专利许可的性质、范围、时间等因素，参照该专利许可使用费的倍数合理确定赔偿数额；没有专利许可使用费可以参照或者专利许可使用费明显不合理的，人民法院可以根据专利权的类型、侵权行为的性质和情节等因素，依照专利法第六十五条第二款的规定确定赔偿数额。”

九、将第二十二条修改为：“权利人主张其为制止侵权行为所支付合理开支的，人民法院可以在专利法第六十五条确定的赔偿数额之外另行计算。”

十、将第二十四条修改为：“专利法第十一条、第六十九条所称的许诺销售，是指以做广告、在商店橱窗中陈列或者在展销会上展出等方式作出销售商品的意思表示。”

根据本决定，将《最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定》作相应修改，重新公布。

最高人民法院关于

审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定

(2001年6月19日最高人民法院审判委员会第1180次会议通过,根据2013年2月25日最高人民法院审判委员会第1570次会议通过的《最高人民法院关于修改〈最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定〉的决定》第一次修正,根据2015年1月19日最高人民法院审判委员会第1641次会议通过的《最高人民法院关于修改〈最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定〉的决定》第二次修正,该修正自2015年2月1日起施行)

为了正确审理专利纠纷案件,根据《中华人民共和国民事诉讼法》(以下简称民法通则)、《中华人民共和国专利法》(以下简称专利法)、《中华人民共和国民事诉讼法》和《中华人民共和国行政诉讼法》等法律的规定,作如下规定:

第一条 人民法院受理下列专利纠纷案件:

1. 专利申请权纠纷案件;
2. 专利权权属纠纷案件;
3. 专利权、专利申请权转让合同纠纷案件;
4. 侵犯专利权纠纷案件;
5. 假冒他人专利纠纷案件;
6. 发明专利申请公布后、专利权授予前使用费纠纷案件;
7. 职务发明创造发明人、设计人奖励、报酬纠纷案件;
8. 诉前申请停止侵权、财产保全案件;
9. 发明人、设计人资格纠纷案件;
10. 不服专利复审委员会维持驳回申请复审决定案件;
11. 不服专利复审委员会专利权无效宣告请求决定案件;
12. 不服国务院专利行政部门实施强制许可决定案件;

13. 不服国务院专利行政部门实施强制许可使用费裁决案件；
14. 不服国务院专利行政部门行政复议决定案件；
15. 不服管理专利工作的部门行政决定案件；
16. 其他专利纠纷案件。

第二条 专利纠纷第一审案件，由各省、自治区、直辖市人民政府所在地的中级人民法院和最高人民法院指定的中级人民法院管辖。

最高人民法院根据实际情况，可以指定基层人民法院管辖第一审专利纠纷案件。

第三条 当事人对专利复审委员会于 2001 年 7 月 1 日以后作出的关于实用新型、外观设计专利权撤销请求复审决定不服向人民法院起诉的，人民法院不予受理。

第四条 当事人对专利复审委员会于 2001 年 7 月 1 日以后作出的关于维持驳回实用新型、外观设计专利申请的复审决定，或者关于实用新型、外观设计专利权无效宣告请求的决定不服向人民法院起诉的，人民法院应当受理。

第五条 因侵犯专利权行为提起的诉讼，由侵权行为地或者被告住所地人民法院管辖。

侵权行为地包括：被诉侵犯发明、实用新型专利权的产品的制造、使用、许诺销售、销售、进口等行为的实施地；专利方法使用行为的实施地，依照该专利方法直接获得的产品的使用、许诺销售、销售、进口等行为的实施地；外观设计专利产品的制造、许诺销售、销售、进口等行为的实施地；假冒他人专利的行为实施地。上述侵权行为的侵权结果发生地。

第六条 原告仅对侵权产品制造者提起诉讼，未起诉销售者，侵权产品制造地与销售地不一致的，制造地人民法院有管辖权；以制造者与销售者为共同被告起诉的，销售地人民法院有管辖权。

销售者是制造者分支机构，原告在销售地起诉侵权产品制造者制造、销售行为的，销售地人民法院有管辖权。

第七条 原告根据 1993 年 1 月 1 日以前提出的专利申请和根据该申请授予的方法发明专利权提起的侵权诉讼，参照本规定第五条、第六条的规定确定管辖。

人民法院在上述案件实体审理中依法适用方法发明专利权不延及产品的规定。

第八条 对申请日在 2009 年 10 月 1 日前（不含该日）的实用新型专利提起侵犯专利权诉讼，原告可以出具由国务院专利行政部门作出的检索报告；对申请日在 2009 年 10 月 1 日以后的实用新型或者外观设计专利提起侵犯专利权诉讼，原告可以出具由国务院专利行政部门作出的专利权评价报告。根据案件审理需要，人民法院可以要求原告提交检索报告或者专利权评价报告。原告无正当理由不提交的，人民法院可以裁定中止诉讼或者判令原告承担可能的不利后果。

侵犯实用新型、外观设计专利权纠纷案件的被告请求中止诉讼的，应当在答辩期内对原告的专利权提出宣告无效的请求。

第九条 人民法院受理的侵犯实用新型、外观设计专利权纠纷案件，被告在答辩期间内请求宣告该项专利权无效的，人民法院应当中止诉讼，但具备下列情形之一的，可以不中止诉讼：

（一）原告出具的检索报告或者专利权评价报告未发现导致实用新型或者外观设计专利权无效的事由的；

（二）被告提供的证据足以证明其使用的技术已经公知的；

（三）被告请求宣告该项专利权无效所提供的证据或者依据的理由明显不充分的；

（四）人民法院认为不应当中止诉讼的其他情形。

第十条 人民法院受理的侵犯实用新型、外观设计专利权纠纷案件，被告在答辩期间届满后请求宣告该项专利权无效的，人民法院不应当中止诉讼，但经审查认为有必要中止诉讼的除外。

第十一条 人民法院受理的侵犯发明专利权纠纷案件或者经专利复审委员会审查维持专利权的侵犯实用新型、外观设计专利权纠纷案件，被告在答辩期间内请求宣告该项专利权无效的，人民法院可以不中止诉讼。

第十二条 人民法院决定中止诉讼，专利权人或者利害关系人请求责令被告停止有关行为或者采取其他制止侵权损害继续扩大的措施，并提供了担保，人民法院经审查符合有关法律规定的，可以在裁定中止诉讼的同时一并作出有关裁定。

第十三条 人民法院对专利权进行财产保全，应当向国务院专利行政部门发出协助执行通知书，载明要求协助执行的事项，以及对专利权保全的期限，并附人民法院作出的裁定书。

对专利权保全的期限一次不得超过六个月,自国务院专利行政部门收到协助执行通知书之日起计算。如果仍然需要对该专利权继续采取保全措施的,人民法院应当在保全期限届满前向国务院专利行政部门另行送达继续保全的协助执行通知书。保全期限届满前未送达的,视为自动解除对该专利权的财产保全。

人民法院对出质的专利权可以采取财产保全措施,质权人的优先受偿权不受保全措施的影响;专利权人与被许可人已经签订的独占实施许可合同,不影响人民法院对该专利权进行财产保全。

人民法院对已经进行保全的专利权,不得重复进行保全。

第十四条 2001年7月1日以前利用本单位的物质技术条件所完成的发明创造,单位与发明人或者设计人订有合同,对申请专利的权利和专利权的归属作出约定的,从其约定。

第十五条 人民法院受理的侵犯专利权纠纷案件,涉及权利冲突的,应当保护在先依法享有权利的当事人的合法权益。

第十六条 专利法第二十三条所称的在先取得的合法权利包括:商标权、著作权、企业名称权、肖像权、知名商品特有包装或者装潢使用权等。

第十七条 专利法第五十九条第一款所称的“发明或者实用新型专利权的保护范围以其权利要求的内容为准,说明书及附图可以用于解释权利要求的内容”,是指专利权的保护范围应当以权利要求记载的全部技术特征所确定的范围为准,也包括与该技术特征相等同的特征所确定的范围。

等同特征,是指与所记载的技术特征以基本相同的手段,实现基本相同的功能,达到基本相同的效果,并且本领域普通技术人员在被诉侵权行为发生时无需经过创造性劳动就能够联想到的特征。

第十八条 侵犯专利权行为发生在2001年7月1日以前的,适用修改前专利法的规定确定民事责任;发生在2001年7月1日以后的,适用修改后专利法的规定确定民事责任。

第十九条 假冒他人专利的,人民法院可以依照专利法第六十三条的规定确定其民事责任。管理专利工作的部门未给予行政处罚的,人民法院可以依照民法通则第一百三十四条第三款的规定给予民事制裁,适用民事罚款数额可以参照专利法第六十三条的规定确定。

第二十条 专利法第六十五条规定的权利人因被侵权所受到的实际损失可以根据专利权人的专利产品因侵权所造成销售量减少的总数乘以每件专利产品的合理利润所得之积计

算。权利人销售量减少的总数难以确定的，侵权产品在市场上销售的总数乘以每件专利产品的合理利润所得之积可以视为权利人因被侵权所受到的实际损失。

专利法第六十五条规定的侵权人因侵权所获得的利益可以根据该侵权产品在市场上销售的总数乘以每件侵权产品的合理利润所得之积计算。侵权人因侵权所获得的利益一般按照侵权人的营业利润计算，对于完全以侵权为业的侵权人，可以按照销售利润计算。

第二十一条 权利人的损失或者侵权人获得的利益难以确定，有专利许可使用费可以参照的，人民法院可以根据专利权的类型、侵权行为的性质和情节、专利许可的性质、范围、时间等因素，参照该专利许可使用费的倍数合理确定赔偿数额；没有专利许可使用费可以参照或者专利许可使用费明显不合理的，人民法院可以根据专利权的类型、侵权行为的性质和情节等因素，依照专利法第六十五条第二款的规定确定赔偿数额。

第二十二条 权利人主张其为制止侵权行为所支付合理开支的，人民法院可以在专利法第六十五条确定的赔偿数额之外另行计算。

第二十三条 侵犯专利权的诉讼时效为二年，自专利权人或者利害关系人知道或者应当知道侵权行为之日起计算。权利人超过二年起诉的，如果侵权行为在起诉时仍在继续，在该项专利权有效期内，人民法院应当判决被告停止侵权行为，侵权损害赔偿数额应当自权利人向人民法院起诉之日起向前推算二年计算。

第二十四条 专利法第十一条、第六十九条所称的许诺销售，是指以做广告、在商店橱窗中陈列或者在展销会上展出等方式作出销售商品的意思表示。

第二十五条 人民法院受理的侵犯专利权纠纷案件，已经过管理专利工作的部门作出侵权或者不侵权认定的，人民法院仍应当就当事人的诉讼请求进行全面审查。

第二十六条 以前的有关司法解释与本规定不一致的，以本规定为准。

IV その他

(附録)2014年12月以降に発表された知財紛争に係る現行の法律、行政法規、部門規則及び司法解釈、一覧表

| 法令 | 制定機関 | 制定・執行年 |
|------------------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 「著作権行政処罰実施規則(改正)」の意見募集稿 | 国家版權局 | 2015年9月制定 |
| 科学技術成果轉化促進法 | 全国人民代表大会 | 1996年5月制定、 2015年8月改正 |
| 保健食品の命名に関する事項の更なる規範化についての公告 | 国家食品藥品監督管理局 | 2015年8月制定 |
| 医療器械ソフトウェアの登録に対する技術審査指導原則の公布に関する通知 | 国家食品藥品監督管理局 | 2015年8月制定 |
| 幹細胞臨床研究管理規則 | 国家衛生計画生育委員会、国家食品藥品監督管理局 | 2015年7月制定 |
| 「インターネット安全法」の意見募集稿 | 全国人民代表大会 | 2015年7月制定 |
| 涉外著作権契約に対する登記作業の性質の明確化に関する通知 | 国家版權局 | 2015年6月制定 |
| 特許行政法律執行規則 | 国家知的財産権局 | 2010年12月制定、 2015年5月改正 |
| 審査許可事項の調整に関する公告 | 国家工商行政管理総局 | 2015年5月制定 |
| 特許代理管理規則 | 国家知的財産権局 | 2015年4月制定 |
| 広告法 | 全国人民代表大会 | 1994年10月制定、 2015年4月改正 |
| 産業知的財産権同盟の建設に関する指針 | 国家知的財産権局 | 2015年4月制定 |
| 行政訴訟法の適用に関する解釈 | 全国人民代表大会 | 2015年4月制定 |
| インターネット転載における著作権に関する秩序の規範化についての通知 | 国家版權局 | 2015年4月制定 |
| 国家科学技術奨評議審査行為基準及び監督監査暫行規則 | 国家科学技術奨励工作弁公室 | 2015年4月制定 |
| 自由貿易試験区における外商投資国家安全審査試行規則 | 國務院 | 2015年4月制定 |
| 知的財産権の濫用により競争を排除、制限する行為の禁止に関する規定 | 国家工商行政管理総局 | 2015年4月制定 |

| | | |
|-------------------------------------------------------|----------------|------------|
| 「職務発明条例」の意見募集稿 | 国务院法制弁公室 | 2015年4月制定 |
| 「特許法改正案」の意見募集稿 | 国家知的財産権局 | 2015年4月制定 |
| 「集積回路配置図設計専有権の取消審査弁法」の意見募集稿 | 国家知的財産権局 | 2015年4月制定 |
| 「知的財産権及び競争をめぐる紛争における行為保全案件の審理の法律適用の若干の問題に関する解釈」の意見募集稿 | 最高人民法院 | 2015年2月制定 |
| インターネットユーザー名称管理規則 | 国家インターネット情報弁公室 | 2015年2月制定 |
| 民事訴訟法の適用に関する解釈 | 最高人民法院 | 2015年1月制定 |
| 「特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」の改正に関する決定 | 最高人民法院 | 2015年1月制定 |
| 消費者権益侵害行為処罰規則 | 国家工商行政管理総局 | 2015年1月制定 |
| インターネット小売第三者プラットフォームにおける取引規則の制定手続に関する規則(試行) | 商務部 | 2014年12月制定 |
| 事業者集中における制限条件の付加に関する規則(試行) | 商務部 | 2014年12月制定 |

V 特定テーマに関する研究

1. 知的財産権に関する独占禁止法の現状及び今後の傾向

(1) 知的財産権に関する独占禁止法の現状

ア、華為技術有限公司がインターデジタル・テクノロジー・コーポレーション等を訴えた独占禁止法違反紛争事件

(ア) 市場における支配的地位の濫用の件³

一審原告:華為技術有限公司(以下「華為」という)

一審被告:InterDigital Technology Corporation(以下「IDC 技術」という)

InterDigital Communications, Inc.(以下「IDC 通信」という)

InterDigital, Inc.(以下「IDC 公司」という)

(3 社合わせて「IDC」という)

上訴人(一審原告、被告):華為、IDC

| 番号 | 類別 | 一審 | 二審 |
|----|-----|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 | 法院 | 広東省深セン市中級人民法院 | 広東省高級人民法院 |
| | | (2011)深中法知民初字第 858 号 提 訴 日 :2011 年 12 月 6 日 判決が下された日:2013 年 2 月 4 日 | (2013)粵高法民三終字第 306 号 上訴が受理された日:不明 判決が下された日 :2013 年 10 月 21 日 |
| 2 | 代理人 | 不明 | 華為:徐 静(北京市金杜律師事務所) 趙 燁(北京市金杜律師事務所) |
| | | | IDC 技術:胡 斌(上海市方達律師事務所) 廖婷婷(上海市方達律師事務所) |
| | | | IDC 通信:雲勁君(上海市方達(深セン)律師事務所) 廖婷婷(上海市方達律師事務所) |
| | | | IDC 公司:余軼峰(上海市方達律師事務所) 祁 放(上海市方達律師事務所) |
| 3 | 訴訟 | 原告華為: ①IDC は、独占に係る民事上の不法行為を | 上訴人華為: 原審の関連判決を取り消し、IDC その抱合せ販売 |

³ <http://www.ipsusong.com/huaweiidc306.htm>

| | | | |
|---|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 請求 | <p>直ちに停止せよ。これには、高すぎる価格設定行為の停止、差別的価格設定行為の停止、抱合せ販売行為の停止、不合理な取引条件の付加行為の停止及び取引の拒絶行為の停止を含む。</p> <p>②IDC は、華為の経済的損失 2,000 万人民元を連帯して賠償せよ。華為は、さらに入手しうる証拠及び IDC の権利侵害が続くことによる損失に基づき、賠償額を増額する権利を留保する。</p> <p>③IDC は、本件の訴訟費用及び華為が合法的権利を保護するための合理的な支出(調査費用、公証費用、弁護士費用等を含む)を負担せよ。</p> | <p>行為を直ちに停止し、特許の抱合せ販売行為を直ちに停止するよう判決を変更せよ。</p> <p>上訴人 IDC: 華為の上訴請求を棄却せよ。</p> |
| 4 | 判決結果 | <p>①IDC は、華為に対して実施している高すぎる価格設定及び抱合せ販売という独占に係る民事上の不法行為を直ちに停止せよ。</p> <p>②IDC は、本判決の効力発生日から 10 日以内に、華為の経済的損失 2,000 万人民元を連帯して賠償せよ。</p> <p>③華為のその他の訴訟請求は棄却する。</p> | <p>上訴棄却、原判決維持。</p> <p>二審事件受理费 141,800 人民元は、上訴人華為が 2,000 人民元を負担し、上訴人 IDC が 139,800 人民元を負担する。</p> |
| | | <p>一審事件受理费 141,800 人民元は、被告 IDC が負担する。</p> | |

(イ) 標準必須特許の実質許諾料率の件⁴

上訴人(一審被告): InterDigital Technology Corporation(以下「IDC 技術」という)

InterDigital Communications, Inc.(以下「IDC 通信」という)

INterDigital Patent Holdings Inc(以下「IDC 特許」という)

IPR Licensing Inc.(以下「IPR」という)

(4 社合わせて「IDC」という)

被上訴人(一審原告): 華為技術有限公司(以下「華為」という)

4

<http://www.gdcourts.gov.cn/ecdomain/framework/gdcourt/jndbijapddneboelcfapbecpepdnhbe.jsp?wsid=LM4300000020140417024309113155&sfcz=0&ajlb=5>

| 番号 | 類別 | 一審 | 二審 |
|----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 法院 | 広東省深セン市中級人民法院 (2011)深中法知民初字第 857 号 提 訴 日 :2011 年 12 月 6 日 判決が下された日:2013 年 2 月 4 日 | 広東省高級人民法院 (2013)粵高法民三終字第 305 号 上訴が受理された日:不明 判決が下された日 :2013 年 10 月 16 日 |
| 2 | 代理人 | 不明 | 華 為:徐 静(北京市金杜律師事務所) 趙 燁(北京市金杜律師事務所) IDC 通信:胡 斌(上海市方達律師事務所) 廖婷婷(上海市方達律師事務所) IDC 技術:雲劭君(上海市方達(深セン)律師事務所) 廖婷婷(上海市方達律師事務所) IDC 特許:余軼峰(上海市方達律師事務所) 祁 放(上海市方達律師事務所) IPR :胡 斌(上海市方達律師事務所) 廖婷婷(上海市方達律師事務所) |
| 3 | 訴訟請求 | 原告華為: ①公正、合理的かつ非差別(FRAND)的な条件でIDCが中国における標準必須特許について華為に許諾する実質許諾料率及び料率の範囲を確定せよ。 ②IDC は、本件の全ての訴訟費用を負担せよ。 | 上訴人 IDC: ①原審判決を取り消し、華為の全ての訴訟請求を棄却せよ。 ②華為は、本件の一審・二審の全ての訴訟費用を負担せよ。 |
| 4 | 判決結果 | IDC は、中国における標準必須特許及び標準必須特許の出願について華為に許諾し、実施許諾料率は、関連製品の実際の販売価格により計算し、0.019%を超えてはならない。 一審事件受理费 1,000 人民元は、被告 IDC が負担する。 | 上訴棄却、原判決維持。 二審事件受理费 1,000 人民元は、上訴人 IDC が負担する。 |

ア、2015 年 2 月の中国国家発展改革委員会による高通(クアルコム)に対する独占禁止法に関する懲罰金を課された事件について

(ア) 案件概要

a. クアルコムについて

米国法人 Qualcomm Inc. (中国語:「高通公司」以下「クアルコム」という)は、世界第1位の携帯電話に提供する半導体サプライヤーであり、携帯電話製造上必要な標準規格必須特許(製品に不可欠な中核特許)を数多く有している。クアルコムの売上は、248.66億米ドル⁵であり、中国において761.02億人民元⁶であり、中国での売上がクアルコムの全世界での売上の49%を占めている。また、クアルコムの売上高の約3割は知的財産関連の収入である。

国家発展改革委員会(以下「発改委」という)によれば、クアルコムは、中国の関連の無線通信端末市場において100%の市場占有率を占めており、市場競争はない状態であるとのことである。そこで、クアルコムが市場における支配的地位を濫用しているとして、発改委による独占禁止法違反の調査の対象となっていた。

b. 経緯

発改委は、クアルコムに対し、市場における支配的地位の濫用による独占禁止法違反行為について、2013年11月頃から調査を開始したと発表している。発改委の報道⁷によれば、調査の具体的な内容は、概ね、以下の通りとのことであった。

- ①ロイヤリティの基準を、チップの価格ではなく携帯電話完成品の卸売正味販売価格としていること。
- ②標準必須特許と非標準必須特許の抱合わせ許諾。
- ③相手方の特許について、無償での逆供与を要求。

クアルコムは、自社チップを使用する顧客Aに対し、顧客Aが保有する特許について自らに無償で逆供与させ、他の顧客Bに対して、クアルコムがAの代わりにAが保有する特許の実施料を請求していた。

- ④期限切れ特許に対するロイヤリティの徴収(特許リストの提供拒否)。
- ⑤チップメーカーに対する特許実施許可の拒絶。

c. 発改委の処罰決定

⁵ クアルコム HP: <http://investor.qualcomm.com/secfiling.cfm?filingID=1234452-13-483>

⁶ 中华人民共和国国家发展和改革委员会行政处罚决定书 发改办价监处罚[2015]1号

⁷ 発改委 HP: http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/201407/t20140711_618477.html

発改委は、2015年2月9日にクアルコムに対する処罰を決定した⁸。発改委は、クアルコムがCDMA、WCDMA、LTEの無線通信標準必須特許許可市場とベースバンドチップ市場における支配的地位を有しており、以下のように市場における支配的地位を濫用し、独禁法第17条第1項、第5項に違反したとして、発改委は独禁法第45条第2項、第47条に基づき、クアルコムに対して、同社の2013年度の中国市場における売上高の8%に相当する計60.88億元の過料に処した。また、同時に発改委は、クアルコムによる包括是正措置は、発改委の改善要求を満たすものであったとした。

<支配的地位濫用行為>

① 不公平に高額な特許ライセンス料の徴収

クアルコムは、中国企業に特許をライセンスする際に、特許リストの提供を拒絶し、権利期間の切れた特許をそのまま特許ポートフォリオに含めてライセンス料を徴収した。同時に、クアルコムは、中国のライセンシーに対してその保有する関連特許を同社に無償で逆供与するよう要求し、ライセンス料から逆供与した特許の価値を控除し、又はその他の対価を提供することを拒絶した。このほか、かつて非標準必須特許の一括ライセンスをやむなく受け入れた中国のライセンシーに対し、クアルコムは、やや高めのライセンス料率を維持するとともに、携帯電話完成品の卸売正味販売価格に従い特許ライセンス料を徴収した。これらの要素により、ライセンス料が高すぎるものとなっていた。

② 正当理由のない無線通信の非標準必須特許ライセンスの抱き合わせ許諾

クアルコムは、性質の異なる無線通信の標準必須特許と無線通信の非標準必須特許を区別せず、かつそれぞれを対外ライセンスせず、無線通信標準特許ライセンス市場における支配的地位を利用し、正当な理由なく無線通信の非標準必須特許ライセンスを抱き合わせ許諾した。これにより、中国の一部のライセンシーは、クアルコムから無線通信の非標準必須特許ライセンスの取得を強いられた。

③ ベースバンドチップの販売における不合理な条件の付加

クアルコムは、特許ライセンス契約の締結及びこれにつき争わないことを中国のライセンシーがベースバンドチップの供給を受ける条件とした。潜在的なライセンシーが上記の不合理な条項を含む特許ライセンス契約を締結しない場合、又はライセンシーが特許ライセンス契約について紛争を生じ、かつ訴訟を提起した場合、クアルコムはいずれもベースバンドチップの供給を拒絶する。

<クアルコムによる包括是正措置>

クアルコムは、発改委に対して、以下の是正措置を提出した。

(1) 中国国内で使用するために販売する携帯電話について、携帯電話完成品の卸売正味販売価格の65パーセントの基準で特許ライセンス料を徴収すること；

⁸ 発改委の実際の発表は2015年2月10日。

- (2) 中国のライセンシーに特許をライセンスする際には特許リストを提供し、権利期間の切れた特許についてライセンス料を徴収しないこと；
- (3) 中国のライセンシーに対し、特許について無償で逆供与することを要求しないこと；
- (4) 無線標準必須特許ライセンスを供与する際、正当な理由なく無線通信の非標準特許ライセンスを抱き合わせ許諾しないこと；
- (5) ベースバンドチップを販売する際、中国のライセンシーに対して不合理な条件を含むライセンス契約の締結を要求せず、特許ライセンス契約について争わないことを中国のライセンシーに対するベースバンドチップ供給の条件としないこと。

d. まとめ

本件については、クアルコムに対する過料は、中国市場での最高金額となったが、クアルコムにとってはそれほど大きな問題ではなく、是正措置の内容が本当の痛手だと言われている。

前述のように、クアルコムは収入の大部分が特許ロイヤリティによる典型的な企業で、中国での収益はクアルコムの全収益の約 50%を占めている。特に、クアルコムが中国で行っていた相手の特許の無償での逆供与要求は、クライアントの特許の価値をゼロにしたに等しく、クアルコムの地位を非常に有利なものにしていた。そこで、相手の特許の無償での逆供与を禁止する今回の是正措置は、中国携帯メーカーに大きな影響を及ぼすと言われている⁹。

他方、クアルコムの特許ロイヤリティによる収益モデル自体については否定されず、逆に発改委の認可を受けたとも言われており、発改委とクアルコムが、痛み分けの処罰であったという意見もある。特に、特許ロイヤリティの調整も推測されていたが、今回の是正内容に記載されておらず、かつ発改委が「クアルコム社が特許保護を受ける技術の使用に対して合理的な特許料を徴収することを支持する」と表明したため、現状の 3G 設備に 5%、4G 設備に 3.5%のロイヤリティ率は、是正されることなく維持され、またロイヤリティ率の対象も携帯電話本体価格を基準とすることも維持されると考えられる¹⁰。

なお、今回の中国発改委によるクアルコムに対する処罰は、世界に波及する可能性があると言われており、既に、韓国の独占禁止機構である韓国公平取引委員会(KFTC)は、クアルコム社に対する独占禁止調査を再開するニュース¹¹もある。

(イ) 経緯

中国内における公表や報道によるクアルコムの案件の経緯は、以下のとおりである。

| 年月日 | 発表媒体 | 事実関係 |
|-----|------|------|
|-----|------|------|

⁹ 新華網：http://news.xinhuanet.com/yuqing/2015-02/11/c_127483030.htm

¹⁰ 新浪：<http://finance.sina.com.cn/chanjing/gsnews/20150227/142321607138.shtml>

¹¹ 新華網：http://news.xinhuanet.com/fortune/2015-02/13/c_127492820.htm

| | | |
|-------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2007年～2008年 | 網易 ¹² | 独占禁止法が頒布されたまもなく、クアルコム市場における支配的地位を濫用することについて中外企業からのクレームが殺到したが、超ド級企業であるクアルコムに立ち合うことができなかった。 |
| 2009年 | 網易 ¹³ | 米国企業二社からクアルコムに対するクレームがあったが、独占禁止法が実施されたまもなくであったため、前期研究と調査の段階にとどまった。 |
| 2013年11月頃 | 発改委 | クアルコムに対して発改委が正式的に立件調査を開始した。 |
| 2014年2月19日 | 発改委 ¹⁴ | 価額監視管理及び独占禁止の働き状況に関する記者会見において、発改委が初めてクアルコムを調査していることを公式に認めた |
| 2014年4月3日 | 発改委 ¹⁵ | クアルコムの総裁である Derek Aberle 氏及び副総裁6名、中国弁護士1名が発改委価額監視監督及び独占禁止局を訪れ、局長である許昆林氏と面談した。 |
| 2014年5月8日 | 発改委 ¹⁶ | クアルコムの総裁である Derek Aberle 氏は、執行副総裁兼首席法律顧問を含んだ8名の副総裁を率い、発改委価額監視監督及び独占禁止局を訪れ、局長である許昆林氏と面談した。クアルコムは、独占禁止調査を積極的に協力する姿勢を発改委に示した。 |
| 2014年5月20日 | 発改委 ¹⁷ | 許昆林氏は発改委において、米国 FTA の主席である Edith Ramirez 氏及び米国司法省首席司法副次官補である Leslie Overton 氏と面会し、クアルコムの調査基本状況を米国側に知らせ、検討した。 |
| 2014年7月11日 | 発改委 ¹⁸ | クアルコムの総裁である Derek Aberle 氏は、発改委を訪れた(3回目)。同時に、クアルコムの副総裁である Fabian Gonell 氏などは、クアルコムの授權を得て、調査員の尋問を受けた。 |
| 2014年8月21日 | 発改委 ¹⁹ | クアルコムの総裁である Derek Aberle 氏は、発改委を |

¹² 網易: <http://tech.163.com/14/1009/04/A83AVB2J000915BD.html>

¹³ 網易: <http://tech.163.com/14/1009/04/A83AVB2J000915BD.html>

¹⁴ 発改委 HP: http://xwzx.ndrc.gov.cn/wszb/201402/t20140219_579440.html

¹⁵ 発改委 HP: http://xwzx.ndrc.gov.cn/wszb/201402/t20140219_579440.html

¹⁶ 発改委 HP: http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201405/t20140509_611115.html

¹⁷ 発改委 HP: http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/201406/t20140604_614126.html

¹⁸ 発改委 HP: http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/201407/t20140711_618477.html

¹⁹ 発改委 HP: http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/201408/t20140822_623267.html

| | | |
|-------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 訪れた(4回目)。クアルコムは、7月11日の調査ポイントである問題を改善・解決を図ると表明した ²⁰ 。 |
| 2014年9月10日 | ブルームバーグ ²¹ | クアルコムのCEOが天津で開かれた夏のダボズ会議に出席した。中国首相李克強氏は、中国政府が海外企業を狙って調査し、対中投資環境が悪化しているとの見方に対し、天津で9日開かれた外国企業幹部との会合で、中国による独占禁止法調査の対象となっている企業のうち外国企業の割合は10%にとどまると述べ、中国が特定企業を標的にしているのではないことをこの数字が物語っていると反論した。なお、李首相は「法に従い、透明かつ公正な方法で独禁法などの調査が進められている」と説明した。 |
| 2014年9月12日 | 発改委 ²² | クアルコムの総裁であるDerek Aberle氏が発改委を訪れた(5回目)。この前、発改委、商務部、工商総局の合同会議で、許昆林氏が、クアルコム調査案がすでに終わり、まもなく処罰段階に入るといった ²³ 。 |
| 2014年10月24日 | 発改委 ²⁴ | クアルコムの総裁であるDerek Aberle氏が、2014年10月25日は7回目に発改委を訪れた(6回目)。独占禁止調査の最終処置案と価額検査につき、局長である許昆林氏と意見交換を行った。クアルコムは引き続き発改委を協力することを表明した。また、許昆林局長は、まもなく最終処置案を出し、法に従って推進すると表明した。 |
| 2014年12月17日 | IT之家 ²⁵ | オバマ大統領がクアルコムの独占禁止調査について、独占禁止調査をもって外国企業の技術を中国会社に実施させてはならないといった。また、オバマ大統領の発言以前も、米国財政長官や商務長官も、再三発改委に対してプレッシャーをかけた。 |
| 2015年1月26日 | 21 財経搜索 ²⁶ | 北京ケリーセンターにあるクアルコム中国本部には誰もいなくなってしまう。全26階のオフィス用具は全部搬 |

²⁰ 発改委 HP : http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201408/t20140822_623269.html

²¹ Bloomberg : <http://www.bloomberg.co.jp/news/123-NBNSBP6KLVR601.html>

²² 発改委 HP : http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/201409/t20140915_625585.html

²³ 網易 : <http://tech.163.com/14/0911/16/A5SHU3K8000915BF.html?f=jsearch>

²⁴ 発改委 HP : http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/201412/t20141226_658119.html

²⁵ IT之家 : <http://www.ithome.com/html/it/117808.htm>

²⁶ 新浪 : <http://finance.sina.com.cn/roll/20150128/011021412286.shtml>

| | | |
|------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 出され、当ビルは1月5日から内装を更新しはじめた。更新の目的は新賃借人を探すためである。 |
| 2015年1月31日 | 搜狐 ²⁷ | クアルコムが行政不服申立を提出するという噂があるが、そうではないと発改委の関係者が発言した。また経験の浅い独占禁止執行機構としての発改委は、自らの処罰決定が起訴され、司法審査を受けることを避けたいので、クアルコムが納得できる処罰を出すに違いない、という分析がある。 |
| 2015年2月10日 | 発改委 ²⁸ | 発改委がクアルコムに対して、60.88億元の過料に処すとともに、クアルコムの包括是正措置を受け入れたと発表した。 |
| 2015年2月13日 | 観察者 ²⁹ | クアルコムは、発改委の処罰を受け入れ、2月13日に過料の全額を支払った。 |

(ウ) 検討

a. 標準必須特許

「標準必須特許」(SEP=Standard Essential Patent)

定義: 本件処罰書の説明によると、業界では、通常、技術標準の実施に際して必ず使用される特許を標準必須特許と呼ぶ。

要件: 本件処罰において、発改委は、「標準規格必須特許」に該当する要件は、①「唯一性」及び②「代替不可能性」であることを提示した³⁰。

「唯一性」とは、ある特許が某技術標準に採用され、かつ公布及び実施された後には、実際の又は潜在的な代替的な供給は存在しないことである。

「代替不可能性」とは、関連技術標準に取り込まれた個々の特許は全て不可欠であり、全て実施を要する技術特許であり、これら特許のいずれか一つが欠けても、関連する技術標準を完全に満たすことができなくなり、市場の需要を満たすことができなくなることである。

効果: ある特許が「標準規格必須特許」と認定されると、その他の競合する特許を排除する効果を得る。

²⁷ 搜狐: <http://business.sohu.com/20150131/n408265509.shtml>

²⁸ 発改委 HP: http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/201502/t20150210_663872.html

²⁹ 観察者 http://www.guancha.cn/economy/2015_02_14_309553.shtml

³⁰ 発改委の原文は「ある無線通信特許が CDMA、WCDMA 及び LTE 技術標準に取り込まれて無線標準必須特許となると、当該特許は唯一性及び代替不可能性を備えるものとなり、その他の競合する特許を排除する。」

b. 問題の所在

ホールドアップ(Hold-Up)問題:標準化団体(SSO=Standard Setting Organization)において標準規格が採択され、多数の関係者において関係特殊性投資がなされた後で、当該標準規格に標準必須特許を有する特許権者が権利行使(高額ライセンス料請求)を行うこと。欺瞞的に標準必須特許を集積するラムバス(Rambus)型と FRAND 宣言を反故にするクアルコム(Qualcomm)型に大別することができる。

(F)RAND 宣言:標準化団体のルール(パテントポリシー=Patent Policy)に基づき、標準必須特許を公平・合理的・非差別的(Fair Reasonable And Non-Discriminatory)な条件でライセンスすることの宣言。標準必須特許権者は、FRAND 条件ないし RF(Royalty Free)条件でライセンスすることが求められる。しかし、いかなるライセンス料率が FRAND といえるかについてのコンセンサスは存在しない。

c. ホールドアップに対する独占禁止法の適用

・2006 年クアルコム事件

欧州委:告訴取下げを受けて立件断念

日本:無償ライセンスバック及び非係争条項を拘束条件付取引として立件(公取委に審判係属中)

韓国:チップとライセンスの一括購入について、当時過去最大の制裁金を賦課(最高裁に上告係属中)

→いずれの当局もライセンス料の水準には介入せず

・スマホ特許紛争

米国:マイクロソフト=モトローラ事件において RAND ライセンス料を算定

欧州委:サムスン・モトローラ事件において、FRAND 特許に基づく Willing Licensee に対する差止請求権の行使を競争法違反と判断

日本:アップル=サムスン知財高裁大合議において、差止請求権を否定し、FRAND ライセンス料を算定。独禁法に基づく主張については事実上判断せず

d. 残された論点

本決定の射程:中国に所在する製造業者のみ?親会社が外国(日本)に所在する場合はどうか。

商品の範囲は端末に限定されるか。

ライセンス料の水準:米国や日本で算定された水準と大きく異なることをどう考えるか。NDRC は 5%/3.5%というライセンス料水準を認めたのか。

契約の修正:クアルコムの提案は NDRC の決定に沿ったものと考えられるか。

【行政処罰決定書】

・日本語訳

中華人民共和国国家発展改革委員会行政処罰決定書
发改弁価監処罰[2015]1号

[中华人民共和国国家发展和改革委员会行政处罚决定书
法改办价监处罚[2015]1号]

(国家発展改革委員会弁公庁 2015年2月9日公布)

当事者:クアルコム (Qualcomm Incorporated)

住 所:(省略)

「中華人民共和国独占禁止法」等の法律法規に基づき、当機関は、2013年11月に立件し、当事者が CDMA、WCDMA 及び LTE 無線通信標準必須特許(以下「無線標準必須特許」という)ライセンス市場及び CDMA、WCDMA 及び LTE 無線通信端末用ベースバンドチップ(以下「ベースバンドチップ」という)市場における支配的地位を濫用し、独占行為を実施したことについて法により調査を行った。当機関の調査状況及び処理決定は、以下のとおりである。

1 当事者は、無線標準必須特許ライセンス市場及びベースバンドチップ市場において市場支配的地位を有している。

当機関の当事者に対する調査は、無線標準必須特許ライセンス市場及びベースバンドチップ市場に関わり、当事者は上記関連市場において市場支配的地位を有している。

(1)当事者は、無線標準必須特許ライセンス市場において市場支配的地位を有している。

無線通信技術標準は、産業界が合作方式により共同で制定した標準化技術ルールであり、ネットワークの相互接続を実現することによって、異なる無線通信端末製造業者の製品を同じ無線セルラーネットワークに接続させることができる。CDMA(CDMA IS-95 及び CDMA2000 を含む)、GSM、WCDMA、TD-SCDMA 及び LTE は、いずれも現在主流の無線通信技術標準である。電信ネットワーク運営者は相応のネットワーク運営許可証を取得し、かつ多額の資金を投入して特定の無線通信技術標準に合致するネットワークを構築しなければならず、無線通信端末製造業者及びベースバンドチップメーカーも多額投資を行い特定の無線通信技術標準に合致する製品を開発しなければならず、異なる無線通信技術標準の間の代替コストは極めて高い。また、同世

代間の無線通信技術標準が実現するネットワークサービスレベルは基本的に同じであり、相互代替に技術的必要性はない。異なる世代間の無線通信技術標準には発展変化の関係が存在するが、電信ネットワーク運営者が次世代の無線通信技術標準にバージョンアップする際には、ネットワークバージョンアップ過程における数年に及ぶ世代間の互換性を保証するため、無線通信端末が旧世代の無線通信技術標準を同時にサポートすることがあまねく要求される。それゆえ、すでに広範に応用されている異なる無線通信技術標準の間には現実的に実行可能な代替関係は存在しない。本件調査に関係する CDMA、WCDMA 及び LTE 技術標準のいずれにおいても現時点で現実的に実行可能な代替的標準は存在しない。

業界では、通常、技術標準を実施するうえで使用が必須の特許を標準必須特許という。無線通信技術標準は、高度に複雑な技術ルールとして、大量の標準必須特許を含む。ある無線通信特許が CDMA、WCDMA 及び LTE 技術標準に取り込まれて無線標準必須特許となると、当該特許は唯一性及び代替不可能性を備えるものとなり、その他の競合する特許を排除する。無線標準必須特許は特定の無線通信技術標準を実現するうえで実施が必須の特許であるため、無線通信端末製造業者が関連の技術標準に合致する製品を製造、販売するには、無線標準必須特許のライセンスを取得しなければならない。需要の代替性の分析からは、無線通信端末製造業者が特定の無線通信端末を生産し、関連技術標準に取り込まれた個々の無線標準必須特許は全て不可欠であり、全て実施を要する技術特許であり、無線標準必須特許のいずれか一つが欠けても、無線通信端末は関連の技術標準を完全に満たすことができなくなり、市場の需要を満たすことができなくなる。供給の代替性の分析からは、個々の無線標準必須特許は全て唯一性を備えており、関連の無線通信技術標準に採用され、かつ公布及び実施された後には、実際の又は潜在的な代替的な供給は存在しない。それゆえ個々の無線標準必須特許ライセンスは、全て一つの独立した関連製品市場を単独で構成する。本件において、当事者は自ら保有する無線標準必須特許を組み合わせるライセンスしているため、関連製品市場は当事者が保有する各種無線標準必須特許ライセンスが単独で構成する関連製品市場の集合である。

特許の授権、使用及び保護はいずれも地域性を備えるものであるため、一つの独立した関連製品市場を単独で構成する個々の無線標準必須特許の地域市場は、全てある特定の国又は地域である。本件において、当事者は、自ら保有する国又は地域の異なる無線標準必須特許を組み合わせるライセンスしており、無線標準必須特許ライセンスの関連地域市場は当事者が保有する各種無線標準必須特許の国又は地域市場の集合である。

当機関の調査により、CDMA、WCDMA 及び LTE 無線通信技術標準において、当事者は、件数は異なるもののそのいずれにおいても無線標準必須特許を有していることが明らかとなった。当事者が無線標準必須特許ライセンス市場において市場支配的地位を有しているとする、主な事実及び理由は次のとおりである。

①当事者は関連市場において 100%の市場シェアを占めている。当事者が保有する個々の無線標準必須特許ライセンスが独立して構成する関連製品市場において、当事者はその全てにおいて 100%の市場シェアを占有している。同時に、当事者は CDMA、WCDMA 及び LTE 無線通信技術標準を構成する複数の無線標準必須特許をそれぞれ保有しており、関連の無線標準必須特許が相互に積み重なって特定の無線通信技術標準をカバーする無線標準必須特許ポートフォリオを構成し、当事者は当該無線標準必須特許ポートフォリオライセンス市場において 100 パーセントの市場シェアを有しており、市場競争は存在しない。「中華人民共和国独占禁止法」第 19 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、当事者は無線標準必須特許ライセンス市場において市場支配的地位を有すると推定することができる。

②当事者は無線標準必須特許ライセンス市場を支配する能力を有している。当事者が CDMA、WCDMA 及び LTE 技術標準をカバーする無線標準必須特許ポートフォリオを有しているため、無線通信端末製造業者が CDMA、WCDMA 及び LTE 技術標準に合致する無線通信端末を生産、販売するには、当事者から関連の無線標準必須特許ポートフォリオライセンスを取得する必要があり、さもなければ市場に参入して競争に参加することができず、また当事者によって提起される特許権侵害訴訟及び差止請求等のリスクに直面する可能性があり、潜在的なライセンシーにとっては当事者と関連の無線標準必須特許ポートフォリオライセンス契約を締結することが唯一の選択肢である。当事者は 200 社を超す無線標準必須特許のライセンシーを抱えており、かつ絶対的多数のライセンシーが当事者と締結している特許ライセンス契約におけるライセンス条件は当事者が一方的に確定したものであり、ライセンシーは当事者のマーケットパワーを抑制する客観的条件及び実際の能力を欠いていることを示す証拠がある。したがって、当事者は、特許ライセンス料及びライセンス条件を支配し、他の事業者の関連市場への参入を阻害し、これに影響を及ぼす相当の能力を有している。

③無線通信端末製造業者は、当事者の無線標準必須特許ポートフォリオライセンスに高度に依存している。無線通信端末製造業者が CDMA、WCDMA 及び LTE 技術標準に合致する製品を生産、販売するには、当事者の無線標準必須特許ポートフォリオを使用することが必須である。当事者の個々の無線標準必須特許は関連技術標準のそれぞれの方面をカバーしているため、一つ一つの無線標準必須特許が無線通信端末製造業者には全て不可欠であり、無線標準必須特許のいずれか一つが欠けても無線通信端末はネットワークに繋がることができず、顧客の需要を満たせず、監督管理部門のネットワークアクセス許可を取得することもできない。したがって、無線通信端末製造業者は当事者の無線標準必須特許ポートフォリオライセンスに高度に依存しており、当事者は支配的なマーケットパワーを有している。

④その他の事業者が関連市場に参入する難易度が比較的高い。無線通信技術標準は、無線通

信端末の互換性、相互接続及び相互通信を実現する技術規範であり、ある特許が CDMA、WCDMA 及び LTE 技術標準の無線標準必須特許となると同時に、その他の競合技術が当該技術標準から排除される可能性がある。CDMA、WCDMA 及び LTE 技術標準が実施された後に、標準に取り込まれたいずれかの技術を変更しようとする場合には、通常、運営者及び関連製造業者に負担しがたいコスト増がもたらされ、その他の競合技術が当該技術標準に取り込まれることは客観的に難しい。それゆえ、当事者が有する無線標準必須特許ポートフォリオライセンスによって構成される関連市場に他の事業者が参入することは難しい。

本件の調査過程において、当事者は、自らが無線標準必須特許ライセンス市場において市場支配的地位を有しないことを証明する証拠を提出していない。

「中華人民共和国独占禁止法」第 18 条の規定に基づき、当機関は、以上の要因を根拠として当事者は無線標準必須特許ライセンス市場において市場支配的地位を有すると認定する。

(2) 当事者はベースバンドチップ市場において市場支配的地位を有する。

ベースバンドチップは、無線通信端末の通信機能を実現するための重要部品である。それぞれの無線通信技術標準はそれぞれの無線標準必須特許に依存しているため、技術標準が異なるベースバンドチップは、その特性及び機能等のいずれにおいても同じではない。需要の代替性の分析からは、無線通信端末製造業者が特定の無線通信ネットワークに用いる製品を生産するには、相応する技術標準の実施に適用されるベースバンドチップを採用しなければならず、ベースバンドチップの価格など一つの要因の変化によって他の技術標準を実施したベースバンドチップの調達を検討することはない。供給の代替性の分析からは、ベースバンドチップの研究開発及び生産は比較的技術性が強く、他の事業者が当該市場に参入するには高い障壁が存在する。メーカーがそれぞれの技術標準に合致するベースバンドチップを生産する場合、それぞれの技術及びプラットフォームに依拠するため、それぞれのベースバンドチップの需要量及び価格等の変化により急に生産する製品を切り替えることはなく、それぞれのベースバンドチップの供給の間に強い代替性はない。よって、それぞれの技術標準に合致するベースバンドチップは互いに代替不可能である。本件調査に関わるベースバンドチップ市場は、CDMA ベースバンドチップ市場、WCDMA ベースバンドチップ市場及び LTE ベースバンドチップ市場という三つの異なる関連製品市場に分かれている。

ベースバンドチップは、輸送、販売、使用及び輸出入等のいずれの面においても明確な地域障壁は存在しない。ベースバンドチップメーカーは、世界的範囲でベースバンドチップを販売しており、かつ常に他のベースバンドチップメーカーとグローバル競争を繰り広げている。無線通信端末製造業者は、機能、価格、品質、ブランド等の要素に基づき検討し、世界的範囲でそれぞれのベ

ースバンドチップを選択、調達している。したがって、本件において CDMA ベースバンドチップ、WCDMA ベースバンドチップ及びLTEベースバンドチップの関連地域市場はいずれも世界市場である。

当機関の調査により、当事者は CDMA ベースバンドチップ市場、WCDMA ベースバンドチップ市場及び LTE ベースバンドチップ市場の全てにおいて市場支配的地位を有していることが判明した。主な事実及び理由は、以下のとおりである。

①当事者の関連市場における市場シェアはいずれも 2 分の 1 を超えている。ストラテジー・アナリティクスの報告データによれば、2013 年の当事者の CDMA ベースバンドチップ市場、WCDMA ベースバンドチップ市場及び LTE ベースバンドチップ市場における売上高の市場シェアはそれぞれ 93.1%、53.9% 及び 96% で、いずれも 50% を超えている。「中華人民共和国独占禁止法」第 19 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、当事者は上記ベースバンドチップ関連市場において市場支配的地位を有していると推定することができる。

②当事者は関連のベースバンドチップ市場を支配する能力を有している。ストラテジー・アナリティクスの報告データによれば、当事者はベースバンドチップ市場において長期にわたり先導的地位にある。2007 年から 2013 年まですでに 6 年連続してベースバンドチップ売上世界 1 位の座に君臨しており、占有する市場シェアは明らかに競合他社よりも高い。CDMA ベースバンド市場においては、長い間、当事者と VIA テレコム の 2 社しか存在せず、そのうえ VIA テレコム の 2013 年の市場シェアは 7% に満たない。LTE ベースバンド市場においては、2013 年に第 2 位の韓国サムスン電子が占める市場シェアはわずか 2% 程度である。したがって、CDMA 及び LTE ベースバンドチップ市場において、当事者は比較的強い市場支配力を有している。WCDMA ベースバンドチップ市場においては、2013 年の聯発科 (MTK) の市場シェアが 15.5%、インテルが 11.8%、ブロードコムが 9.3% といずれも当事者の市場シェア 53.9% をはるかに下回る。市場シェア第 2 位の聯発科は、ここ数年で市場シェアを伸ばしているが、その競争力は主にミドル・ローエンド端末市場において発揮されており、かつ同等規格のベースバンドチップをリリースした時期は当事者にだいぶ遅れをとっており、その WCDMA ベースバンドチップ市場における支配力は当事者をはるかに下回っている。したがって、WCDMA ベースバンドチップ市場において、当事者は一定程度市場を支配する能力を有している。

③主要無線通信端末製造業者は、当事者のベースバンドチップに高度に依存している。世界的範囲において、当事者は、CDMA、WCDMA 及び LTE ベースバンドチップ市場の全てにおいて最大の市場シェアを占有しており、かつベースバンドチップメーカーの数は比較的少なく、無線通信端末製造業者のベースバンドチップメーカーに対する選択肢は限られており、当事者に高度に依存している。また、当事者が生産するベースバンドチップは、技術、機能及びブランド等の面で優

位性があり、特にミドル・ハイエンドベースバンドチップの競争優位性はより顕著であり、無線通信端末製造業者は自らが生産、販売する製品により高い競争力を持たせるために当事者のベースバンドチップを選択しようとする傾向及び選好が比較的強く、当事者のベースバンドチップに高度に依存している。

④ベースバンドチップ市場は参入障壁が高く、難度も高い。ベースバンドチップの研究開発及び生産は比較的技術性が強く、技術集約型産業に属し、潜在的な事業者がベースバンドチップ市場に参入するには難度が高く、通常、研究開発・生産、端末操作システムサポート、運営者によるテスト、国家監督管理部門によるネットワークアクセス許可、技術輸出入規制、研究開発及び製品発売周期等の現実的な参入障壁に直面する。したがって、その他の事業者がベースバンドチップ市場に参入し、かつ有効に市場競争に参加する難度は比較的高い。

本件の調査過程において、当事者は、自らが CDMA ベースバンド市場及び LTE ベースバンド市場において市場支配的地位を有しないことを証明する証拠を提出していない。

当事者は、自らが WCDMA ベースバンド市場において市場支配的地位を有しないという主な事実及び理由として、販売数量ベースで計算した場合、当事者が WCDMA ベースバンドチップ市場において占める市場シェアは 50%に満たず、かつ WCDMA ベースバンドチップ市場には有効な市場競争が存在すると説明した。当機関は、本件において、当事者の WCDMA ベースバンドチップの販売数量ベースの市場シェアよりも、売上高ベースの市場シェアのほうが当事者の当該関連市場におけるマーケットパワーをより反映していると考える。2013 年、当事者の WCDMA ベースバンドチップ売上高の市場シェアが 50%を超えており、販売数量の市場シェアが 50%に達していないということは、当事者の WCDMA ベースバンドチップの平均販売価格がその他の事業者の平均販売価格よりも高いということであり、他よりも高い平均販売価格が、当事者が WCDMA ベースバンドチップ市場において一定の支配力を有していることをさらに証明している。また、市場シェアは単に当事者が WCDMA ベースバンドチップ市場において市場支配的地位を有するか否かを分析及び認定するうえでの要因の一つに過ぎない。したがって、当事者が提出した証拠は、当事者が WCDMA ベースバンドチップ市場において市場支配的地位を有しないことを証明することはできない。

「中華人民共和国独占禁止法」第 18 条の規定に基づき、当機関は、ベースバンドチップ市場の市場構造、競争状況、並びに取引相手の当事者に対する依存度及び関連市場の参入難度等の要因を総合的に分析した結果、当事者は CDMA ベースバンドチップ市場、WCDMA ベースバンドチップ市場及び LTE ベースバンドチップ市場の全てにおいて市場支配的地位を有していると認定する。

2. 当事者の市場支配的地位の濫用行為

本件において、当事者が自ら保有する関連の国及び地域の無線標準必須特許を組み合わせ、ライセンスしたことを勘案し、当機関は、中華人民共和国国内の市場競争及び消費者権益と密接に関わる当事者が無線通信端末を中華人民共和国国内で製造する際又は中華人民共和国国内で販売する際に実施した無線標準必須特許のライセンス行為及びベースバンドチップの販売行為について調査することを決定した。当機関の調査により、当事者が市場支配的地位を濫用し、「中華人民共和国独占禁止法」に禁止される独占行為を実施したことが明らかになった。具体的な事実、理由及び根拠は以下のとおりである。

(1) 当事者は、無線標準必須特許ライセンス市場における支配的地位を濫用して不公平な高額の特許ライセンス料を受け取っていた。

① 期限切れの無線標準必須特許についてライセンス料を受け取っていた。

当機関の調査により、2014年1月1日の時点で、当事者が保有する無線標準必須特許のうち一部の関連特許の期限がすでに切れており、かつ一定数量の重要な無線標準必須特許が含まれていたことが明らかとなった。CDMA技術は1995年に商用化されたが、当事者がそれ以前に出願した非常に多くの中核的CDMA無線標準必須特許がすでに期限切れであったにもかかわらず、当事者がライセンシーと締結したCDMA及びWCDMA特許ライセンス契約には全て関連の期限切れの中核的CDMA無線標準必須特許が含まれていた。当事者が常に新しい特許を特許ポートフォリオに追加していたとしても、当事者は、新たに追加した特許の価値が期限の切れた無線標準必須特許の価値に相応することを証明する証拠を提出できていない。また、当事者はライセンシーに対して特許リストを提供せず、かつライセンシーと締結した長期の、ひいては期間の定めのないライセンス契約においてさえ一律不変の特許ライセンス料基準を約定していた。当事者の期限切れ無線標準必須特許は対外的にライセンスする特許ポートフォリオの中に含まれており、ライセンシーは、当事者の期限切れ特許に対してライセンス料を支払うことを避けるために公平に協議する機会を与えられなかった。

以上の事実の証拠として、「特許の存続に基づくクアルコム重要標準必須特許ポートフォリオの価値研究報告」、「ユーザー単位ライセンス契約」、「調査質問記録」及び「国家発展改革委員会が指摘した問題に対する陳述回答」等の資料がある。

本件の調査過程において、当事者は、毎年常に若干の特許が期間を迎えるが、それを上回る数の新しい特許が特許ポートフォリオに追加されているため、期限切れ特許に対する特許ライセンス料收受の問題は存在しないと説明した。

当機関は、当事者が対外的にライセンスする特許ポートフォリオを変更したか否か、及び新しい特許が常に特許ポートフォリオに追加されているか否かにかかわらず、当事者が長期の、さらには期間を固定しないライセンスを行うと同時に特許リストを提供しないこと自体に合理性はないと判断する。仮に当事者が主張するとおり、常に新しい特許を特許ポートフォリオに追加し、かつ総体的には特許ポートフォリオにおける特許件数はある程度増加しているとしても、特許ポートフォリオにおける特許件数が必ずしもその価値を反映しているわけではない。したがって、新たに追加した特許が期限切れ特許の価値を補充できるという当事者の主張は、実証されない。当事者は、新たに追加された特許がライセンシーにとって必要か否か、及び価値を有するか否かについて一切評価及び説明をせず、期限切れの特許と新たに追加された特許の価値の比較及び変化について判断及び分析を行わず、常に新しい特許を特許ポートフォリオに追加していることを理由に、包括的に特許ポートフォリオに対して長年同様のライセンス料を受け取り続け、実際にはライセンシーが取得する特許ライセンスの具体的な対象をあいまいなものとし、ライセンシーは当事者の期限切れ無線標準必須特許に対してライセンス料を支払い続けなければならなかった。

当機関は、当事者は期限切れ特許に対して特許ライセンス料を受け取り続けないう、ライセンシーに対して協議を行う公平な機会を与えるべきであったと考える。

②ライセンシーに対して特許を無償リバースライセンスするよう要求した。

当機関の調査により、次の事が明らかとなった。当事者は、無線標準必須特許ライセンスにおいて一部のライセンシーに対してその保有する関連の非無線標準必須特許を当事者にライセンスするよう強制した。一部のライセンシーに無償でリバースライセンスするよう強制した。一部のライセンシーに対して、その保有する関連特許につき当事者及び当事者の顧客に対して権利を主張してはならず、又は訴訟を提起してはならないと要求した。当事者は、一部の無線標準必須特許ライセンス交渉においてライセンシーの特許の価値について真剣に考慮及び評価せず、ライセンシーに対してリバースライセンスの特許につき合理的な対価を支払うことを拒絶した。

以上の事実の証拠として、「ユーザー単元ライセンス契約」、「調査質問記録」、「国家発展改革委員会が指摘した問題に対する陳述回答」及びライセンシーの提出した関連資料等がある。

本件の調査過程において、当事者はライセンシーのリバース特許ライセンスを無償で取得したことについて次の三つの理由を挙げた。まず、当事者がライセンシーからリバース特許ライセンスを取得するのは、当事者の業務及びベースバンドチップの顧客の特許権侵害のトラブルから保護するためである。次に、当事者の無償リバースライセンスの要求は、ライセンシーの総体的価値との交換の一部分である。そして、大多数の中国のライセンシーは、実質的価値において交換可能

な特許ポートフォリオを持っていないからである。

当機関は、当事者が述べた上記理由は成立せず、ライセンシーに対する無償リバース特許ライセンスの要求は不公平であると判断する。当事者がライセンシーにリバース特許ライセンスを要求すること自体は関連の法律に違反しないが、リバース特許ライセンスを取得する必要性は、必ずしも全ての状況においてリバース特許ライセンスを無償で取得する理由ではない。当事者がライセンシーからリバース特許ライセンスを取得する場合には、ライセンシーのイノベーションの成果を尊重し、ライセンシーがリバースライセンスする特許の価値について考慮しなければならない、特に一部の中国のライセンシーは価値の高い特許ポートフォリオを同様に有している。当事者は、当事者の業務及びベースバンドチップの顧客の特許権侵害のトラブルから保護することを考慮したからといって、中国のライセンシーが保有する特許の価値を完全に否定して、無線標準必須特許ライセンス市場及びベースバンドチップ市場における支配的地位を利用し、ライセンシーに対してその保有する関連特許を当事者及び当事者の顧客に無償でライセンスするよう要求し、かつライセンシーがその保有する関連の特許につき権利を主張し、又は訴訟を提起することを制限してはならない。当事者は、自らが特許ライセンスにおいて何某かのライセンシーがリバースライセンスする特許に対して相応の対価を支払っていることを証明する有効な証拠を提出できていない。無償リバースライセンスはライセンシーの総体的価値との交換の一部であるという当事者の主張は、事実及び証拠による裏付けを欠いている。したがって、調査により取得した証拠に基づき、当事者が述べた主張は事実と合致せず、当事者の無償リバース特許ライセンスの要求に公平性があることを証明することはできない。

当機関は、当事者が無線標準必須特許ライセンス市場における支配的地位を利用し、ライセンシーに当事者に対して無償リバース特許ライセンスを行うよう強制し、特許ライセンス料からライセンシーがリバースライセンスした特許の価値を控除せず、又はその他の対価を支払わなかったと判断する。

さらに、本件における当機関の調査により、当事者が対外ライセンスした特許ポートフォリオのうち、無線特許必須特許は中核的価値を有するが、非無線標準必須特許は必ずしも全ての無線通信端末にとって価値があるわけではなく、無線通信端末製造業者は必ずしも当事者の非無線標準必須特許ライセンスを取得する必要があることが判明した。当事者の無線標準必須特許は、主に無線通信技術に関係し、無線通信端末の筐体、ディスプレイ、カメラ、マイク、スピーカー、電池、メモリ及びオペレーションシステム等とは無関係である。当事者は、無線標準必須特許と非無線標準必須特許を一括ライセンスするとともに、無線通信端末の完成品の卸売正味売価を特許ライセンス料計算時の基準とした。

当機関は、当事者が対外ライセンスする特許ポートフォリオの中には中核的価値を有する無線

標準必須特許とライセンシーにとっての価値が不確定な非無線標準必須特許が含まれていたと判断する。当事者の一括特許ライセンスを受けるよう強制されたライセンシーに対し、当事者は比較的高いライセンス料を堅持するとともに、当事者が有する無線標準必須特許のカバー範囲を超える完成品の卸売正味売価をライセンス料計算の基礎としていた。これは明らかに公平を失っており、特許ライセンス料を高額なものとしている。

当機関は、当事者の上記行為を総合的に分析し、当事者が直接又は間接的に不公平な高額の特許ライセンス料を受け取っていたことを認める。当事者による無償リバース特許ライセンスの要求は、ライセンシーの技術革新に対する意欲を抑え込み、無線通信技術の革新及び発展を阻害し、無線通信技術市場における競争を制限した。また、無償リバース特許ライセンスを要求したことによって他のベースバンドチップメーカーと比べて当事者に不当な競争優位性がもたらされ、無線通信端末製造業者がその他のベースバンドチップメーカーの製品を調達するには、より高い知的財産権コストを負担することとなり、その他のベースバンドチップメーカーの競争力を弱め、市場競争に損害を与えた。当事者は、不公平な高額の特許ライセンス料を受け取り、無線通信端末製造業者のコストを増加させ、これが最終的に消費の末端にまで影響を及ぼし、消費者の利益を損ねた。

当機関は、当事者が「中華人民共和国独占禁止法」第 17 条第 1 項第 1 号に定める市場支配的地位を有する事業者が不公平な高額で商品を販売することを禁止する旨の規定に違反すると認定する。

(2) 当事者は、無線標準必須特許ライセンス市場における支配的地位を濫用し、無線標準必須特許ライセンスにおいて正当な理由なく非無線標準必須特許ライセンスを抱き合わせライセンスした。

当機関の調査により、次のことが明らかとなった。無線通信端末製造業者は、無線標準必須特許の所有者から特許ライセンスを取得しなければならず、それ以外の選択肢はない。非無線標準必須特許は実施が強制される特許ではなく、無線通信端末製造業者はこれを回避した設計とするか、又は特許技術の優劣及びその他の要素に基づき、他の競合する代替技術の中から自由に選択することができる。したがって、非無線標準必須特許と無線標準必須特許は性質が異なり、互いに独立し、それぞれ対外的にライセンスを行ってもかかる二つの異なる特許の応用及び価値には影響しない。当事者は、特許ライセンスを行う際、無線標準必須特許と非無線標準必須特許を区別せず、ライセンシーに特許リストを提供せず、それどころか単一のライセンス料を設定して一括ライセンスを行う方式を採用し、自らが保有する非無線標準必須特許を抱き合わせライセンスした。

以上の事実の証拠として、「ユーザー単元ライセンス契約」、「調査質問記録」、「国家発展改革委員会が指摘した問題に対する陳述回答」及びライセンシーの提出した関連資料等がある。

本件の調査過程において、当事者は、非無線標準必須特許ライセンスの抱き合わせ行為の合理性について次の三つの理由を示した。まず、当事者は無線標準必須特許のみをライセンスする選択肢を提供したが、殆どのライセンシーが全体の特許ポートフォリオを自ら選択した。次に、無線標準必須特許と非無線標準必須特許ライセンスを区別することは非常に難しく、ライセンシーが無線標準必須特許ライセンスのみを取得した場合、訴訟リスクに直面する可能性がある。そして、非無線標準必須特許ライセンスの抱き合わせ行為が市場競争を制限することはなく、ライセンシーも同様に競合者の技術を選択することができる。

当機関は、当事者が述べた上記理由は成立せず、無線標準必須特許ライセンスに非無線標準必須特許を抱き合わせライセンスする正当な理由はないと判断する。多くのライセンシーから提供された証拠資料によれば、無線標準必須特許のみをライセンスする選択肢を一貫して提供していたという当事者の主張は事実と一致しない。当機関は、調査において、たとえ若干のライセンシーが当事者の全体の特許ポートフォリオライセンスを積極的に選択した可能性があったとしても、一部のライセンシーは当事者の無線標準必須特許を取得するために非無線標準必須特許ライセンスを受け入れざるを得なかったことを確認した。ライセンシーが当事者と一括特許ライセンス契約を締結するか否かは、当事者が無線標準必須特許と非無線標準必須特許のリストを提供することを前提としたうえで、ライセンシーが自主的に選択を行わなければならない。当事者は一貫して特許リストをライセンシーに提供することを拒絶し、また、基本的にライセンシーに対して無線標準必須特許のみを含むライセンス契約を提供していない。無線標準必須特許と非無線標準必須特許は区別することができ、かつ別々にライセンスすることが可能であり、さらに契約条項によりライセンス契約において標準必須特許の範囲を画定することは一種の慣例的な方法である。無線標準必須特許と非無線標準必須特許ライセンス契約を分けて提供するには一定のコストがかかり、かつ特許ライセンスの交渉の複雑さが増すことになろうとも、これが無線標準必須特許と性質の異なる非無線標準必須特許を抱き合わせライセンスする合理的な理由とはなり得ない。

当機関は、当事者が無線標準必須特許ライセンス市場における支配的地位を利用し、無線標準必須特許ライセンスにおいて正当な理由なく非無線標準必須特許を抱き合わせライセンスしたことを認める。非無線標準必須特許について、ライセンシーの側は、本来、権利侵害及び訴訟リスクを含む各種要因を勘案し、ライセンスを要求するか否か、及びどの特許権者からライセンスを受けるかを自由に決定することができる。当事者が非無線標準必須特許を強制的に抱き合わせライセンスしたため、ライセンシーは、当事者から非無線標準必須特許ライセンスを取得し、かつライセンス料を支払わなければならないが、理性的なライセンシーは、通常、余計な費用を負担してまでこれを回避して設計し、又は代替技術を追求することはない。これによって、当事者が有す

る非無線標準必須特許と競争関係にあるその他の代替技術が競争に参加する機会及び可能性が奪われ、関連の非無線標準必須特許ライセンス市場の競争が著しく排除又は制限され、技術革新が阻害又は抑制され、最終的に消費者の利益が損われた。

当機関は、当事者は正当な理由なく、無線標準必須特許ライセンスにおいて非無線標準必須特許を抱き合わせライセンスし、「中華人民共和国独占禁止法」第 17 条第 1 項第 5 号に定める市場支配的地位を有する事業者が正当な理由なく商品を抱き合わせ販売することを禁止する旨の規定に違反すると認定する。

(3) 当事者は、ベースバンドチップ市場における支配的地位を濫用し、ベースバンドチップの販売に不合理な条件を付加した。

当機関の調査により、当事者は、特許ライセンス契約を締結し、かつこれにつき争わないことをライセンシーが当事者のベースバンドチップを取得する条件としたことが明らかになった。潜在的なライセンシーが不合理なライセンス条件を含む特許ライセンス契約を当事者と締結しない場合、当事者は、かかる潜在的ライセンシーとベースバンドチップ販売契約を締結することを拒絶し、かつこれにベースバンドチップを供給することを拒絶する。すでに当事者と特許ライセンス契約を締結しているライセンシーと当事者に特許ライセンス契約につき争いが生じ、かつ訴訟を提起した場合、当事者はかかるライセンシーに対するベースバンドチップの供給を停止する。

以上の事実の証拠として、「ユーザー単位ライセンス契約」、「部品供給契約」、「調査質問記録」及び「国家発展改革委員会が指摘した問題に対する陳述回答」等の資料がある。

本件の調査過程において、当事者は、特許ライセンス契約の締結及びこれにつき争わないことをライセンシーに対するベースバンドチップ供給の条件としている事実について否認していないが、かかる行為に合理性があると主張した。

当機関は、次のとおり判断する。無線通信端末製造業者が当事者の無線標準必須特許を実施するにあたっては公平かつ合理的な特許ライセンス料を支払うべきであるにもかかわらず、当事者は、特許ライセンス契約の中に期限切れ特許に対するライセンス料の徴収、ライセンシーに対する無償リバース特許ライセンスの要求、正当な理由のない非無線標準必須特許の抱き合わせライセンス等の不合理な条件を盛り込み、ベースバンドチップ市場における支配的地位を利用し、ベースバンドチップを供給しないと迫ることによって潜在的ライセンシーに不合理な条件を含む特許ライセンス契約を締結するよう強制した。かかる行為に合理性はない。また、ライセンシーと当事者に特許ライセンス契約につき争いが生じ、かつ訴訟を提起することはライセンシーの権利である。しかしながら当事者はベースバンドチップ市場における支配的地位に基づき、ベースバンド

チップの販売において特許ライセンス契約に不爭義務という不合理な条件を付加し、事実上、ライセンシーの上記権利を制限し、さらには剥奪した。特許ライセンス契約に不爭義務を課すことを当事者がライセンシーに対してベースバンドチップを供給する前提条件とすることに、正当な理由はない。

当機関は、当事者がベースバンドチップ市場において支配的地位を有していることから、潜在的及び実際のライセンシーは当事者のベースバンドチップに高度に依存しており、当事者がベースバンドチップの供給を拒絶した場合、潜在的又は実際のライセンシーは関連市場に参入できず、又は関連市場から撤退せざるを得じ、有効に市場競争に参加することができなくなると判断する。当事者は、ベースバンドチップ市場における支配的地位を利用して潜在的ライセンシーに不合理な条件を含むライセンス契約を締結するよう要求し、ライセンシーが特許ライセンス契約につき異議を申し立て、及び訴訟を提起する権利を制限し、当事者の不合理な特許ライセンス条件を受け入れない潜在的又は実際のライセンシーを市場から締め出し、市場競争を排除し、制限した。

当機関は、当事者が正当な理由なくベースバンドチップの販売において不合理な条件を付加し、ライセンシーに対して不合理な条件を含む特許ライセンス契約を締結するよう要求し、ライセンシーに対して当事者と締結した特許ライセンス契約につき争わないことを要求した行為は、「中華人民共和国独占禁止法」第 17 条第 1 項第 5 号に定める市場支配的地位を有する事業者が取引において不合理な取引条件を付加することを禁止する旨の規定に違反すると認定する。

以上の認定は、中華人民共和国国内の市場競争及び消費者利益と密接に関わる、当事者が無線通信端末を中華人民共和国国内で製造する場合又は中華人民共和国国内で販売する場合に実施する無線標準必須特許のライセンス行為及びベースバンドチップ販売行為のみに対して適用する。

3. 行政処罰の根拠及び決定

「中華人民共和国独占禁止法」第 47 条及び第 49 条の規定に基づき、当機関は、当事者の上記無線標準必須特許ライセンス市場及びベースバンドチップ市場における支配的地位の濫用行為に対して以下のとおり決定する。

(1) 当事者に対して市場支配的地位濫用の違法行為を停止するよう命じる。

当機関は、当事者に対して上記の市場支配的地位濫用の違法行為の停止を命じるものとし、具体的内容は以下のとおりである。

①当事者は、中華人民共和国国内の無線通信端末製造業者に対して無線標準必須特許ライセンスを行う際に、ライセンシーに対して特許リストを提供しなければならず、期限切れ特許に対してライセンス料を受け取ってはならない。

②当事者は、中華人民共和国国内の無線通信端末製造業者に対して無線標準必須特許ライセンスを行う際に、ライセンシーの意向に背いてはならず、ライセンシーに対してその保有する非無線標準必須特許をリバースライセンスするよう要求してはならず、ライセンシーに対してその保有する関連特許について合理的な対価を支払わずに当事者にリバースライセンスするよう強制してはならない。

③中華人民共和国国内使用のために販売される無線通信端末について、当事者は、比較的高いライセンス料率を堅持してはならないとともに、完成品の卸売正味販売価格を無線標準必須特許ライセンス料の計算基準としてはならない。

④当事者は、中華人民共和国国内の無線通信端末製造業者に対して無線標準必須特許ライセンスを行う際に、正当な理由なく非無線標準必須特許を抱き合わせライセンスしてはならない。

⑤当事者は、中華人民共和国国内の無線通信端末製造業者に対するベースバンドの販売において、潜在的ライセンシーが期限切れ特許のライセンス料徴収、無償リバース特許ライセンス、正当な理由のない非無線標準必須特許の抱き合わせライセンス等の不合理な条件を受け入れることを前提としてはならず、ライセンシーが特許ライセンス契約につき争わないことをベースバンドチップ供給の条件としてはならない。

以上に述べた当事者に対する違法行為の停止命令は、すべて当事者の子会社及び当事者が実質的支配権を有するその他の会社にも適用される。当事者が無線標準必須特許を譲渡する場合、権利の譲受側が上記禁止行為の制限を受けることを承諾するよう要求しなければならない。

当事者が中華人民共和国国外において付与する無線標準必須特許ライセンス行為については、中華人民共和国国内における市場競争に対して明らかに排除的又は制限的影響を有しない場合、以上の決定は適用しない。

(2) 当事者に対し 2013 年度の売上高の 8% の過料に処する。

査定の結果、当事者の 2013 年度の中華人民共和国国内における売上高は 761.02 億人民元であった(為替レートは中華人民共和国国家外貨管理局が公表した 2013 年度の平均人民元為替レートの間値に従い計算した)。当機関は、当事者の市場支配的地位濫用行為は性質が重く、程

度がひどく、継続期間が比較的長いと判断し、当事者に対して 2013 年度の中華人民共和国国内における売上高の 8%、計 60.88 億人民元の過料に処することを決定した。

当事者は、本行政処罰決定書を受領した日から 15 日以内に、本行政処罰決定書を持参のうえ人民元 60 億 8,800 万元を中華人民共和国国庫に納付しなければならない。受取人の正式名称：受取人の正式名称：(略)、口座番号：(略)、口座開設銀行：(略)。

当事者が期限到来後も過料を納付しない場合、1 日につき過料金額の 3 パーセントを加算して徴収するものとし、さらに当機関は人民法院に強制執行を申し立てることができる。

当事者は、上記の行政処罰決定に不服がある場合、本行政処罰決定書を受領した日から 60 日以内に中華人民共和国国家発展改革委員会に行政不服審査を申し立てることができる。又は本行政処罰決定書を受領した日から 3 か月内に法に従い人民法院に訴訟を提起することができる。不服審査、訴訟期間中、本処罰決定は執行を停止しない。

・原文

中华人民共和国国家发展和改革委员会行政处罚决定书 发改办价监处罚[2015]1号

当事人：高通公司（Qualcomm Incorporated）

地 址：(略)

根据《中华人民共和国反垄断法》等法律法规，本机关于 2013 年 11 月立案，依法对当事人滥用在 CDMA、WCDMA 和 LTE 无线通信标准必要专利（以下简称无线标准必要专利）许可市场及 CDMA、WCDMA 和 LTE 无线通信终端基带芯片（以下简称基带芯片）市场的支配地位，实施垄断行为进行了调查。本机关的调查情况和处理决定如下：

一、当事人在无线标准必要专利许可市场和基带芯片市场具有市场支配地位

本机关对当事人的调查涉及无线标准必要专利许可市场和基带芯片市场，当事人在上述相关市场具有市场支配地位。

（一）当事人在无线标准必要专利许可市场具有市场支配地位

无线通信技术标准是由产业界以合作方式共同制定的标准化技术方案，以实现网络互联互通，使不同无线通信终端制造商的产品可以接入同一无线蜂窝网络。CDMA（包括 CDMA IS-95 和 CDMA 2000）、GSM、WCDMA、TD-SCDMA 和 LTE 均为当前主流的无线通信技术标准。电信网络运营商需获得相应网络运营牌照，并投入大量资金建设符合特定无线通信技术标准的网络，无线通信终端制造商和基带芯片生产商也需进行大量投入开发符合特定无线通信技术标准的产品，不同的无线通信技术标准之间替代成本很高。同时，同代际无线通信技

技术标准实现的网络服务水平基本相同，相互替代没有技术必要性。不同代际的无线通信技术标准存在演进关系，但电信网络运营商升级到新一代无线通信技术标准时，为了保证长达数年的网络升级过程中的代际兼容性，普遍要求无线通信终端必须同时支持上一代无线通信技术标准。因此，已广泛应用的不同无线通信技术标准之间不存在现实可行的替代关系。本案调查涉及的 CDMA、WCDMA 和 LTE 技术标准当前均不存在现实可行的替代性标准。

业界通常将实施技术标准所必须使用的专利称为标准必要专利。无线通信技术标准作为高度复杂的技术方案，包括大量的标准必要专利。一项无线通信专利因被纳入 CDMA、WCDMA 和 LTE 技术标准而成为无线标准必要专利，该专利具有了唯一性和不可替代性，排除了其他竞争性的专利。由于无线标准必要专利是实现特定无线通信技术标准必须要实施的专利，无线通信终端制造商生产销售符合相关技术标准的产品必须获得无线标准必要专利许可。从需求替代分析，无线通信终端制造商生产特定的无线通信终端，纳入相关技术标准的每一项无线标准必要专利都不可或缺，都是必须要实施的技术专利，任何一项无线标准必要专利的缺失，都会导致无线通信终端不能完全符合相关技术标准，不能满足市场需求。从供给替代分析，每一项无线标准必要专利都具有唯一性，在被相关无线通信技术标准采纳并发布和实施后，不存在实际的或者潜在的替代性供给。因此，每一项无线标准必要专利许可均单独构成一个独立的相关产品市场。在本案中，由于当事人将持有的无线标准必要专利进行组合许可，相关产品市场为当事人持有的各项无线标准必要专利许可单独构成的相关产品市场的集合。

由于专利授权、使用和保护均具有地域性，单独构成一个独立相关产品市场的每一项无线标准必要专利的地域市场均为一个特定的国家或者地区。在本案中，当事人将持有的不同国家和地区的无线标准必要专利进行组合许可，无线标准必要专利许可的相关地域市场为当事人持有的各项无线标准必要专利的国家或者地区市场的集合。

本机关查明，在 CDMA、WCDMA 和 LTE 无线通信技术标准中，当事人均持有数量不等的无线标准必要专利。当事人在无线标准必要专利许可市场具有市场支配地位，主要事实和理由如下：

1.当事人在相关市场占有 100%的市场份额。在当事人持有的每一项无线标准必要专利许可独立构成的相关产品市场，当事人均占有 100%的市场份额。同时，当事人分别持有构成 CDMA、WCDMA 和 LTE 无线通信技术标准的多项无线标准必要专利，相关无线标准必要专利相互叠加，构成了覆盖特定无线通信技术标准的无线标准必要专利组合，当事人在该无线标准必要专利组合许可市场占有 100%的市场份额，不存在市场竞争。根据《中华人民共和国反垄断法》第十九条第一款第一项的规定，可以推定当事人在无线标准必要专利许可市场具有市场支配地位。

2.当事人具有控制无线标准必要专利许可市场的能力。由于当事人持有覆盖 CDMA、WCDMA 和 LTE 技术标准的无线标准必要专利组合，无线通信终端制造商生产销售符合 CDMA、WCDMA 和 LTE 技术标准的无线通信终端，需从当事人获得相关无线标准必要专利组合许可，否则不能进入市场参与竞争，并可能面临当事人提起的专利侵权诉讼和禁令救济等

风险，潜在被许可人与当事人达成相关无线标准必要专利组合许可协议是唯一的选择。有证据表明，当事人拥有超过 200 家无线标准必要专利被许可人，且绝大多数被许可人与当事人签订的专利许可协议中的许可条件是当事人单方面确定的，被许可人缺乏制约当事人市场力量的客观条件和实际能力。因此，当事人在较大程度上具有控制专利许可费、许可条件以及阻碍、影响其他经营者进入相关市场的能力。

3. 无线通信终端制造商对当事人的无线标准必要专利组合许可高度依赖。无线通信终端制造商生产销售符合 CDMA、WCDMA 和 LTE 技术标准的产品，必须使用当事人的无线标准必要专利组合。由于当事人的每一项无线标准必要专利覆盖相关技术标准的不同方面，每一项无线标准必要专利对无线通信终端制造商均不可或缺，任何一项无线标准必要专利的缺失，均可能导致无线通信终端不能与网络互通，不能满足客户需求和获得监管部门的入网许可。因此，无线通信终端制造商对当事人的无线标准必要专利组合许可高度依赖，当事人具有支配性的市场力量。

4. 其他经营者进入相关市场难度较大。无线通信技术标准是实现无线通信终端兼容、互联和互通的技术规范，在—项专利成为 CDMA、WCDMA 和 LTE 技术标准的无线标准必要专利的同时，其他竞争性技术则可能被排除在该技术标准之外。CDMA、WCDMA 和 LTE 技术标准被实施后，任何被纳入标准的技术若要改变，通常会给运营商和相关制造商带来难以承受的成本，其他竞争性技术客观上难以被纳入该技术标准。因此，其他经营者难以进入当事人持有的无线标准必要专利组合许可构成的相关市场。

在本案调查过程中，当事人未提出证据证明当事人在无线标准必要专利许可市场不具有市场支配地位。

根据《中华人民共和国反垄断法》第十八条的规定，本机关依据上述因素，认定当事人在无线标准必要专利许可市场具有市场支配地位。

（二）当事人在基带芯片市场具有市场支配地位

基带芯片是实现无线通信终端通信功能的重要部件。由于不同无线通信技术标准依托不同的无线标准必要专利，符合不同技术标准的基带芯片在特性、功能等方面均不相同。从需求替代分析，无线通信终端制造商生产用于特定无线通信网络的产品，必须采用支持实施相应技术标准的基带芯片，不会因为—种基带芯片价格等因素的变化，寻求采购实施其他技术标准的基带芯片。从供给替代分析，基带芯片的研发和生产具有较强的技术性，其他经营者进入该市场存在较强的壁垒；生产商生产符合不同技术标准的基带芯片依托不同的技术和平台，不会根据不同基带芯片的需求量、价格等变化进行快速转产，不同的基带芯片供应之间不具有强替代性。因此，符合不同技术标准的基带芯片彼此不可替代。本案调查涉及的基带芯片市场细化为三个不同的相关产品市场：CDMA 基带芯片市场、WCDMA 基带芯片市场和 LTE 基带芯片市场。

基带芯片在运输、销售、使用和进出口等方面均不存在明显的地域障碍。基带芯片生产商在全球范围内销售基带芯片，并通常与其他基带芯片生产商进行全球性竞争；无线通信终端制造商会基于功能、价格、质量、品牌等因素考量，在全球范围内选择采购不同的基带芯

片。因此，在本案中，CDMA 基带芯片、WCDMA 基带芯片和 LTE 基带芯片的相关地域市场均为全球市场。

本机关查明，当事人在 CDMA 基带芯片市场、WCDMA 基带芯片市场和 LTE 基带芯片市场均具有市场支配地位，主要事实和理由如下：

1.当事人在相关市场的市场份额均超过二分之一。根据 Strategy Analytics 报告数据，2013 年当事人在 CDMA 基带芯片市场、WCDMA 基带芯片市场和 LTE 基带芯片市场的销售额市场份额分别为 93.1%、53.9%和 96%，均超过了 50%。根据《中华人民共和国反垄断法》第十九条第一款第一项的规定，可以推定当事人在上述基带芯片相关市场具有市场支配地位。

2.当事人具有控制相关基带芯片市场的能力。根据 Strategy Analytics 报告数据，当事人在基带芯片市场长期处于领先地位。从 2007 至 2013 年已连续六年稳居全球基带芯片销售第一的位置，占有的市场份额明显高于其他竞争对手。在 CDMA 基带芯片市场，长期以来只有当事人和威睿电通（VIA TELECOM）两家公司，而威睿电通 2013 年只占有不到 7%的市场份额；在 LTE 基带芯片市场，2013 年，位居第二的韩国三星电子株式会社占有的市场份额只有 2%左右。因此，在 CDMA 和 LTE 基带芯片市场，当事人具有较强的控制市场的能力。在 WCDMA 基带芯片市场，2013 年联发科（MTK）的市场份额为 15.5%，英特尔为 11.8%，博通公司为 9.3%，均远低于当事人 53.9%的市场份额。市场份额第二的联发科近几年所占市场份额有所上升，但竞争力主要体现在中低端市场，且同等规格的基带芯片推出时间远落后于当事人，其对 WCDMA 基带芯片市场的控制力远低于当事人。因此，在 WCDMA 基带芯片市场，当事人具有一定程度控制市场的能力。

3.主要无线通信终端制造商对当事人的基带芯片高度依赖。在全球范围内，当事人在 CDMA、WCDMA 和 LTE 基带芯片市场均占有最大的市场份额，且基带芯片生产商数量较少，无线通信终端制造商对基带芯片生产商的选择有限，对当事人高度依赖。同时，由于当事人生产的基带芯片在技术、功能、品牌等方面具有优势，特别是中高端基带芯片的竞争优势更为明显，无线通信终端制造商为使生产销售的产品更具竞争力，有选择当事人基带芯片的较强倾向性和偏好，对当事人的基带芯片具有高度依赖性。

4.基带芯片市场进入门槛高、难度大。基带芯片的研发和生产具有较强的技术性，属于技术密集型产业，潜在经营者进入基带芯片市场难度较大，通常会面临研发生产、终端操作系统支持、运营商测试、国家监管部门入网许可、技术出口管制、研发和上市周期长等现实进入门槛。因此，其他经营者进入基带芯片市场并有效参与市场竞争的难度较大。

在本案调查过程中，当事人未提出证据证明当事人在 CDMA 基带芯片市场、LTE 基带芯片市场不具有市场支配地位。

当事人提出，在 WCDMA 基带芯片市场并不具有市场支配地位，主要事实和理由：按销售量计算，当事人在 WCDMA 基带芯片市场所占市场份额不到 50%，且 WCDMA 基带芯片市场存在有效的市场竞争。本机关认为，在本案中，当事人 WCDMA 基带芯片销售额市场份额相对于销售量市场份额而言，更能体现当事人在该相关市场的市场力量。2013 年，当事人 WCDMA 基带芯片销售额市场份额超过 50%、销售量市场份额不到 50%，表明当事人 WCDMA

基带芯片平均售价高于其他经营者的平均售价，更高的平均售价进一步证明了当事人在 WCDMA 基带芯片市场具有一定的支配能力。同时，市场份额仅是分析和认定当事人在 WCDMA 基带芯片市场是否具有市场支配地位的因素之一。因此，当事人提出的证据不能证明当事人在 WCDMA 基带芯片市场不具有市场支配地位。

根据《中华人民共和国反垄断法》第十八条的规定，本机关综合分析基带芯片市场的市场结构、竞争状况以及交易对象对当事人的依赖程度和相关市场进入难易程度等因素，认定当事人在 CDMA 基带芯片市场、WCDMA 基带芯片市场和 LTE 基带芯片市场均具有市场支配地位。

二、当事人滥用市场支配地位的行为

在本案中，考虑到当事人将持有的相关国家和地区的无线标准必要专利进行组合许可，本机关决定调查与中华人民共和国境内市场竞争和消费者利益密切相关的当事人针对无线通信终端在中华人民共和国境内制造时或者在中华人民共和国境内销售时所实施的无线标准必要专利的许可行为和基带芯片销售行为。本机关查明，当事人滥用市场支配地位，实施了《中华人民共和国反垄断法》禁止的垄断行为。具体事实、理由和依据如下：

（一）当事人滥用在无线标准必要专利许可市场的支配地位，收取不公平的高价专利许可费

1.对过期无线标准必要专利收取许可费

本机关查明，截至 2014 年 1 月 1 日，在当事人持有的无线标准必要专利中，有部分相关专利已经过期，且包含一定数量的重要无线标准必要专利。CDMA 技术于 1995 年开始商业应用，当事人此前申请的很多核心 CDMA 无线标准必要专利已经过期，而当事人与被许可人签订的 CDMA 和 WCDMA 专利许可协议，均包括相关过期的核心 CDMA 无线标准必要专利。尽管当事人不断有新的专利加入到专利组合中，但当事人未能提供证据证明新增专利价值与过期无线标准必要专利价值相当。同时，当事人不向被许可人提供专利清单，且与被许可人签订的长期甚至无固定期限的许可协议中约定了一直不变的专利许可费标准。当事人的过期无线标准必要专利包含在对外许可的专利组合中，被许可人未能获得公平协商的机会以避免对当事人的过期专利支付许可费。

以上事实，有《基于专利存续的 Qualcomm 重要标准必要专利包价值研究报告》、《用户单元许可协议》、《调查询问笔录》和《对国家发改委关注问题的陈述性答复》等材料作为证据。

在本案调查过程中，当事人提出，虽然每年都有一些专利到期，但有更大数量的新专利进入到专利包中，不存在对过期专利收取专利许可费的问题。

本机关认为，不论当事人对外许可的专利组合有无变化，以及是否有新的专利不断加入到专利组合中，当事人进行长期甚至无固定期限许可的同时，不提供专利清单本身都不具有合理性。即使如当事人主张，不断有新的专利加入到专利组合中，并且总体上专利组合中的专利数量有所增加，但专利组合中的专利数量并不必然反映其价值。因此，当事人提出的新增专利能够补充过期专利价值的主张不能得到证实。当事人对新增加的专利是否为被许可人

所必需以及是否具有价值均不予评估和明示，不衡量和分析过期专利和新补充专利的价值对比和变化，而以不断有新专利加入专利组合为由，笼统地对专利组合持续多年收取同样的许可费，实际上模糊了被许可人获得专利许可的具体标的，被许可人需要对当事人的过期无线标准必要专利继续支付许可费。

本机关认为，当事人应当给予被许可人公平的机会进行协商，避免对过期专利继续收取专利许可费。

2.要求被许可人将专利进行免费反向许可

本机关查明，当事人在无线标准必要专利许可中，强迫某些被许可人将持有的相关非无线标准必要专利向当事人进行许可；强迫某些被许可人免费进行反向许可；要求某些被许可人不能就持有的相关专利向当事人及当事人的客户主张权利或者提起诉讼。当事人在某些无线标准必要专利许可谈判中并不实质性地考虑和评估被许可人专利的价值，拒绝向被许可人就反向许可的专利支付合理的对价。

以上事实，有《用户单元许可协议》、《调查询问笔录》、《对国家发改委关注问题的陈述性答复》和被许可人提供的相关材料等作为证据。

在本案调查过程中，当事人就免费获得被许可人的专利反向许可提出三方面理由：一是当事人从被许可人获得专利反向许可是为了保护当事人的业务及基带芯片客户免受专利侵权的困扰；二是当事人要求免费反向许可是与被许可人总体价值交换的一部分；三是许多中国被许可人不拥有在实质价值上能够交换的专利组合。

本机关认为，当事人提出的上述理由不成立，要求被许可人进行专利免费反向许可不公平。当事人向被许可人谋求专利反向许可本身并不违反相关法律，但获得专利反向许可的需求并不是在所有情况下免费获得专利反向许可的理由。当事人获得被许可人专利反向许可应当尊重被许可人的创新成果，对被许可人反向许可的专利价值予以考虑，特别是部分中国被许可人同样持有高价值的专利组合。当事人不能出于保护当事人业务及基带芯片客户免受专利侵权困扰的考虑，而完全否定中国被许可人所持有专利的价值，利用在无线标准必要专利许可市场和基带芯片市场的支配地位，要求被许可人将持有的相关专利向当事人及当事人客户进行免费许可，并限制被许可人就持有的相关专利主张权利或者提起诉讼。当事人未能提供有效证据证明，当事人在专利许可中对某些被许可人反向许可的专利支付了相应的对价。当事人提出的免费反向许可是与被许可人总体价值交换的一部分，缺乏事实和证据支持。因此，根据调查取得的证据，当事人提出的主张与事实不符，不能证明当事人要求专利免费反向许可具有公平性。

本机关认为，当事人利用在无线标准必要专利许可市场的支配地位，强迫被许可人向当事人进行专利免费反向许可，在专利许可费中不抵扣被许可人反向许可的专利价值或者支付其他对价。

此外，在本案调查中，本机关还查明，在当事人对外许可的专利组合中，无线标准必要专利具有核心价值，非无线标准必要专利不必然对所有的无线通信终端具有价值，无线通信终端制造商不必然需要获得当事人的非无线标准必要专利许可。当事人的无线标准必要专利主

要涉及无线通信技术，而不涉及无线通信终端的外壳、显示屏、摄像头、麦克风、扬声器、电池、内存和操作系统等。当事人在将无线标准必要专利和非无线标准必要专利进行一揽子许可的同时，以无线通信终端的整机批发净售价作为计算专利许可费的基础。

本机关认为，当事人对外许可的专利组合中包含了具有核心价值的无线标准必要专利和对被许可人价值并不确定的非无线标准必要专利。对于被迫接受当事人一揽子专利许可的被许可人，当事人在坚持较高许可费率的同时，以超出当事人持有的无线标准必要专利覆盖范围的整机批发净售价作为计费基础，显失公平，导致专利许可费过高。

本机关综合分析当事人的上述行为认为，当事人直接或者间接地收取了不公平的高价专利许可费。当事人要求专利免费反向许可，抑制了被许可人进行技术创新的动力，阻碍了无线通信技术的创新和发展，排除、限制了无线通信技术市场的竞争。同时，要求专利免费反向许可使当事人相对其他基带芯片生产商获得了不正当的竞争优势，无线通信终端制造商采购其他基带芯片生产商的产品将会负担更高的知识产权成本，削弱了其他基带芯片生产商竞争力，损害了市场竞争。当事人收取不公平高价专利许可费增加了无线通信终端制造商的成本，并最终传导到消费终端，损害了消费者的利益。

本机关认定，当事人违反《中华人民共和国反垄断法》第十七条第一款第一项关于禁止具有市场支配地位的经营者以不公平的高价销售商品的规定。

(二) 当事人滥用在无线标准必要专利许可市场的支配地位，在无线标准必要专利许可中，没有正当理由搭售非无线标准必要专利许可

本机关查明，无线通信终端制造商必须向无线标准必要专利持有人寻求专利许可，没有其他选择；非无线标准必要专利不是强制实施的专利，无线通信终端制造商可以进行规避设计，或者根据专利技术的优劣及其他因素，在不同的竞争性替代技术中进行自由选择。因此，非无线标准必要专利与无线标准必要专利性质不同、相互独立，分别对外进行许可并不影响上述两种不同专利的应用和价值。当事人在进行专利许可时，不对无线标准必要专利与非无线标准必要专利进行区分，不向被许可人提供专利清单，而是采取设定单一许可费并进行一揽子许可的方式，将持有的非无线标准必要专利进行搭售许可。

以上事实，有《用户单元许可协议》、《调查询问笔录》、《对国家发改委关注问题的陈述性答复》和被许可人提供的相关材料等作为证据。

在本案调查过程中，当事人就搭售非无线标准必要专利许可行为的合理性，提出三个方面的理由：一是当事人提供了只许可无线标准必要专利的选择，被许可人大多自主选择整体的专利组合；二是无线标准必要专利和非无线标准必要专利很难区分，被许可人只获得无线标准必要专利许可，可能面临诉讼风险；三是搭售非无线标准必要专利许可不会限制市场竞争，被许可人同样可以选择竞争者的技术。

本机关认为，当事人提出的上述理由不成立，在无线标准必要专利许可中搭售非无线标准必要专利许可没有正当理由。根据众多被许可人提供的证据材料，当事人所称一直提供只许可无线标准必要专利的选择与事实不符。本机关在调查中发现，尽管一些被许可人可能会主动选择寻求当事人整体专利组合许可，但部分被许可人为了获得当事人无线标准必要专利

许可而不得不接受非无线标准必要专利许可。被许可人是否与当事人签订一揽子专利许可协议，应当在当事人提供无线标准必要专利和非无线标准必要专利清单的前提下，由被许可人自主做出选择。当事人一直拒绝向被许可人提供专利清单，并通常不向被许可人提供只包含无线标准必要专利的许可要约。无线标准必要专利与非无线标准必要专利可以进行区分并分别进行许可，并且通过合同条款在许可协议中对标准必要专利的范围进行界定是一种惯常做法。即使分别提供无线标准必要专利与非无线标准必要专利许可要约需要一定的成本，并可能增加专利许可谈判的复杂性，但这不能构成将与无线标准必要专利性质不同的非无线标准必要专利进行搭售许可的合理理由。

本机关认为，当事人利用在无线标准必要专利许可市场的支配地位，在无线标准必要专利许可中没有正当理由搭售非无线标准必要专利许可。对于非无线标准必要专利，被许可人本可以考量包括侵权和诉讼风险在内的各种因素，自由决定是否寻求以及向哪个专利权人寻求获得许可。由于当事人强制搭售非无线标准必要专利许可，被许可人必须从当事人获得非无线标准必要专利许可并支付许可费，理性的被许可人通常不会额外承担费用进行规避设计或者寻求替代性技术。这使得与当事人持有的非无线标准必要专利具有竞争关系的其他替代性技术失去了参与竞争的机会和可能，严重排除、限制了相关非无线标准必要专利许可市场的竞争，阻碍、抑制了技术创新，最终损害了消费者的利益。

本机关认定，当事人没有正当理由，在无线标准必要专利许可中搭售非无线标准必要专利许可，违反《中华人民共和国反垄断法》第十七条第一款第五项关于禁止具有市场支配地位的经营者没有正当理由搭售商品的规定。

（三）当事人滥用在基带芯片市场的支配地位，在基带芯片销售中附加不合理条件

本机关查明，当事人将签订和不挑战专利许可协议作为被许可人获得当事人基带芯片的条件。如果潜在被许可人未与当事人签订包含不合理许可条件的专利许可协议，当事人则拒绝与该潜在被许可人签订基带芯片销售协议并拒绝向其供应基带芯片；如果已经与当事人签订专利许可协议的被许可人与当事人就专利许可协议产生争议并提起诉讼，则当事人将停止向该被许可人供应基带芯片。

以上事实，有《用户单元许可协议》、《零部件供应协议》、《调查询问笔录》和《对国家发改委关注问题的陈述性答复》等材料作为证据。

在本案调查过程中，当事人对于将签订和不挑战专利许可协议作为向被许可人供应基带芯片的条件这一事实未予否认，但提出该行为具有合理性。

本机关认为，无线通信终端制造商使用当事人的无线标准必要专利应当支付公平、合理的专利许可费，但当事人在专利许可要约中包含了过期专利收费、要求被许可人进行专利免费反向许可、没有正当理由搭售非无线标准必要专利许可等不合理条件，利用在基带芯片市场的支配地位，以不供应基带芯片相要挟，强迫潜在被许可人签订包含不合理条件的专利许可协议，该行为不具有合理性。同时，被许可人与当事人就专利许可协议产生争议并提起诉讼是被许可人的权利，而当事人基于在基带芯片市场的支配地位，在基带芯片销售中附加不挑战专利许可协议的不合理条件，实质上限制甚至剥夺了被许可人的上述权利，将不挑战专

利许可协议作为当事人向被许可人供应基带芯片的前提条件，没有正当理由。

本机关认为，由于当事人在基带芯片市场具有支配地位，潜在的和实际的被许可人对当事人的基带芯片高度依赖，如果当事人拒绝提供基带芯片，则潜在的或者实际的被许可人可能无法进入或者必须退出相关市场，无法有效参与市场竞争。当事人利用在基带芯片市场的支配地位，要求潜在被许可人签订包含不合理条件的许可协议，限制被许可人就专利许可协议提出争议和提起诉讼的权利，将不接受当事人不合理专利许可条件的潜在的或者实际的被许可人排挤出市场，排除、限制了市场竞争。

本机关认定，当事人没有正当理由，在基带芯片销售中附加不合理条件，要求被许可人签订包含不合理条件的专利许可协议，要求被许可人不挑战与当事人签订的专利许可协议，违反《中华人民共和国反垄断法》第十七条第一款第五项关于禁止具有市场支配地位的经营者在交易时附加不合理交易条件的规定。

以上认定只适用于与中华人民共和国境内市场竞争和消费者利益密切相关的当事人针对无线通信终端在中华人民共和国境内制造时或者在中华人民共和国境内销售时所实施的无线标准必要专利的许可行为和基带芯片销售行为。

三、行政处罚依据和决定

依据《中华人民共和国反垄断法》第四十七条、第四十九条的规定，本机关对当事人上述滥用无线标准必要专利许可市场和基带芯片市场支配地位的行为作出如下决定：

（一）责令当事人停止滥用市场支配地位的违法行为

本机关责令当事人停止上述滥用市场支配地位的违法行为，具体如下：

- 1.当事人在对中华人民共和国境内的无线通信终端制造商进行无线标准必要专利许可时，应当向被许可人提供专利清单，不得对过期专利收取许可费。
- 2.当事人在对中华人民共和国境内的无线通信终端制造商进行无线标准必要专利许可时，不得违背被许可人意愿，要求被许可人将持有的非无线标准必要专利反向许可；不得强迫被许可人将持有的相关专利向当事人反向许可而不支付合理的对价。
- 3.对为在中华人民共和国境内使用而销售的无线通信终端，当事人不得在坚持较高许可费率的同时，以整机批发净售价作为计算无线标准必要专利许可费的基础。
- 4.当事人在对中华人民共和国境内的无线通信终端制造商进行无线标准必要专利许可时，不得没有正当理由搭售非无线标准必要专利许可。
- 5.当事人对中华人民共和国境内的无线通信终端制造商销售基带芯片，不得以潜在被许可人接受过期专利收费、专利免费反向许可、没有正当理由搭售非无线标准必要专利许可等不合理条件为前提；不得将被许可人不挑战专利许可协议作为当事人供应基带芯片的条件。

上述各项责令当事人停止的违法行为适用于当事人的子公司和当事人具有实际控制权的其他公司。当事人转让无线标准必要专利的，应当要求权利受让方承诺受上述禁止行为的限制。

当事人在中华人民共和国境外授权的无线标准必要专利许可行为，对中华人民共和国境内市场竞争不具有显著排除、限制影响的，不适用以上决定。

(二) 对当事人处 2013 年度销售额 8% 的罚款

经核定, 当事人 2013 年度在中华人民共和国境内的销售额为 761.02 亿元人民币 (汇率按中华人民共和国国家外汇管理局公布的 2013 年度平均人民币汇率中间价计算)。本机关认为, 当事人滥用市场支配地位行为的性质严重, 程度较深, 持续时间较长, 本机关决定对当事人处 2013 年度在中华人民共和国境内销售额 8% 的罚款, 计 60.88 亿元人民币。

当事人应当自收到本行政处罚决定书之日起十五日内, 携本行政处罚决定书将罚款人民币六十亿八千八百万元上缴中华人民共和国国库。收款人全称: (略); 账号: (略); 开户银行: (略)。

当事人到期不缴纳罚款的, 每日按罚款数额的百分之三加处罚款, 同时本机关可以申请人民法院强制执行。

当事人如对上述行政处罚决定不服, 可以自收到本行政处罚决定书之日起六十日内, 向中华人民共和国国家发展和改革委员会申请行政复议, 或者自收到本行政处罚决定书之日起三个月内依法向人民法院提起诉讼。复议、诉讼期间, 本处罚决定不停止执行。

国家发展改革委办公厅

2015 年 2 月 9 日

(2) 国家工商行政管理総局の「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」

ア、はじめに

特許権等の知的財産制度と独占禁止法による競争政策とは、本来的には、経済効率の向上や消費者及び社会公共の利益の保護といった共通の目標を有するものである。しかし、知的財産制度は、権利者に対して一種の独占的権利を与えるものであるため、当該権利が不適切な形で行使された場合には、市場における健全な競争を保護する独占禁止法との間で問題が生じ得ることが従前から指摘されてきた³¹。

中国においては、2007年8月の独占禁止法の制定当初から、知的財産権の行使を原則として適用除外対象としつつ、例外として、知的財産権を濫用して競争を制限又は排除する場合には、独占禁止法の違反となる旨が明確に示されていた(独占禁止法 55条)。そして、実務上も、米国の InterDigital Inc.による携帯電話関連の特許に関する高額なライセンス料の要求が支配的地位の濫用に該当すると、中国の大手携帯電話メーカーの主張が広東省高級人民法院において認められ、その後、国家発展改革委員会による調査も行われた事例³²等が存在し、特に、2015年2月に、米国の Qualcomm Inc.による期限切れ特許等の抱合許諾やライセンサーに対する関連特許の無償供与の要求等が、支配的地位の濫用に該当するとして、国家発展改革委員会が同社に対して約60億元の過料を科した事例は記憶に新しい。しかしながら、上記のような事例が存在する一方で、具体的にどのような行為が知的財産権の濫用として独占禁止法違反となるかについて、法令等においてはこれまで明らかにされてこなかった。

このような状況の中、2015年4月7日に国家工商行政管理総局により公布された「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」(以下「本規定」という。)は、これまで法令上明確に示されていなかった、具体的にどのような行為が知的財産権の濫用として独占禁止法違反となるかについての判断基準や枠組み等を、初めて明文で規定したものとして、実務上重要な意義を有するものと評価できる³³。本稿では、知的財産制度と競争政策に関する世界的な

³¹ 例えば、日本では、1968年5月公表の「国際的技術導入契約に関する認定基準」以降、公正取引委員会により、知的財産制度と独占禁止法の関係に関するガイドラインが数度にわたり策定されている。

³² 華為技術有限公司が、InterDigital Inc.による携帯電話の標準必須特許のライセンス交渉において高額なライセンス料の要求が支配的地位の濫用に当たるとして同社を提訴し、2013年11月に、広東省高級人民法院が当該主張を認めて損害賠償の支払を命じ、さらに、その後、国家発展改革委員会による調査が行われ、2014年6月に InterDigital Inc.が違反行為の排除を確約したことにより調査が終了した。

³³ なお、本規定は、国家工商行政管理総局により制定されたものであり、14条及び17条において、工商行政管理機関が知的財産権の濫用行為の調査及び処罰を行う旨が規定されているが、これまで InterDigital Inc.や Qualcomm Inc.の事件等の調査や処分を行ってきたのは国家発展改革委員会であり、同委員会の今後の関与の在り方等、当局間の権限分配等について必ずしも明

実務の動向も踏まえつつ、本規定の内容について概観することとする。

イ、本規定の主な内容

(ア) 知的財産権の濫用行為の定義

本規定では、まず、知的財産権の濫用による競争の制限又は排除行為について、事業者が独占禁止法の規定に違反して知的財産権を行使し、①独占合意を実施し、又は、②市場支配的地位を濫用する等の独占行為を指す(但し、価格独占行為を除く)ものと定義している(3条)。そして、4条以下において、①独占合意及び②市場支配的地位の濫用等の具体的な判断基準等について規定している。

(イ) 独占合意の禁止

まず、①独占合意について、本規定は、知的財産権行使の方法を利用して、独占禁止法 13 条及び 14 条に定める水平的又は垂直的な独占合意を達成してはならない旨規定した上で(4 条)、独占禁止法 13 条 1 項 6 号及び 14 条 3 号の水平的独占合意及び垂直的独占合意のいわゆるバスケット条項(「国務院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定」)に関して、独占合意に原則として該当しない場合として、以下の場合を規定している(5 条)。

知的財産権の行使の方法による独占合意については、価格合意等の各条項に列挙された典型的な行為類型に必ずしも当てはまらず、上記のバスケット条項の適用の有無が問題となる場合が多いと考えられることから、関係事業者の市場占有率及び代替技術の利用可能性を基準とする下記の規定は、いわゆるセーフハーバーとして、事業者に一定の予測可能性を提供するものと言える。

《独占合意のセーフハーバー》

- (1) 競争関係にある事業者の関連市場における市場占有率の合計が 20%を超えず、又は関連市場において合理的なコストにより得られるその他の単独で支配する代替技術が少なくとも4つ存在する場合
- (2) 事業者及び取引相手の関連市場における市場占有率がいずれも 30%を超えず、又は関連市場において合理的なコストにより得られるその他の単独で支配する代替技術が少なくとも2つ存在する場合

(ウ) 支配的地位の濫用の禁止

確ではない点も存する。

次に、②支配的地位の濫用に関して、本規定は、市場における支配的地位の有無の認定は、他の場合と同様に、支配的地位の認定要素及び推定要件について定めた独占禁止法 18 条及び 19 条の規定に従って行うことを示した上で、事業者による知的財産権の保有は、その市場における支配的地位を認定する要素の 1 つとなり得るが、知的財産権の保有の事実のみに基づいて関連市場における市場支配的地位を推定してはならないとの、支配的地位の認定に関する基本的な考え方を明確にしている(6 条 2 項)。

その上で、本規定は、知的財産権の行使による支配的地位の濫用とされる具体的な行為類型について、市場において支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、以下の各行為を実施し、競争を排除し又は制限することを禁止している(7 条乃至 11 条)。

もっとも、各行為類型に関する規定文言のみからは、実際にどのような行為が該当し得るのか必ずしも明確ではなく、日本の公正取引委員会による知的財産権の利用に関するガイドライン³⁴のように、具体例が示されているわけでもないため、実務上判断に迷う場面が生じることが予想される。この点、前述の 2015 年 2 月の Qualcomm Inc. の事件の処罰決定においては、Qualcomm Inc. による下記の各行為類型とも整合性を有する様々な行為が、支配的地位の濫用に該当する行為として具体的に認定されており³⁵、実務上の解釈において参考になると考えられる。

《支配的地位の濫用行為の類型》

- (1) 当該知的財産権が生産経営活動において不可欠施設の法理を構成する状況における、他の事業者への合理的条件での使用許諾の拒絶(違反認定に当たっては以下の要素を考慮)(7 条)
 - (a) 当該知的財産権の関連市場における非代替性及び関連市場の競争への参加のための必須性
 - (b) 当該知的財産権の許諾を拒絶することによる、関連市場における競争又は革新への悪影響及び消費者の利益又は公共の利益の損失
 - (c) 当該知的財産権の許諾による当該事業者が被る不合理な損害の不存在
- (2) 知的財産権行使の過程における以下の取引制限行為の実施(8 条)
 - (a) 取引相手による自己以外との取引の禁止
 - (b) 取引相手による自己が指定した事業者以外との取引の禁止

³⁴ 公正取引委員会による「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(2007 年 9 月公表、2010 年 1 月改正)。

³⁵ 具体的には、Qualcomm Inc. による、①(i)特許をライセンスする際に、特許リストの提供を拒絶し、権利保護期間の終了した特許も含めてライセンス料を徴収するとともに、(ii)ライセンサーに対して保有する関連特許を無償で逆供与するよう要求し、かつ、(iii)ライセンス料についても、やや高めの料率を維持して不公平に高額なライセンス料を徴収し、②標準必須特許のライセンスに当たり、正当な理由なく非標準特許のライセンスを抱合許諾し、かつ、③製品の販売に当たり、特許ライセンス契約の締結及びこれについて争わないことを販売の条件とした行為等が、支配的地位の濫用行為に該当すると判断されている。

- (3) 知的財産権行使の過程における以下の各条件を同時に満たす抱合販売行為の実施(9条)
- (a) 取引慣行、消費習慣等に違背し、又は商品の機能を無視した、異なる商品の強制的な抱合又はセット販売
 - (b) 抱合販売行為の実施によって当該事業者の抱合商品市場における支配的地位を被抱合商品市場にまで拡大することによる、その他の事業者の抱合商品又は被抱合商品市場における競争の制限又は排除
- (4) 知的財産権行使の過程における以下の不合理な制限的条件を付加する行為の実施(10条)
- (a) 取引相手が改良した技術の独占的なグラントバックの要求
 - (b) 当該知的財産権の有効性に対する疑義の提起の禁止
 - (c) 許諾契約期間満了後、知的財産権を侵害しない状況下での競合商品又は技術の利用制限
 - (d) 有効期間満了又は無効認定後の知的財産権に関する権利の継続行使
 - (e) 取引相手による自己以外の第三者との取引の禁止
 - (f) 取引相手に対するその他の不合理な制限的条件の付加
- (5) 知的財産権行使の過程における差別的取扱いの実施(11条)

(エ) 標準必須特許に関する規制

近年、情報通信分野等の技術革新が著しい分野において、市場の整備による需要の拡大を図るため、異なる事業者・製品間に共通の標準規格を策定する標準化の取組みが進展する中で、標準化された規格を実施するために必要な技術に係る特許権(いわゆる標準必須特許)の重要性が高まっており、そのような技術に係る特許権の行使について、独占禁止法の観点からも、一定の制約を課すべきという議論が世界的に行われてきている³⁶。本規定においても、標準を実施する上で必要不可欠な特許を標準必須特許と定義した上で、以下の禁止行為が規定されている(13条)。

各禁止行為のうち、(2)については、市場における支配的地位の存在を要件としつつ、(a)標準の制定及び実施の過程における欺瞞的行為の禁止、並びに、(b)公平、合理的かつ非差別的な条件の原則に反する、許諾の拒絶、抱合販売その他の不合理な取引条件の付加の禁止、を規定するもので、標準必須特許に関する国際的な議論の趨勢に基本的に沿ったものと評価できる³⁷。こ

³⁶ これらの議論は、知的財産法と独占禁止法の2つの視点から行われているが、独占禁止法に関する事例としては、スマートフォンの特許紛争に関連した Samsung Electronics Co., Ltd.や Motorola Mobility Holdings Inc.による Apple Inc.に対する無線通信規格の標準必須特許に基づく差止請求権の行使が、支配的地位の濫用に該当すると2014年4月の欧州委員会の決定等が存在する。

³⁷ 具体的には、(a)については、標準化の議論の過程で関連特許の出願を明らかにすることなく、標準規格決定後に当該特許に関して高額なライセンス料の要求を行った米国の Rambus Inc.の行為を独占禁止法違反とした米国連邦取引委員会の決定(2007年2月)等と整合し、(b)について

れに対し、(1)については、具体的にどのような行為が対象となるかは必ずしも明らかとは言えず、今後の運用に留意を要すると思われる。

《標準必須特許に関する規制》

- (1) 知的財産権行使の過程における、標準(国の技術規範の強制要求を含む)の制定及び実施を利用した競争の制限又は排除行為の禁止
- (2) 市場において支配的地位を有する事業者による、標準の制定及び実施の過程における、正当な理由のない、以下の競争の制限又は排除行為の禁止
 - (a) 標準制定への参加過程で、故意に標準制定組織にその権利情報を開示せず、又はその権利を明らかに放棄しながら、何らかの標準が当該特許に関係した後、当該標準の実施者に対してその特許権を主張する行為
 - (b) 特許が標準必須特許となった後に、公平、合理的かつ非差別的な原則に違反し、許諾の拒絶、商品の抱合販売又は取引の際にその他の不合理な取引条件を付加する等の、競争の制限又は排除行為の実施

(オ) パテントプールに関する規制

複数の事業者が、それぞれが所有する特許権等又はこれらをライセンスする権限を特定の組織体に集中した上で、構成員に必要なライセンスを行う仕組みであるパテントプールについても、独占禁止法上の問題が以前から議論されてきている³⁸。本規定においても、パテントプールについて、①構成員による生産量、市場区分等の競争に関する情報交換、独占合意の達成の禁止や、②管理組織による各種の支配的地位の濫用行為を禁止し、パテントプールを利用した行為に関する規制を設けている(12条)。

(カ) その他

その他、本規定においては、工商行政管理機関を調査及び処罰の実施機関とすること(14条、17条)、知的財産権の濫用行為の認定手順等(15条)及び考慮要素(16条)、違反行為の罰則(独占禁止法46条1項及び47条と同様。17条)等が規定されている。

は、標準必須特許について、①特許権者は、ライセンスを希望する第三者に対して、公平、合理的、かつ非差別的(Fair, Reasonable, and Non-Discriminatory)な条件(FRAND条件)によるライセンスを認めるべきであり、かつ、②ライセンスを進んで受ける意向を示している第三者に対して差止請求権の行使は認められない、という米国や欧州を中心に形成されつつある国際的なルールと整合するものと評価し得る。

³⁸ 例えば、日本では、公正取引委員会により「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」(2005年6月公表、2007年9月改正)が策定されている。

ウ、まとめ

以上に概観したとおり、本規定は、これまで法令上明確に示されていなかった、知的財産権の濫用として独占禁止法違反となる行為の具体的な判断基準や枠組み等について、これまでの中国国内における事例の蓄積や、知的財産制度と競争政策に関する世界的な議論の状況を踏まえた上で、初めて明文で規定したものであるとして、重要な意義を有するものと評価できる。

一方で、本規定の文言のみからは、各禁止行為の外延までは必ずしも明らかではなく、実際の運用の在り方等についても、現時点では不明確な点が存する。また、中国の知的財産制度については、2015年4月1日に、重要な変更内容を数多く含む特許法の改正案が公布され、大きな転換点を迎えている。特許法の改正案には、本規定にも規定がある標準必須特許に関する規定等も含まれており、本規定の運用の在り方については、独占禁止法の観点だけでなく、現在進行中の知的財産制度の改革等も視野に入れた上で、注意深く見守っていく必要があると考えられる³⁹。

【法令】

・日本語訳

知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定

[关于禁止滥用知识产权排除、限制竞争行为的规定]

(国家工商行政管理总局令第74号)

(国家工商行政管理总局制定、2015年4月7日公布、2015年8月1日施行)

第1条(目的)⁴⁰

市場における公平な競争を保護し、及び革新を奨励し、事業者の知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為を制止するため、「中華人民共和国独占禁止法」(以下「独占禁止法」という)に基づき、本規定を制定する。

第2条(知的財産権の行使と独占禁止法)

独占禁止と知的財産権の保護は、競争及び革新の促進、経済運営効率の向上、消費者権益及び社会公共の利益の維持保護という共通の目標を有する。

事業者が知的財産権に関する法律、行政法規の規定に従い知的財産権を行使する行為には、「独占禁止法」を適用しない。但し、事業者が知的財産権を濫用して、競争を排除し、制限する行為には、「独占禁止法」を適用する。

³⁹ 実務上は、他の関係法令、例えば、ライセンス契約の内容等に関する、契約法(特許権ライセンス契約等関連規定)や技術輸出入管理条例(技術輸入契約関連規定)等にも留意する必要がある。

⁴⁰ 注: 条文見出しは原文にはないが、参照に便利のように、執筆担当事務所が付けた。

第3条(知的財産権の濫用)

本規定における知的財産権の濫用による競争の制限又は排除行為とは、事業者が「独占禁止法」の規定に違反して知的財産権を行使し、独占合意を実施し、市場支配的地位を濫用する等の独占行為を指す(価格独占行為を除く)。

本規定における関連市場は、関連商品市場及び関連地域市場を含むものとし、「独占禁止法」及び「国務院独占禁止委員会による関連市場の画定に関する指針」に従い画定を行い、かつ知的財産権、革新等の要素による影響を考慮する。知的財産権の許諾等に係る独占禁止法執行業務において、関連商品市場は、技術市場であってもよく、特定の知的財産権を含む製品市場であってもよい。関連技術市場とは、知的財産権の行使に係る技術及び相互に代替可能な同類技術との間の相互競争により構成される市場を指す。

第4条(独占合意の禁止)

事業者の間で知的財産権行使の方法を利用して「独占禁止法」第13条、第14条に禁止される独占合意を達成してはならない。但し、達成した合意が「独占禁止法」第15条の規定に合致することを事業者が証明できる場合はこの限りでない。

第5条(独占合意と認定されない場合)

事業者が知的財産権を行使する行為が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、「独占禁止法」第13条第1項第6号及び第14条第3号に禁止される独占合意と認定されないことができる。但し、かかる合意が競争を排除し又は制限する効果を有する旨を証明する相反する証拠がある場合はこの限りでない。

(1) 競争関係にある事業者のその行為による影響を受ける関連市場における市場占有率が合計20パーセントを超えず、又は関連市場において合理的なコストにより得られるその他の単独で支配する代替技術が少なくとも4つ存在する。

(2) 事業者及び取引相手の関連市場における市場占有率がいずれも30パーセントを超えず、又は関連市場において合理的なコストにより得られるその他の単独で支配する代替技術が少なくとも2つ存在する。

第6条(支配的地位の濫用の禁止)

市場における支配的地位を有する事業者は、知的財産権行使の過程において市場支配的地位を濫用して、競争を排除し、又は制限してはならない。

市場における支配的地位は、「独占禁止法」第18条及び第19条の規定に従い認定及び推定を行う。事業者が知的財産権を有することは、その市場における支配的地位を認定する要素の1つを構成するが、事業者が知的財産権を有することのみに基づきそれが関連市場において市場支配的地位を有すると推定してはならない。

第7条(生産経営活動に不可欠な知的財産権)

市場における支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、その知的財産権が生産経営活動において不可欠施設の法理(原文は「必需施設」)を構成する状況において、その他の事業者が合理的条件により当該知的財産権を使用する許諾を拒絶して、競争を排除し、又は制限してはならない。

前項の行為を認定するには、同時に次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (1) 当該知的財産権が関連市場において合理的に代替され得ず、他の事業者が関連市場の競争に参加するために必須であること
- (2) 当該知的財産権の許諾を拒絶すると、関連市場における競争又は革新に不利な影響がもたらされ、消費者の利益又は公共の利益が損なわれること
- (3) 当該知的財産権の許諾によって当該事業者に不合理な損害がもたらされないこと

第8条(取引制限行為の禁止)

市場における支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、知的財産権行使の過程において次の各号に掲げる取引制限行為を実施して、競争を排除し、又は制限してはならない。

- (1) 取引相手がそれとしか取引を行えないよう限定すること
- (2) 取引相手がその指定する事業者としか取引を行えないよう限定すること

第9条(抱合販売行為の禁止)

市場における支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、知的財産権行使の過程において次の各号に掲げる条件を同時に満たす抱き合わせ販売行為を実施して、競争を排除し、又は制限してはならない。

- (1) 取引慣行、消費習慣等に違背し、又は商品の機能を無視して、異なる商品を強制的に抱き合わせ販売し、又はセット販売すること
- (2) 抱き合わせ販売行為の実施によって当該事業者の抱き合わせ商品市場における支配的地位を被抱き合わせ商品市場にまで拡大し、その他の事業者の抱き合わせ商品又は被抱き合わせ商品市場における競争を排除し、制限すること

第10条(不合理な制限条件の付加行為の禁止)

市場における支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、知的財産権行使の過程において次の各号に掲げる不合理な制限条件を付加する行為を実施して、競争を排除し、又は制限してはならない。

- (1) 取引相手に対してその改良した技術の独占的なグラントバックを要求すること
- (2) 取引相手がその知的財産権の有効性について疑義を呈することを禁止すること
- (3) 許諾契約期間満了後に、取引相手が知的財産権を侵害しない状況において競合する商品又は技術を利用することを制限すること

(4) 保護期間がすでに満了し、又は無効認定を受けた知的財産権について権利を継続して行使すること

(5) 取引相手が第三者と取引を行うことを禁止すること

(6) 取引相手に対してその他の不合理な制限条件を付加すること

第 11 条(差別的取扱いの禁止)

市場における支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、知的財産権行使の過程において同等な条件の取引相手に対して差別的取扱いをして、競争を排除し、又は制限してはならない。

第 12 条(パテントプールに関する禁止行為)

事業者は、知的財産権行使の過程において、パテントプールを利用して競争を排除し、又は制限する行為を行ってはならない。

パテントプールの構成員は、パテントプールを利用して生産量、市場区分等の競争に関する機微な情報を交換し、「独占禁止法」第 13 条及び第 14 条に禁止される独占合意を達成してはならない。但し、達成した合意が「独占禁止法」第 15 条の規定に合致することを事業者が証明できる場合はこの限りでない。

市場における支配的地位を有するパテントプールの管理組織は、正当な理由なく、パテントプールを利用し、次の各号に掲げる市場支配的地位の濫用行為を実施して、競争を排除し、又は制限してはならない。

(1) プールの構成員がプールの外で単独の特許者として特許を許諾することを制限すること

(2) プールの構成員又は被許諾者が単独で又は第三者と共同してプールの特許と競合する技術を研究開発することを制限すること

(3) 被許諾者に対して、これが改良し、又は研究開発した技術を独占的にパテントプールの管理組織又はプールの構成員にグラントバックするよう強制すること

(4) 被許諾者がプールの特許の有効性に疑義を呈することを禁止すること

(5) 同等な条件のプールの構成員又は同一関連市場の被許諾者に対して取引条件において差別的取扱いをすること

(6) 国家工商行政管理総局が認定するその他の市場支配的地位を濫用する行為

本規定におけるパテントプールとは、2 つ又は 2 つ以上の特許権者が何らかの形式を通じて各自が保有する特許を第三者に共同で許諾する合意による取決めを指す。その形式は、当該目的のために設立される専門の合弁会社であってもよく、いずれかのプールの構成員又はいずれかの独立した第三者に管理を委託する方式であってもよい。

第 13 条(標準に関する禁止行為)

事業者は、知的財産権行使の過程において、標準(国の技術規範の強制要求を含む、以下同

様)の制定及び実施を利用して競争を制限し、又は排除する行為に従事してはならない。

市場における支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、標準の制定及び実施の過程において次の各号に掲げる競争を排除し、又は制限する行為を実施してはならない。

(1) 標準制定に参加する過程で、故意に標準制定組織にその権利情報を開示せず、又はその権利を明らかに放棄したが、何らかの標準が当該特許に関係した後になって当該標準の実施者に対してその特許権を主張する行為

(2) その特許が標準必須特許となった後に、公平、合理的かつ非差別的な原則に違反し、許諾の拒絶、商品の抱き合わせ販売又は取引の際にその他の不合理な取引条件を付加する等の競争を排除し、又は制限する行為を実施すること

本規定において標準必須特許とは、当該標準を実施するうえで必要不可欠な特許を指す。

第 14 条(調査機関)

事業者に知的財産権の濫用による競争排除又は制限行為の疑いがある場合、工商行政管理機関は、「独占禁止法」及び「独占合意、市場支配的地位濫用事件の取締手続に関する規定」に従い調査を行う。

第 15 条(分析・認定手順)

事業者の知的財産権の濫用による競争排除又は制限被疑行為を分析、認定する場合、次の手順をとることができる。

- (1) 事業者が知的財産権を行使する行為の性質及び態様を確定する。
- (2) 知的財産権を行使する事業者間における相互関係の性質を確定する。
- (3) 知的財産権の行使に係る関連市場を画定する。
- (4) 知的財産権を行使する事業者の市場における地位を認定する。
- (5) 事業者が知的財産権を行使する行為による関連市場における競争に対する影響を分析する。

事業者間の関係の性質を分析、認定する場合、知的財産権行使の行為そのものの特徴を考慮しなければならない。例えば、知的財産権の許諾に係る状況において、本来、競争関係にある事業者の間は、許諾契約においては取引関係であるが、許諾者及び被許諾者のいずれもが当該知的財産権を利用して製品を生産する市場においては競争関係でもある。但し、当事者間が許諾契約を締結する時点では競争関係がなく、契約を締結して初めて競争関係が生じる場合には、もとの契約に実質的な変更が生じない限り、なおも競争者間の合意とはみなさない。

第 16 条(考慮要素)

事業者による知的財産権行使行為の競争に対する影響を分析、認定する場合は、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (1) 事業者と取引相手の市場における地位

- (2) 関連市場の市場集中度
- (3) 関連市場への参入難度
- (4) 産業慣例及び産業の発展段階
- (5) 生産量、地域、消費者等における制限実施期間及び効力の範囲
- (6) 革新促進及び技術普及に対する影響
- (7) 事業者の革新能力及び技術変化の速度
- (8) 知的財産権行使行為の競争に対する影響を認定する際に関連するその他の要素

第 17 条 (法律責任)

事業者の知的財産権濫用による競争の排除又は制限行為が独占合意を構成する場合には、工商行政管理機関が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、併せて前年度売上高の 1 パーセント以上 10 パーセント以下の過料に処する。達成した独占合意を実施していない場合は、50 万円以下の過料に処することができる。

事業者の知的財産権濫用による競争の排除又は制限行為が独占合意を構成する場合には、工商行政管理機関が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、併せて前年度販売額の 1 パーセント以上 10 パーセント以下の過料に処する。

工商行政管理機関が具体的な過料の金額を確定するときは、違法行為の性質、情状、程度及び継続期間等の要素を考慮しなければならない。

第 18 条 (解釈)

本規定の解釈は、国家工商行政管理総局が行う。

第 19 条 (施行日)

本規定は 2015 年 8 月 1 日から施行する。

・原文

国家工商行政管理总局令

(第 74 号)

《关于禁止滥用知识产权排除、限制竞争行为的规定》已经国家工商行政管理总局局务会议审议通过，现予公布，自 2015 年 8 月 1 日起施行。

局长 张茅

2015年4月7日

关于禁止滥用知识产权排除、限制竞争行为的规定

(2015年4月7日国家工商行政管理总局令第74号公布)

第一条 为了保护市场公平竞争和激励创新，制止经营者滥用知识产权排除、限制竞争的行为，根据《中华人民共和国反垄断法》(以下简称《反垄断法》)，制定本规定。

第二条 反垄断与保护知识产权具有共同的目标，即促进竞争和创新，提高经济运行效率，维护消费者利益和社会公共利益。

经营者依照有关知识产权的法律、行政法规规定行使知识产权的行为，不适用《反垄断法》；但是，经营者滥用知识产权，排除、限制竞争的行为，适用《反垄断法》。

第三条 本规定所称滥用知识产权排除、限制竞争行为，是指经营者违反《反垄断法》的规定行使知识产权，实施垄断协议、滥用市场支配地位等垄断行为(价格垄断行为除外)。

本规定所称相关市场，包括相关商品市场和地域市场，依据《反垄断法》和《国务院反垄断委员会关于相关市场界定的指南》进行界定，并考虑知识产权、创新等因素的影响。在涉及知识产权许可等反垄断执法工作中，相关商品市场可以是技术市场，也可以是含有特定知识产权的产品市场。相关技术市场是指由行使知识产权所涉及的技术和可以相互替代的同类技术之间相互竞争所构成的市场。

第四条 经营者之间不得利用行使知识产权的方式达成《反垄断法》第十三条、第十四条所禁止的垄断协议。但是，经营者能够证明所达成的协议符合《反垄断法》第十五条规定的除外。

第五条 经营者行使知识产权的行为有下列情形之一的，可以不被认定为《反垄断法》第十三条第一款第六项和第十四条第三项所禁止的垄断协议，但是有相反的证据证明该协议具有排除、限制竞争效果的除外：

(一) 具有竞争关系的经营者在受其行为影响的相关市场上的市场份额合计不超过百分之二十，或者在相关市场上存在至少四个可以以合理成本得到的其他独立控制的替代性技术；

(二) 经营者与交易相对人在相关市场上的市场份额均不超过百分之三十，或者在相关市场上存在至少两个可以以合理成本得到的其他独立控制的替代性技术。

第六条 具有市场支配地位的经营者不得在行使知识产权的过程中滥用市场支配地位，排除、限制竞争。

市场支配地位根据《反垄断法》第十八条和第十九条的规定进行认定和推定。经营者拥有知识产权可以构成认定其市场支配地位的因素之一，但不能仅根据经营者拥有知识产权推定其在相关市场上具有市场支配地位。

第七条 具有市场支配地位的经营者没有正当理由，不得在其知识产权构成生产经营活动必需设施的情况下，拒绝许可其他经营者以合理条件使用该知识产权，排除、限制竞争。

认定前款行为需要同时考虑下列因素：

(一) 该项知识产权在相关市场上不能被合理替代，为其他经营者参与相关市场的竞争所必需；

(二) 拒绝许可该知识产权将会导致相关市场上的竞争或者创新受到不利影响，损害消费者利益或者公共利益；

(三) 许可该知识产权对该经营者不会造成不合理的损害。

第八条 具有市场支配地位的经营者没有正当理由，不得在行使知识产权的过程中，实施下列限定交易行为，排除、限制竞争：

(一) 限定交易相对人只能与其进行交易；

(二) 限定交易相对人只能与其指定的经营者进行交易。

第九条 具有市场支配地位的经营者没有正当理由，不得在行使知识产权的过程中，实施同时符合下列条件的搭售行为，排除、限制竞争：

(一) 违背交易惯例、消费习惯等或者无视商品的功能，将不同商品强制捆绑销售或者组合销售；

(二) 实施搭售行为使该经营者将其在搭售品市场的支配地位延伸到被搭售品市场，排除、限制了其他经营者在搭售品或者被搭售品市场上的竞争。

第十条 具有市场支配地位的经营者没有正当理由，不得在行使知识产权的过程中，实施下列附加不合理限制条件的行为，排除、限制竞争：

(一) 要求交易相对人将其改进的技术进行独占性的回授；

(二) 禁止交易相对人对其知识产权的有效性提出质疑；

(三) 限制交易相对人在许可协议期限届满后，在不侵犯知识产权的情况下利用竞争性的商品或者技术；

(四) 对保护期已经届满或者被认定无效的知识产权继续行使权利；

(五) 禁止交易相对人与第三方进行交易；

(六) 对交易相对人附加其他不合理的限制条件。

第十一条 具有市场支配地位的经营者没有正当理由，不得在行使知识产权的过程中，对条件相同的交易相对人实行差别待遇，排除、限制竞争。

第十二条 经营者不得在行使知识产权的过程中，利用专利联营从事排除、限制竞争的行为。

专利联营的成员不得利用专利联营交换产量、市场划分等有关竞争的敏感信息，达成《反垄断法》第十三条、第十四条所禁止的垄断协议。但是，经营者能够证明所达成的协议符合《反垄断法》第十五条规定的除外。

具有市场支配地位的专利联营管理组织没有正当理由，不得利用专利联营实施下列滥用市场支配地位的行为，排除、限制竞争：

(一) 限制联营成员在联营之外作为独立许可人许可专利；

(二) 限制联营成员或者被许可人独立或者与第三方联合研发与联营专利相竞争的技术；

(三) 强迫被许可人将其改进或者研发的技术独占性地回授给专利联营管理组织或者联营成员；

(四) 禁止被许可人质疑联营专利的有效性；

(五) 对条件相同的联营成员或者同一相关市场的被许可人在交易条件上实行差别待遇；

(六) 国家工商行政管理总局认定的其他滥用市场支配地位行为。

本规定所称专利联营，是指两个或者两个以上的专利权人通过某种形式将各自拥有的专利共同许可给第三方的协议安排。其形式可以是为此目的成立的专门合资公司，也可以是委托某一联营成员或者某独立的第三方进行管理。

第十三条 经营者不得在行使知识产权的过程中，利用标准（含国家技术规范的强制性要求，下同）的制定和实施从事排除、限制竞争的行为。

具有市场支配地位的经营者没有正当理由，不得在标准的制定和实施过程中实施下列排除、限制竞争行为：

(一) 在参与标准制定的过程中，故意不向标准制定组织披露其权利信息，或者明确放弃其权利，但是在某项标准涉及该专利后却对该标准的实施者主张其专利权。

(二) 在其专利成为标准必要专利后，违背公平、合理和无歧视原则，实施拒绝许可、搭售商品或者在交易时附加其他的不合理交易条件等排除、限制竞争的行为。

本规定所称标准必要专利，是指实施该项标准所必不可少的专利。

第十四条 经营者涉嫌滥用知识产权排除、限制竞争行为的，工商行政管理机关依据《反垄断法》和《工商行政管理机关查处垄断协议、滥用市场支配地位案件程序规定》进行调查。

第十五条 分析认定经营者涉嫌滥用知识产权排除、限制竞争行为，可以采取以下步骤：

(一) 确定经营者行使知识产权行为的性质和表现形式；

(二) 确定行使知识产权的经营者之间相互关系的性质；

(三) 界定行使知识产权所涉及的相关市场；

(四) 认定行使知识产权的经营者的市场地位；

(五) 分析经营者行使知识产权的行为对相关市场竞争的影响。

分析认定经营者之间关系的性质需要考虑行使知识产权行为本身的特点。在涉及知识产权许可的情况下，原本具有竞争关系的经营者之间在许可合同中是交易关系，而在许可人和被许可人都利用该知识产权生产产品的市场上则又是竞争关系。但是，如果当事人之间在订立许可协议时不是竞争关系，在协议订立之后才产生竞争关系的，则仍然不视为竞争者之间的协议，除非原协议发生实质性的变更。

第十六条 分析认定经营者行使知识产权的行为对竞争的影响，应当考虑下列因素：

(一) 经营者与交易相对人的市场地位；

(二) 相关市场的市场集中度；

(三) 进入相关市场的难易程度；

(四) 产业惯例与产业的发展阶段；

(五) 在产量、区域、消费者等方面进行限制的时间和效力范围；

(六) 对促进创新和技术推广的影响；

(七) 经营者的创新能力和技术变化的速度；

(八) 与认定行使知识产权的行为对竞争影响有关的其他因素。

第十七条 经营者滥用知识产权排除、限制竞争的行为构成垄断协议的，由工商行政管理机关责令停止违法行为，没收违法所得，并处上一年度销售额百分之一以上百分之十以下的罚款；尚未实施所达成的垄断协议的，可以处五十万元以下的罚款。

经营者滥用知识产权排除、限制竞争的行为构成滥用市场支配地位的，由工商行政管理机关责令停止违法行为，没收违法所得，并处上一年度销售额百分之一以上百分之十以下的罚款。

罰款。

工商行政管理机关确定具体罚款数额时,应当考虑违法行为的性质、情节、程度、持续的时间等因素。

第十八条 本规定由国家工商行政管理总局负责解释。

第十九条 本规定自 2015 年 8 月 1 日起施行。

(3) 知的財産権に関する独占禁止法の今後の傾向

上記において紹介した「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」は、中国の知的財産権分野における最初の独占禁止に係る法規則として、重要な意義を有するものと考えられる。

現在の中国は、依然として「技術輸入大国」であり、特に自動車、医薬品、農業機械等の分野において外国の技術等に頼らざるをえない場合が多い。にもかかわらず最近まで、知的財産法の濫用による競争排除制限行為に対する規制について、中国法は空白に近い状態であった。近時、知財と独禁が交錯する分野は特に注目を集めており、IDC 事件及びクアルコム事件もこのような動向の一面を示しているといえるであろう。知的財産権濫用禁止規定の公布は、これまでの実務経験と立法成果の体现であるといえる。

しかし、知的財産権濫用禁止規定は、あくまでも中央行政機関の一つである国家工商行政管理総局の部門規則である。中国の独禁法の管轄は、事業者集中については商務部に、価格独占行為については国家発展改革委員会に、その他の独占合意行為及び市場における支配的地位の濫用は国家工商行政管理総局に、それぞれ権限が属している。そのため、国家工商行政管理総局の知的財産権濫用禁止規定は、国家発展改革委員会及び工商行政管理総局が独占禁止に係る法律執行行為を行う際の参考にはなるものの、知的財産権の濫用による競争排除制限行為を包括的に取り締まる法体制は未だに整っていない。法規則が存在しないことは、知的財産権を有する外資企業にとっては、ある程度の権利行使の自由が与えられているともいえるが、その反面、法規則が存在しないために、「どこまでが適法なのか」という境目も分からなくさせている。クアルコム事件後、全国でクアルコムのような企業を告発する機運が高まったことについても、法規則の不明確性がその一因といえるであろう⁴¹。

そこで、2015 年 6 月、国家発展改革委員会は正式に「知的財産の濫用による独占禁止の規制ガイドライン」(以下「ガイドライン」)の起草のための準備会議を開いた⁴²。そして、2015 年 11 月 16

⁴¹ 網易：<http://money.163.com/15/1103/02/B7FA6V2I00253B0H.html>

⁴² 国家知的財産局：http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2015/201506/t20150605_1127320.html

日、ガイドラインは公開意見募集段階に入った⁴³。このガイドラインの制定も、クアルコム事件の影響を受けたものであるといえる。報道によれば、現在、国家工商行政管理総局と商務部もそれぞれガイドラインを策定しており、最終的には、3つの部門によって共同でガイドラインが制定される予定とのことである⁴⁴。

今後、知的財産権の濫用による競争排除制限行為に対する取締りは一時的に厳しくなることが予想される。しかし、それと同時に法規則も整備されるはずであり、将来的には法手続の透明化にもつながると考えられ、このことは、知的財産に関するリスク管理がより容易になることを意味し、知的財産分野に強い日系企業にとっては有利であろう。

⁴³ 国家知的財産局： http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2015/201511/t20151118_1204748.html

⁴⁴ 網易： <http://money.163.com/15/1103/02/B7FA6V2I00253B0H.html>

[執筆協力]

森・濱田松本法律事務所北京代表処

[発行]

ジェトロ北京事務所 知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

FAX: +86-10-6513-7079

2016年8月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはジェトロが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。